

第7期 第6回 横浜市子ども・子育て会議（総会）

日 時：令和8年3月24日（火）午後6時00分～

開催方法：ハイブリット開催

（横浜市庁舎18階みなと1・2・3会議室）

次 第

1 部会からの報告

2 審議事項

（1）「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価について

3 報告事項

（1）横浜市中期計画2026-2029（素案）について

（2）令和8年度こども青少年局予算について

4 その他

=====
資料1 第7期横浜市子ども・子育て会議 委員名簿・部会名簿

資料2 第7期横浜市子ども・子育て会議 事務局名簿

資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱

資料4 部会報告 保育・教育部会

資料5 「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」の点検・評価方法（案）について

資料6 横浜市中期計画2026-2029（素案）について

資料7 令和8年度こども青少年局予算概要（案）

第7期 横浜市子ども・子育て会議 委員名簿

◎:委員長 ○:副委員長

(敬称略・50音順)

	氏名	所属・役職等
1	あおやま てつべい 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
2	○ あかし よしち 明石 要一	千葉大学 名誉教授千葉敬愛短期大学 名誉教授
3	いしい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
4	うえおか ともこ 上岡 朋子	横浜の子育てワイワイ会議 共同代表
5	おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
6	◎ おおひなた まさみ 大日向 雅美	恵泉女学園大学 学長
7	かない ひろゆき 金井 宏之	市民委員
8	かみさわ ともこ 上澤 智子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
9	しばた やすみつ 柴田 康光	横浜地域連合 副議長
10	しみず じゅんや 清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
11	たかすぎ ようこ 高杉 陽子	横浜市PTA連絡協議会 副会長
12	たかばやし あやこ 高林 綾子	横浜市民生委員児童委員協議会 緑区主任児童委員連絡会代表
13	たなか けん 田中 健	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会
14	つとみ ひろし 津富 宏	立教大学コミュニティ福祉学部 特任教授
15	にわ ゆき 丹羽 由貴	市民委員
16	はぎわら けんじろう 萩原 建次郎	駒澤大学総合教育研究部 教授
17	へんみ しんいち 辺見 伸一	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
18	ほり さとこ 堀 聡子	東京福祉大学留学生教育センター 専任講師
19	まつい ようこ 松井 陽子	横浜商工会議所 女性会 副会長
20	みずたに たかし 水谷 隆史	一般社団法人横浜市医師会 常任理事

第7期 横浜市子ども・子育て会議 部会名簿

◎:部会長 ○:職務代理者

(敬称略・50音順)

部会	氏名	所属・役職等	
子育て 部会	委員	うえおか ともこ 上岡 朋子	横浜の子育てワイワイ会議 共同代表
		かみさわ ともこ 上澤 智子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
		しばた やすみつ 柴田 康光	横浜地域連合 副議長
		たなか けん 田中 健	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 児童福祉部会
		にわ ゆき 丹羽 由貴	市民委員
		◎ ほり さとこ 堀 聡子	東京福祉大学留学生教育センター 専任講師
		まつい ようこ 松井 陽子	横浜商工会議所 女性会 副会長
		○ みずたに たかし 水谷 隆史	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
保育・教育 部会	委員	◎ いしい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
		おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
		しみず じゅんや 清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
		たかすぎ ようこ 高杉 陽子※	横浜市PTA連絡協議会 副会長
	臨時 委員	いなだ りょうた 稲田 遼太	一般社団法人ラシク045
		おおさわ ひろみ 大澤 洋美	東京成徳短期大学幼児教育科 教授
		おぎ まり 尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
		さいた ひろし 斉田 裕史	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
		もり かよこ 森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
		○ やませ のりこ 山瀬 範子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 教授

第7期 横浜市子ども・子育て会議 部会名簿

◎:部会長 ○:職務代理者

(敬称略・50音順)

部会	氏名	所属・役職等	
放課後 部会	委員	○ <small>あおやま てつぺい</small> 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
		◎ <small>あかし よういち</small> 明石 要一	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授
		<small>かない ひろゆき</small> 金井 宏之	市民委員
		<small>たかばやし あやこ</small> 高林 綾子	横浜市民生委員児童委員協議会 緑区主任児童委員連絡会代表
		<small>へんみ しんいち</small> 辺見 伸一※	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
	臨時委員	<small>かねふじ こ</small> 金藤 心ゆ子	文教大学人間科学部 教授
		<small>すずき ゆうこ</small> 鈴木 裕子	国士舘大学文学部 教授
		<small>まつばやし みつこ</small> 松林 美津子	横浜市PTA連絡協議会 書記
		<small>ふじさき けんじ</small> 藤崎 健児	横浜市小学校校長会 副会長
		<small>まつもと ゆたか</small> 松本 豊	横浜市子ども会連絡協議会 会長
		<small>みやなが ちえこ</small> 宮永 千恵子	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長
青少年 部会	委員	<small>たかすぎ ようこ</small> 高杉 陽子※	横浜市PTA連絡協議会 副会長
		◎ <small>つとみ ひろし</small> 津富 宏	立教大学コミュニティ福祉学部 特任教授
		○ <small>はぎわら けんじろう</small> 萩原 建次郎	駒澤大学総合教育研究部 教授
		<small>へんみ しんいち</small> 辺見 伸一※	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長
	臨時委員	<small>しまだ のりたか</small> 島田 徳隆	NPO法人アンガージュマン・よこすか 理事長
		<small>ひらもり よしのり</small> 平森 義教	横浜市立中学校長会 生徒指導部会 副部長
		<small>みわ のりえ</small> 三輪 律江	横浜市立大学院都市社会文化研究科 教授
		<small>やお さとし</small> 矢尾 寛史	神奈川県弁護士会所属弁護士
		<small>やなだ りえこ</small> 梁田 理恵子	横浜市民生委員児童委員協議会 副会長
		<small>よこた たかゆき</small> 横田 孝行	横浜市立高等学校長会 庶務
		<small>よこやま けいこ</small> 横山 恵子	横浜創英大学看護学部看護学科 教授

※で表示の委員については、複数部会へ所属

横浜市子ども・子育て会議〔総会〕 事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
局長	こども青少年局長	福 嶋 誠 也
部 長	総務部長	白 井 正 和
	こども青少年局医務担当部長	岩 田 眞 美
	総務部担当部長	永 松 弘 至
	青少年部長	田 口 香 苗
	保育・教育部長	渡 辺 将
	保育・教育部保育対策等担当部長	飯 田 学
	こども福祉保健部長	秋 野 奈 緒 子
	こども福祉保健部担当部長	柴 山 一 彦
	中央児童相談所長	深 海 淳 一 郎
	青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	青少年相談センター所長	山 崎 三 七 子
	放課後児童育成課長	河 原 大
	保育・教育支援課長	大 槻 彰 良
	保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	八 木 慶 子
	保育・教育支援課幼保小連携担当課長	谷 口 な お み
	保育・教育運営課長	岡 本 今 日 子
	保育・教育運営課担当課長	齋 藤 淳 一
	保育・教育給付課長	榎 村 瑞 光
	保育・教育認定課長	長 田 和 彦
	保育対策課長	高 林 悠 紀
	保育対策課担当課長	須 山 次 郎
	こども施設整備課長	野 澤 裕 美
	地域子育て支援課長	五 十 川 聡
	地域子育て支援課親子保健担当課長	奥 津 秀 子
	地域子育て支援課医務担当課長	小 川 幸
	こどもの権利擁護課長	足 立 篤 彦
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	真 舘 裕 子
	障害児福祉保健課長	高 島 友 子
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	川 尻 基 晴
中央児童相談所支援課担当課長	岡 部 篤 志	

事務担当

企画調整課長	原 弘 岳
企画調整課担当係長	後 藤 佑 介

○横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第46号）第4条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第6条第1項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画について、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条第2項の規定に基づく市町村子ども・若者計画及びこども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画（以下「市町村行動計画等」という。）と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議において、市町村行動計画等の策定及び実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

（関係者の出席等）

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 第3条第2項の規定により平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日から平成28年10月31日までとする。

附 則（平成26年9月条例第59号）

（施行期日）

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 横浜市子ども・子育て会議条例第1条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の

一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則（平成27年2月条例第12号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。
ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月条例第7号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

子ども・子育て会議部会報告書

【保育・教育部会】

(期間) 令和7年11月6日～令和8年2月28日

1. 部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第7回	令和7年12月10日 18:00～19:00	1 審議事項 (1)私立幼稚園等預かり保育事業の新規認定について 2 報告事項 (1)令和9年4月に向けた受入枠確保に関するアンケートの結果及び受入枠確保が必要な重点地域について

2. 主な報告事項

第7回	
審議事項	(1)私立幼稚園等預かり保育事業の新規認定について
報告内容	付議された2件を事業者として認定することを承認した。
主な意見	保育者のノンコンタクトタイムが確保されているかについても確認するべき。
報告事項	(1)令和9年4月に向けた受入枠確保に関するアンケートの結果及び受入枠確保が必要な重点地域について
報告内容	事務局案について承認した。
主な意見	特になし

【添付資料】第7期横浜市子ども・子育て会議 第7回保育・教育部会の審議結果

第7期横浜市子ども・子育て会議 第7回保育・教育部会の審議結果

令和7年12月10日開催の保育・教育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 私立幼稚園等預かり保育事業の新規認定について

審議の結果、付議された2件を事業者として認定することを承認した。

	所在区	施設名	法人名	受入枠	事業開始日(予定)
1	金沢区	あさひな幼稚園	個人立	33	令和8年4月1日
2	南区	幼保連携型認定こども園 睦町保育園	社会福祉法人 乳児保護協会	15	令和8年4月1日

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン」 の点検・評価方法について

1 点検・評価の実施

こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（計画期間：令和7～11年度）を着実に推進していくため、子ども・子育て会議において、重点テーマ、各施策・主な事業等の実施状況について、毎年度、点検・評価を行います。

2 点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、実績数値による評価に加え、数値だけでは把握できない点について、施策を進める過程の評価や必要に応じた市民ニーズの把握なども行います。これらを踏まえ、次の視点から点検・評価を実施します。



2 点検・評価の方法

(1) 進捗状況

指標や想定事業量の進捗度は、原則として、各年度の実績について目標に対する進捗率(X)を、4段階で評価します。

なお、想定事業量の設定がないもの等、進捗率が把握できないものについては、個別に評価します。

評価	内容
S	$X \geq 120\%$ (計画以上に進んでいる)
A	$120\% > X \geq 90\%$ (概ね計画どおりに進んでいる)
B	$90\% > X \geq 50\%$ (計画より若干遅れている)
C	$50\% > X$ (計画より大幅に遅れている)

(2) 有効性

各施策の主な事業・取組について、特に有効性が高いと判断した場合に「○」、客観的な根拠に基づいて有効性を図れていない（もしくは、評価することがなじまない）場合は「※」を付けます。

3 点検・評価の進め方

各部会において、所掌する各施策・主な事業等に関する点検・評価を行います。
また、総会においてとりまとめを行った後、本市ホームページ等で結果を公表します。

第4章 施策体系と事業・取組		子育て部会	保育・教育部会	放課後部会	青少年部会
重点テーマⅠ	全てのこどものウェルビーイングを支える	○	○	○	○
重点テーマⅡ	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す	○	○	○	○
基本施策1	生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実	○			
基本施策2	地域における子育て支援の充実	○			
基本施策3	乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続	○	○		
基本施策4	学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進			○	○
基本施策5	障害児・医療的ケア児等への支援の充実	○			○
基本施策6	困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実				○
基本施策7	ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援	○			
基本施策8	児童虐待防止対策と社会的養育の充実	○			
基本施策9	社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進	○			

<重点テーマ>

重点テーマ	No.	事業・取組名	直近の現状値		令和11年度	審議部会
I	1	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合	63%		70%	全部会 (主に青少年)
I	2	よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%		80%	全部会 (主に青少年)
I	3	「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標を持っていますか ②自分のことが好きですか ③自分には良いところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9%	中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上	全部会 (主に青少年)
II	1	子育て家庭の「時間的負担感」が軽減されていると思う人の割合	34.4%		42.5%	全部会 (子育て、保育・教育・青少年、放課後)
II	2	子育ての困り事がいつでも相談でき、「精神的負担感」が軽減されていると思う人の割合	32.1%		42.5%	全部会 (子育て、保育・教育・青少年、放課後)
II	3	子育て家庭の「経済的負担感」が軽減されていると思う人の割合	45.6%		50.6%	全部会 (子育て、保育・教育・青少年、放課後)
II	4	子育て家庭のほしい情報に簡単にアクセスできることにより、「子育ての見通し」が持てていると思う人の割合	35.9%		51.6%	全部会 (子育て、保育・教育・青少年、放課後)
II	5	こどもの「預けやすさ」が実感できている人の割合	20.1%		29.8%	全部会 (子育て、保育・教育・青少年、放課後)
II	6	親子が「身近な遊び場・居場所」で楽しむことができていると思う人の割合	51.3%		59.9%	全部会 (子育て、保育・教育・青少年、放課後)
II	7	「小1の壁」が打破されていると思う人の割合	25.4%		39.4%	全部会 (主に放課後)

<各施策の指標一覧>

基本 施策	アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年 度)	審議部会
1	4カ月健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	「4か月健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	78.7%	81.6%	子育て部会
1	3歳児健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	「3歳児健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	80.4%	83.0%	子育て部会
2	親子の居場所の利用を通じて、つながりをつくったり、情報が得られている	「利用ニーズ把握のための調査」において、親子の居場所を「利用している」「過去利用していた」と回答した割合	50.6%	57% 【令和10年 度】	子育て部会
2	子育てについて不安を感じる方が減少する	「利用ニーズ把握のための調査」において、現在の子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなくなることが「よくあった」「時-あった」と回答した割合	58.3%	55% 【令和10年 度】	子育て部会
2	子育て家庭が地域に見守られている	「利用ニーズ把握のための調査」において、子育てをしていて地域社会から見守られている、支えられていると「感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した割合	32.4%	55% 【令和10年 度】	子育て部会
3	待機児童の解消	待機児童数	5人 【令和6年4月1 日】	0人	保育・教育部会
3	こどもたちが、自分の思いや主体性を尊重された保育・教育を受けている	保育・教育施設へのアンケートにおいて、こども一人一人の思いをくみ、興味関心に合わせた柔軟な保育を施設全体で実践していると回答した割合	46% 【令和6年度】	70.0%	保育・教育部会

<各施策の指標一覧>

基本 施策	アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年 度)	審議部会
4	クラブを利用する児童の満足度の向上	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブを利用する児童へのアンケートのうち、「クラブは楽しいですか」の項目で「楽しい」「どちらかという楽しい」と回答した割合	89%	95%	放課後部会
4	こども・若者が居場所を持ち、多様な体験を重ねることで自身の成長を感じることができる	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合※	63%	70%	青少年部会
4	多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、地域でこども・若者の見守りが充実している	地域で青少年育成の連携・協働を促進するため、(公財)よこはまユースが支援を行った団体数	757団体	877団体	青少年部会
5	地域療育センターと保育所等の地域の関係機関との連携が図れている	地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	2,496回	3,500回	子育て部会
5	保育所等に通う医療的ケア児への支援力が強化され、医療的ケア児が安心して通園できる	保育所等医療的ケア児支援看護師研修受講者アンケートで研修内容が日頃の業務に活用できると回答した割合	91.8%	100%	子育て部会
6	若者が社会参画している	青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションの支援による改善者数	1,539人/年	7,700人 (累計)	青少年部会
6	こども・若者の不安や悩みが軽減している	よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ち軽くなった」と回答した割合	68.4%	80%	青少年部会
6	ヤングケアラーを社会全体で見守り、支える環境づくりができている	ヤングケアラー支援研修等の受講者数	998人/年	6,000人 (累計)	青少年部会

<各施策の指標一覧>

基本 施策	アウトカム	指標	直近の現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年 度)	審議部会
7	ひとり親家庭が本市支援により就労に至っている	ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人/年	1,800 (累計)	子育て部会
7	ひとり親家庭のこどもが進学や就職に向けて取り組んでいる	思春期・接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答したこどもの割合	68.1%	70.0%	子育て部会
7	DV等被害者が、適切に相談支援につながっている	DVIに関する相談件数	4,527件	5,000件	子育て部会
8	こどもの安心安全が保障されている社会の実現 (虐待死の根絶)	児童虐待による死亡者数	2人	0人	子育て部会
8	こどもと保護者の心理・社会的孤立の解消	①こども家庭センター設置数 ②合同ケース会議での協議件数(妊産婦・こども、子育て家庭に対する一体的支援の実施数)	①3カ所 【令和6年度】 ② -	①18カ所 ②30,000件	子育て部会
8	こどもの最善の利益を図るための家庭養育の優先	①里親委託率 ②里親登録者数 ③ファミリーホーム設置数	①20.7% ②277組 ③8カ所	①36.8% ②430組 ③9カ所	子育て部会
9	男女共に仕事と子育てを両立できる環境が整備されている	市内事業所における男性の育児休業取得率	40.6%	40.6%以上	子育て部会
9	こどもや子育てにやさしい地域づくりが進んでいる	子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯等の割合	15.2%	20.0%	子育て部会

<主な事業・取組一覧>

基本 施策	No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度	審議会部会1	審議会部会2
1	1	思春期保健指導事業	思春期保健指導事業参加者延べ人数	8,266人/年	8,511人/年	子育て部会	
1	2	不妊・不育相談事業	不妊・不育専門相談件数	27件/年	40件/年	子育て部会	
1	3	地域と連携したこどもの心身の健やかな成長支援	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
1	4	妊娠・出産相談支援事業	にんしんSOSヨコハマ相談件数	583件/年	640件/年	子育て部会	
1	5	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査受診回数	279,828回/年	298,317回/年	子育て部会	
1	6	妊婦等包括相談支援事業/妊婦のための支援給付	妊婦等包括相談支援事業における面談等実施回数(※1) ※1 妊娠届け出し時・妊娠後期・出産後の面談やアンケートの実施回数 ※2 前身事業である「伴走型相談支援事業」の実績値	62,074回/年 (※2)	81,360回/年	子育て部会	
1	7	出産費用助成事業	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
1	8	妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
1	9	母子訪問指導事業	第1子への訪問率	91.4%	92.7%	子育て部会	
1	10	こんにちは赤ちゃん訪問事業	①訪問件数	22,564件/年	23,567件/年	子育て部会	
			②訪問率	98.3%	100%	子育て部会	
1	11	産後母子ケア事業	①訪問型実利用者数	1,097人/年	2,256人/年	子育て部会	
			②訪問型延べ利用回数	2,000回/年	4,286回/年	子育て部会	
1	12	産前産後ヘルパー派遣事業	産前産後ヘルパー派遣世帯数	1,383世帯/年	1,860世帯/年	子育て部会	
1	13	産婦健康診査事業	1カ月健診の受診率	87.2%	90.0%	子育て部会	
1	14	産後うつの早期支援に向けたネットワーク構築	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
1	15	乳幼児健康診査事業等	区福祉保健センター 乳幼児健康診査受診率	①4か月児健診 97.2%	97.2%	子育て部会	
				②1歳6か月児健診 96.2%	96.7%	子育て部会	
				③3歳児健診 96.2%	97.0%	子育て部会	

<主な事業・取組一覧>

基本 施策	No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度	審議部会1	審議部会2
1	16	歯科健康診査事業	①妊婦歯科健康診査受診率	43.6%	50.0%	子育て部会	
			②3歳児でむし歯のない者の割合	94.8%	95%以上	子育て部会	
			③3歳児で4本以上のむしばを有する者の割合	1%	0%	子育て部会	
1	17	育児支援家庭訪問事業	①育児支援家庭訪問世帯数	383世帯/年	407世帯/年	子育て部会	
			②育児支援ヘルパー派遣回数	2,216回/年	2,240回/年	子育て部会	
1	18	妊産婦・こどもの健康相談事業	妊産婦・こどもの健康相談延べ利用件数	1,453件/年 (港北区モデル事業) 対象:妊産婦及び0歳児	約27,000件/年 対象:妊産婦及び未就 学児	子育て部会	
1	19	産科・周産期医療の充実	産科拠点病院数	3施設	3施設	子育て部会	
			周産期救急連携病院数	8施設	8施設	子育て部会	
1	20	小児救急拠点病院事業	小児救急拠点病院事業	7施設	7施設	子育て部会	
1	21	小児医療費助成事業	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
1	22	養育医療事業	-	(実施)	(推進)	子育て部会	

<主な事業・取組一覧>

基本 施策	No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度	審議部会1	審議部会2
2	1	地域子育て支援拠点事業	①実施か所数	26か所	28か所	子育て部会	
			②施設外での居場所の実施か所数	3か所	18か所	子育て部会	
2	2	地域子育て支援拠点における利用者支援事業	実施か所数	26か所	28か所	子育て部会	
2	3	地区センターにおける親子が集う身近な場の創出	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
2	4	地域子育て相談機関の設置	実施か所数	-	28か所	子育て部会	
2	5	親と子のつどいの広場事業	実施か所数	74か所	87か所	子育て部会	
2	6	保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場事業	実施園数(常設園)	75園	136園	保育・教育部会	
2	7	子育て支援者事業	会場数	177会場	190会場	子育て部会	
2	8	未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
2	9	体系化された研修による、地域子育て支援スタッフの育成	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
2	10	子育て応援アプリ「バマトコ」	対象となるこどもの年齢	未就学児まで 【令和6年度】	中学生まで	子育て部会	
2	11	横浜子育てサポートシステム	延べ利用者数	66,619人/年	87,730人/年	子育て部会	
2	12	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)	新規協賛店舗数(5年間累計)	126件	750件(累計)	子育て部会	
2	13	こども家庭センター機能の設置	実施か所数	3箇所 【令和6年度】	18か所	子育て部会	
2	14	子育てタクシー普及促進事業	-	(実施)	(推進)	子育て部会	

<主な事業・取組一覧>

基本 施策	No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度	審議部会1	審議部会2
3	1	「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」に基づく保育・教育実践の公開事例数(研究発表会又は報告書等で公開した事例)	74件/年	270件(累計)	保育・教育部会	
3	2	保育・幼児教育研修及び園内研修・研究の推進	①研修の理解度	85.0%	93.0%	保育・教育部会	
	②派遣したYサポの人数		6人/年	51人/年	保育・教育部会		
3	3	「保育・幼児教育センター(仮称)」の整備	-	(実施)	(推進)	保育・教育部会	
3	4	保育資源間の連携の推進	-	(実施)	(推進)	保育・教育部会	
3	5	質の高い給食提供の推進	研修の理解度	74.1%	90%	保育・教育部会	
3	6	保育・教育施設等に対する巡回訪問等	巡回施設率	100%(累計)	100%(2巡回)	保育・教育部会	
3	7	保育・教育施設等に対する指導監査及び運営指導の実施	-	(実施)	(推進)	保育・教育部会	
3	8	こどもの性被害の防止	-	(実施)	(推進)	保育・教育部会	
3	9	保育・教育施設等における障害のあるこどもの受入れ推進	-	(実施)	(推進)	保育・教育部会	
3	10	保育・教育施設等における医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進	医療的ケア児サポート保育園 認定園数	12園	拡充	保育・教育部会	
3	11	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の円滑な接続	①「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有するための研修会等を小学校合同で行った園の割合	38.1%	50%	保育・教育部会	
	②近隣の園や連携先の園と、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解・共有する機会を設定した学校数		158校	全小学校	保育・教育部会		
3	12	保育・幼児教育の場の確保	①利用定員(1号)	41,600人 【令和6年度】	24,561人	保育・教育部会	
	②利用定員(2・3号)		84,381人 【令和6年度】	78,800人	保育・教育部会		
3	13	私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	実施園数	14園	41園	保育・教育部会	
3	14	幼稚園での預かり保育	①延べ利用者1号	170,720人/年	213,082人/年	保育・教育部会	
	②延べ利用者2号		1,827,672人/年	2,230,713人/年	保育・教育部会		
3	15	保育・教育コンシェルジュ事業	実施か所数	全区	全区	保育・教育部会	

<主な事業・取組一覧>

基本 施策	No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度	審議部会1	審議部会2
3	16	保育所等の利用におけるオンライン申請の推進	保育所等入所申請におけるオンライン申請の割合	6%	80%	保育・教育部会	
3	17	保育士宿舍借り上げ支援事業	助成戸数	4,324戸/年	4,514戸/年	保育・教育部会	
3	18	幼稚園教諭等住居手当補助事業	補助対象者数	291人/年	483人/年	保育・教育部会	
3	19	保育士の採用・定着に課題を抱える園への支援	コンサルタント派遣件数	23施設/年	30施設/年	保育・教育部会	
3	20	将来の担い手の確保と潜在保育士の復帰支援	①保育・教育団体等と連携した魅力発信の取組	実施	拡充	保育・教育部会	
			②就学資金貸付人数	26人/年	50人/年	保育・教育部会	
3	21	延長保育事業	利用者数(夕延長)	3,902人/月	3,273人/月	保育・教育部会	
3	22	実費徴収に係る補足給付事業	-	(実施)	(推進)	保育・教育部会	
3	23	にもつ軽がる保育園	-	(実施)	(推進)	保育・教育部会	
3	24	一時預かり事業	①保育所等での一時保育事業(延べ利用者数)	99,888人/年	156,714人/年	保育・教育部会	
			②乳幼児一時預かり事業(延べ利用者数)	96,796人/年	155,952人/年	保育・教育部会	
3	25	こども誰でも通園制度の実施	延べ人数(人日)(利用定員)	-	1,246人日	保育・教育部会	
3	26	休日一時保育事業	延べ利用者数	229人/年	409人/年	保育・教育部会	
3	27	24時間いつでも預かり保育事業(旧:24時間緊急一時保育事業)	延べ利用者数	959人/年	1,484人/年	保育・教育部会	
3	28	商業・集客施設等での一時預かり促進事業	-	(実施)	(推進)	保育・教育部会	
3	29	こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業	-	(実施)	(推進)	保育・教育部会	
3	30	病児保育事業、病後児保育事業	①病児保育実施か所数	25か所	30か所	保育・教育部会	子育て部会
			②病後児保育実施か所数	4か所	4か所	保育・教育部会	子育て部会
3	31	幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業	-	(実施)	(推進)	保育・教育部会	
3	32	保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場事業 (基本施策2の再掲)	実施園数(常設園数)	75園	136園	保育・教育部会	

<主な事業・取組一覧>

基本 施策	No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度	審議部会1	審議部会2
4	1	放課後児童育成事業	市が実施する人材育成に係る研修を受講した人数	3,373人/年	5,200人/年	放課後部会	
4	2	放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進	－	(実施)	(推進)	放課後部会	
4	3	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供 小学生の朝の居場所づくり事業	昼食利用率	－ 【令和6年度新規】	70%	放課後部会	
4	4	こども・若者の居場所づくり	青少年の地域活動拠点等の利用者数	50,316人/年	71,309人/年	青少年部会	
4	5	こども・青少年の体験活動の推進	自然・科学体験等プログラム実施回数	3,532回/年	3,680回/年	青少年部会	
4	6	プレイパーク支援事業	プレイパーク利用人数	10万人/年	10万人/年	放課後部会	
4	7	安全・安心な公園づくり	－	(実施)	(推進)	青少年部会	放課後部会
4	8	こどもログハウスリノベーション	空調設備等暑さ対策工事が完了した施設の数	3館	18館	青少年部会	放課後部会
4	9	子どもの文化体験推進事業	参加者数	13,554人/年	16,032人/年	青少年部会	
4	10	子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業	－	(実施)	(推進)	青少年部会	
4	11	こどもと港とのふれあい機会の創出	－	(実施)	(推進)	青少年部会	
4	12	MICE次世代育成事業	参加者数	93人/年	422人/年	青少年部会	
4	13	大規模文化イベントによるにぎわい創出事業 (旧:横浜トリエンナーレ事業)	アートワークショップの参加者数	17,864人/イベント	18,000人/イベント	青少年部会	
4	14	フェスティバルによるにぎわい創出事業	次世代育成ワークショップの参加者数	－ 【令和6年度新規】	4,000人(5か年)	青少年部会	
4	15	文化施設運営事業	事業数	12事業	15事業	青少年部会	
4	16	子どもアドベンチャーカレッジ事業	－	(実施)	(推進)	青少年部会	
4	17	思春期保健指導事業 (基本施策1の再掲)	思春期保健指導事業参加者延べ人数	8,266人/年	8,511人/年	子育て部会	
4	18	地域等と連携したこどもの心身の健やかな成長支援 (基本施策1の再掲)	－	(実施)	(推進)	青少年部会	
4	19	中学校給食事業	－	(実施)	(推進)	青少年部会	
4	20	こども食堂等のこどもの居場所づくりに対する支援	－	(実施)	(推進)	青少年部会	
4	21	こどもの性被害の防止	－	(実施)	(推進)	青少年部会	放課後部会
4	22	こども・若者の意見を反映した事業の実施	青少年の地域活動拠点等において、こども・若者の意見を聴き、かつその結果をフィードバックした割合	－ 【令和6年度新規】	100%	青少年部会	

<主な事業・取組一覧>

基本 施策	No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度	審議部会1	審議部会2
5	1	地域療育センター運営事業	巡回訪問実施回数	2,496回	3,500回	子育て部会	
5	2	保育・教育施設等における障害のあるこどもの受入れ推進 (基本施策3の再掲)	—	(実施)	(推進)	子育て部会	保育・教育部会
5	3	放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進 (基本施策4の再掲)	—	(実施)	(推進)	子育て部会	放課後部会
5	4	障害児相談支援をはじめとする相談支援の推進	障害児相談支援事業所数	119か所	220か所	子育て部会	
5	5	保護者教室の開催	—	(実施)	(推進)	青少年部会	
5	6	療育と教育の連携強化等による学齢期の障害児支援の充実	—	(実施)	(推進)	子育て部会	
5	7	障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上	①主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	10か所	18か所	子育て部会	
			②主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	32か所	36か所	子育て部会	
5	8	障害児入所施設的环境向上と入所児童の地域移行の推進	18歳を超えて福祉型障害児入所施設に在籍する入所者数	0人	0人	子育て部会	
5	9	医療的ケア児・者等支援促進事業の推進	①コーディネーターの配置	10人	12人	子育て部会	
			②支援者の養成	241人(累計)	541人(累計)	子育て部会	
5	10	メディカルショートステイ事業の推進	①協力医療機関数	11病院	11病院	子育て部会	
			②利用登録者数	462人	660人	子育て部会	
5	11	保育・教育施設等における医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進 (基本施策3の再掲)	医療的ケア児サポート保育園 認定園数	12園	拡充	子育て部会	
5	12	育成医療給付事業	—	(実施)	(推進)	子育て部会	
5	13	小児がん患者のがん対策の推進	横浜市小児がん連携病院へのチャイルドライフスペシャリストなどの配置	4人	5人	子育て部会	
5	14	小児慢性特定疾病対策事業	—	(実施)	(推進)	子育て部会	
5	15	こどもの性被害の防止	—	(実施)	(推進)	子育て部会	
5	16	こどもの意見を聴く取組の推進	—	(実施)	(推進)	子育て部会	
5	17	市民の障害理解の促進	—	(実施)	(推進)	子育て部会	

<主な事業・取組一覧>

基本 施策	No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度	審議部会1	審議部会2
6	1	青少年相談センター事業	①電話相談及び個別支援件数	18,481件/年	93,000件(累計)	青少年部会	
			②支援者向け研修受講者数	1,528人/年	7,640人(累計)	青少年部会	
6	2	地域ユースプラザ事業	新規利用者数	620人/年	3,100人(累計)	青少年部会	
6	3	若者サポートステーション事業	就労訓練参加者数	85人/年	430人(累計)	青少年部会	
6	4	困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室)	相談対応件数	2,656件/年 【9月から事業開始】	5,110件/年	青少年部会	
6	5	こども・若者の居場所づくり (基本施策4の再掲)	青少年の地域活動拠点等の利用者数	50,316人/年	71,309人/年	青少年部会	
6	6	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー支援団体数	2団体	9団体	青少年部会	
6	7	こどもの性被害の防止	-	(実施)	(推進)	青少年部会	
6	8	こども・若者の意見を聴く取組の推進	-	(実施)	(推進)	青少年部会	
6	9	教育相談の充実	-	(実施)	(推進)	青少年部会	
6	10	保護者教室の開催 (基本施策5の再掲)	-	(実施)	(推進)	青少年部会	
6	11	不登校児童生徒支援事業	-	(実施)	(推進)	青少年部会	
6	12	不登校のこども等困難を抱えやすいこどもの居場所づくり	-	(実施)	(推進)	青少年部会	
6	13	地域等と連携したいじめ等の防止	-	(実施)	(推進)	青少年部会	
6	14	外国につながるこどもたちへの支援事業	国際交流ラウンジが学習支援教室をはじめとする外国につながるこどもたちへの支援を行っている取組数	7件	20件	青少年部会	
6	15	日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実	-	(実施)	(推進)	青少年部会	
6	16	寄り添い型生活支援事業	-	(実施)	(推進)	青少年部会	
6	17	寄り添い型学習支援事業	寄り添い型学習支援事業利用児童の高校進学率	98.4%	99%	青少年部会	
6	18	放課後学び場事業	-	(実施)	(推進)	青少年部会	
6	19	経済的に困難を抱える世帯への就学援助等	-	(実施)	(推進)	青少年部会	
6	20	自殺対策事業	①ゲートキーパー研修等受講者数	21,569人(累計)	36,000人(累計)	青少年部会	
			②インターネットを活用した相談事業(相談先表示クリック数)	133,887回	130,000回	青少年部会	

<主な事業・取組一覧>

基本 施策	No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度	審議部会1	審議部会2
7	1	児童扶養手当	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
7	2	ひとり親家庭自立支援給付金事業	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
7	3	母子家庭等就業・自立支援センター事業 (ひとり親サポートよこはま)	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
7	4	日常生活支援事業(ヘルパー派遣)	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
7	5	養育費確保・親子交流支援事業	養育費確保にかかる補助件数	93件/年	120件/年	子育て部会	
7	6	思春期・接続期支援事業	利用世帯数(こどもの学習支援)	96世帯/年	120世帯/年	子育て部会	
7	7	母子生活支援施設	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
7	8	保育所等への優先的な入所	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
7	9	母子父子寡婦福祉資金貸付	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
7	10	ひとり親家庭等医療費助成事業	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
7	11	こどもの意見を聴く取組の推進	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
7	12	住宅確保の支援	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
7	13	女性相談保護事業	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
7	14	DV被害者支援	DVに関する相談件数	4,527件/年	5,000件/年	子育て部会	
7	15	女性緊急一時保護施設補助事業	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
7	16	母子生活支援施設緊急一時保護事業	延べ利用世帯数	66世帯/年	92世帯/年	子育て部会	
7	17	若年女性支援モデル事業	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
7	18	デートDV・DV防止事業	-	(実施)	(推進)	子育て部会	

<主な事業・取組一覧>

基本 施策	No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度	審議部会1	審議部会2
8	1	区の要保護児童対策地域協議会の機能強化	個別ケース検討会議	1,942件/年	2,035件/年	子育て部会	
8	2	区役所における人材育成	調整担当者研修受講者	累計126人	累計240人	子育て部会	
8	3	妊娠・出産相談支援事業 (基本施策1の再掲)	にんしんSOSヨコハマ相談件数	583件/年	640件/年	子育て部会	
8	4	こども家庭センター機能の設置 (基本施策2の再掲)	実施か所数	3か所【令和6年度】	18か所	子育て部会	
8	5	学校との連携強化	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
8	6	医療機関との連携強化	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
8	7	児童虐待防止の広報・啓発	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
8	8	養育支援家庭訪問事業	①家庭訪問回数	3,725回/年	5,490回/年	子育て部会	
			②ヘルパー派遣回数	8,575回/年	9,504回/年	子育て部会	
8	9	親子関係形成支援事業	参加者実人数	-	300人/年	子育て部会	
8	10	児童相談所等の相談・支援策の充実	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
8	11	一貫した社会的養護体制の充実	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
8	12	里親等委託の推進	①里親制度説明会の参加人数	154人/年	190人/年	子育て部会	
			②ファミリーホーム設置数	8か所	9か所	子育て部会	
8	13	横浜型児童家庭支援センターにおける家庭支援	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
8	14	子育て短期支援事業	①ショートステイ利用者数	646人/年	845人/年	子育て部会	
			②トワイライトステイの利用者数	4,832人/年	5,738人/年	子育て部会	
8	15	母子生活支援施設緊急一時保護事業 (基本施策7の再掲)	延べ利用世帯数	66世帯/年	92世帯/年	子育て部会	
8	16	こどもの性被害の防止	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
8	17	こどもの意見を聴く取組の推進	-	(実施)	(推進)	子育て部会	

<主な事業・取組一覧>

基本 施策	No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度	審議部会1	審議部会2
9	1	共に子育てをするための家事・育児支援	地域における父親育児支援講座の参加者数	965人/年	5,500人(累計)	子育て部会	
9	2	男性の家事・育児への参画推進	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	3	誰もが働きやすい職場環境づくりの推進	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	4	企業を対象としたセミナー等の実施	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	5	子育て応援アプリ「パマトコ」 (基本施策2の再掲)	対象となるこどもの年齢	未就学児まで 【令和6年度】	中学生まで	子育て部会	
9	6	子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のためのコンテンツ作成 (よこはま楽家事応援団)	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	7	子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」) (基本施策2の再掲)	新規協賛店舗数(5年間累計)	126件	750件(累計)	子育て部会	
9	8	児童手当	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	9	祖父母世代に向けた孫育て支援	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	10	結婚を希望する人や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報 提供や若い世代向けのライフデザイン支援	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	11	次世代重点分野立地促進助成事業	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	12	福祉のまちづくり推進事業	鉄道駅舎へのエレベーター等の設置による段差解消駅数	154駅(累計)/160駅(市内 全駅)	155駅(累計)	子育て部会	
9	13	障害者等用駐車区画利用証制度(パーキング・パーミット制度)	-	-	(推進)	子育て部会	
9	14	地域の総合的な移動サービス検討	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	15	地域子育て応援マンションの認定	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	16	断熱性能等を備えた良質な住宅の普及促進	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	17	安全・安心な公園づくり (基本施策4の再掲)	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	18	読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	19	大規模文化イベントによるにぎわい創出事業 (旧:横浜トリエンナーレ事業) (基本施策4の再掲)	アートワークショップの参加者数	17,864人/イベント	18,000人/イベント	子育て部会	
9	20	子育て世代のスポーツ活動支援事業	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	21	子育て世代向け横浜の魅力PRサイト	-	(実施)	(推進)	子育て部会	

<主な事業・取組一覧>

基本 施策	No.	事業・取組名	想定事業量	直近の現状値 (令和5年度)	令和11年度	審議部会1	審議部会2
9	22	地域防犯活動支援事業	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	23	こどもの交通安全対策の推進	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	24	よこはま学援隊事業	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	25	安全教育・防災対策の推進	-	(実施)	(推進)	子育て部会	
9	26	こどもの意見を聴く取組の推進	-	(実施)	(推進)	子育て部会	

横浜市中期計画2026-2029（素案）

< 概要説明資料 >

都市像「明日をひらく都市」は、2040年頃の横浜のありたい姿をあらわしています。策定を進めている「横浜市中期計画2026-2029（以下、「本計画」という。）」においても、「明日をひらく都市」を2040年頃の横浜のありたい姿として継承します。そして、横浜に関わる全ての皆様と、共に未来を切り拓いていくための共通の大方針として、引き続き共有、活用していきます。

共にめざす都市像

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
2040 YOKOHAMA

社会の変化が早く、先を見通しにくい時代になっている今こそ、
都市や暮らしの在り方をもう一度、皆さんと共有し直す必要があります。

私たちのまち横浜は、150年以上前から先人たちが未来を切り拓いてきた、挑戦の地です。
ありたい姿を追求し、皆さんと共に力をあわせて、つくってきた今の横浜。
これから、私たちが、この困難な時代を乗り越えて、子どもたちに、
未来につないでいかなければなりません。

横浜は、全ての人「明日をひらく都市」であり続けたい。
様々な困難を抱えていても、その人が望む道を選択し、みんなで応援する都市。
多種多様な人の才能、その人らしい可能性をひらく都市。
たくさんの方が集い、明日を感じ、語りあえる都市。
多くの様々な企業が集まり、つながり、新しい価値を生み出しつづける都市。
自然や文化をはじめとした、豊かなまちの魅力をひらく都市。
横浜が持続可能であることはもちろん、地球における持続可能性をひらく都市。

横浜に関わる、全ての方が前を向き、希望にみちあふれた毎日を送れる、
世界のどこにもない都市を共につくりましょう。
明日に向けた一人ひとりの行動が、新しい横浜をつくっていきます。



※ 「明日をひらく都市」は、変化が激しく先行きが見通しにくい不確実な社会にあって、「横浜市中期計画2022-2025（以下、「現計画」という。）」の策定を機に、法令等に留意し、4年毎に策定する中期計画の指針にするという考え方に立って策定した都市像です。横浜市は、あらゆる機会を捉えてこの指針を内外に発信・共有し、横浜に関わる多様な人・企業・団体の皆様と共に未来を切り拓いていくための共通の大きな考え方として活用してきました。

※ 「明日をひらく都市」は、社会の変化に対応しながら持続可能で包摂的な都市を目指す方向性として示したもので、横浜市基本構想（2006（平成18）年策定）を踏まえて策定しています。「明日をひらく都市」を本計画でも継承していくとする考えのもと、横浜市基本構想を今後も継承していきます。

目次

I	「横浜市中期計画2026-2029」の策定 -----	4
	1 計画の考え方	
	・「横浜市中期計画2026-2029」について	
	・計画期間	
	・横浜に関わる全ての方々と共に未来へ	
	2 計画の推進にあたって	
	・市民目線を政策の中心に	
	・好循環の芽を育み、未来へつなぐために - 持続可能な市政運営の推進 -	
II	基本姿勢 -----	12
	・データ経営の徹底	
	・SDGs実現の視点	
III	計画の全体像 -----	14
	1 戦略	
	2 計画体系	
	3 データ駆動型経営への本格移行（横浜市役所全体で実践する具体的取組）	
	- 市民目線の経営サイクル（PDCA）、アウトカム指標の設定、計画と予算編成の連動など -	
IV	政策・施策 -----	22
	1 14の政策群と33の施策群	
	2 明日をひらく都市プロジェクト	
	- 「循環型都市への移行」 「観光・経済活性化」 「未来を創るまちづくり」 -	
V	行財政運営 -----	88
	1 行政運営	
	2 財政運営	
VI	大都市制度 -----	118
VII	計画の前提 -----	126
VIII	計画の策定経過 -----	134

I 「横浜市中期計画2026-2029」の策定

1 計画の考え方

「横浜市中期計画2026-2029」について

< 計画の位置づけと策定経過 >

本計画は、2040年頃の横浜のありたい姿として、都市像「明日をひらく都市」を継承し、現状の課題解決に取り組みながら、「市民生活の安心・安全」と「横浜の持続的な成長・発展」を目指す、横浜市の新たな中期計画です。

2025（令和7）年9月に公表した「基本的方向」を踏まえ市民意見募集等を経て、このたび、素案をとりまとめました。

< 社会状況と「横浜市中期計画2022-2025」の成果 >

少子高齢化や自然災害、気候変動、物価高騰など、私たちの生活や暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。

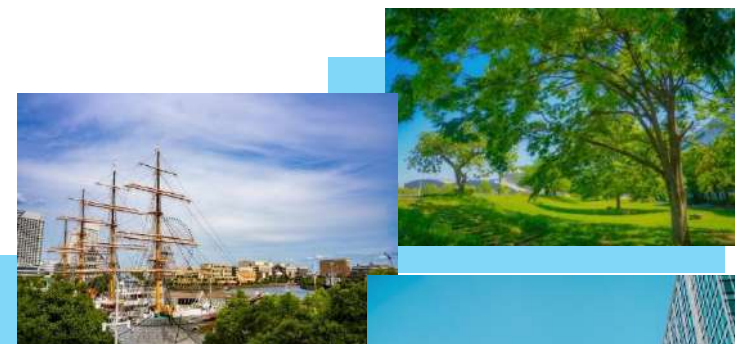
このような中で、私たちは今、市民の皆様、そして多様な事業活動を営む事業者の皆様と共に、目の前の暮らしの課題を乗り越えながら、開港以来、先人たちが築いてきた横浜の価値をしなやかに、力強く未来へとつないでいくことが求められています。

現計画では、子育て、経済、観光など、様々な分野で横浜の底力を発揮し、好循環も生まれ始めています。

< 横浜の強みと協働 >

基礎自治体として最大の人口を有するヨコハマ、多くの企業が集積するヨコハマ、道路や鉄道・バス等の豊富な交通網を持つヨコハマ、開港以来受け継いできた文化や歴史があるヨコハマ、みどりや海など環境豊かなヨコハマ。私たちのヨコハマには、多くの強みがあり、ポテンシャルがあります。

横浜市は、こうした横浜の強みをもっと生かし、行政はもとより、多くの方々と一緒に力を携え協力しあって、社会課題の解決や新たな魅力の創出に取り組むと共に、成長・発展を支えるまちづくりを進めていきます。



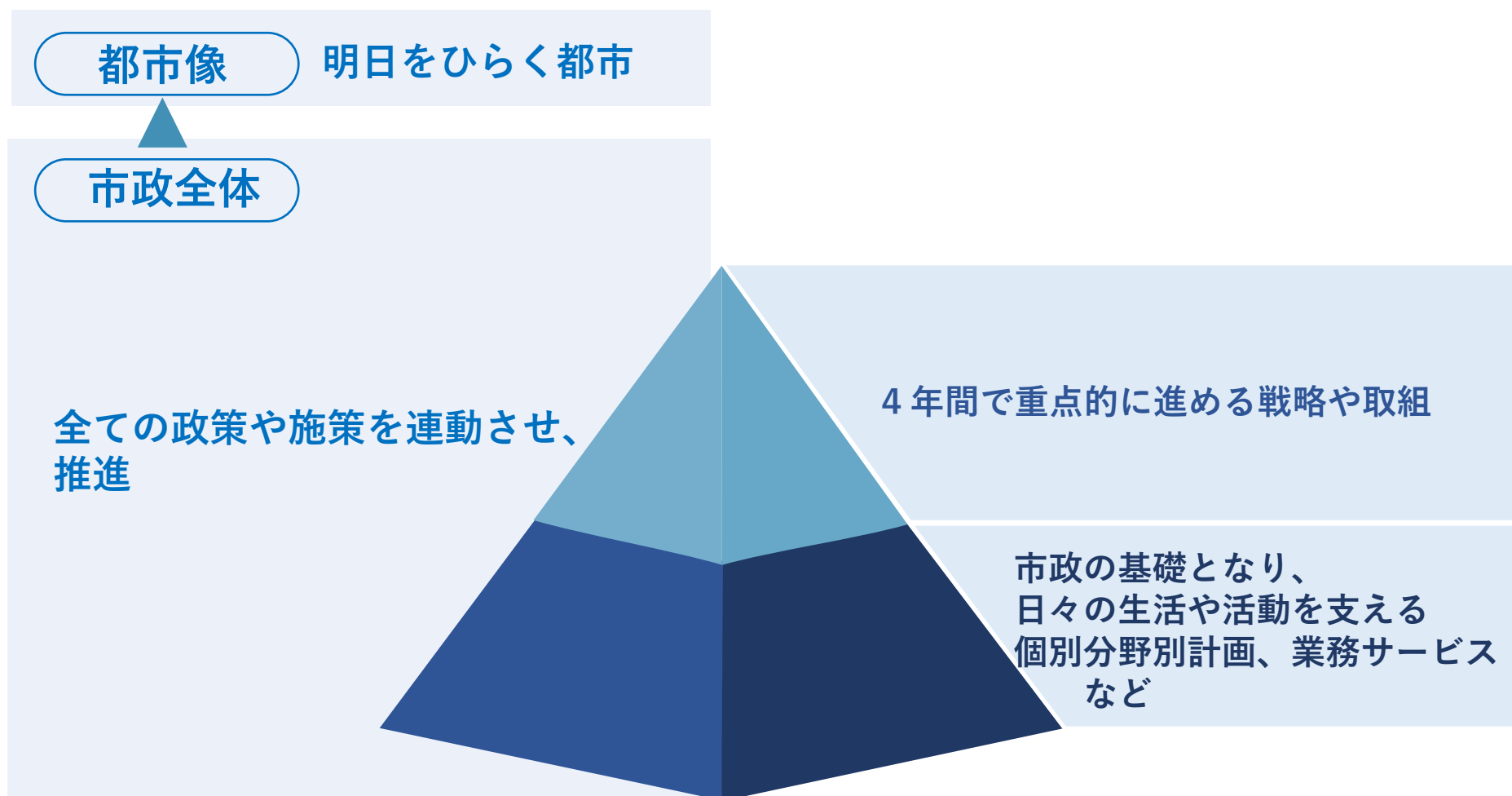
<本計画の特徴>

本計画は、現在と未来の両方の視点で都市の将来像と施策を捉え、「都市像」「戦略」「政策」「施策」の体系化や、計画で予算を固定せず、行政・財政を変革させながら最適な事業を追求するとした現計画の考え方を継承しています。

加えて、より戦略的・体系的な計画へと高め、市民の皆様の実感を評価の軸に置いて、目標に向けて柔軟に必要な取組や手段を選択し、実践していくスキームとし、市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握しながら、その向上等を目指して、4年間で重点的に進める戦略や取組を中心に記載しています。

<市政の基調と目指す都市>

平和や人権の尊重を市政の基調に据え、本計画を4年間の重要方針とし、個別分野別計画など横浜市が進める全ての政策や施策と連動させることにより、市民の皆様やこれから横浜を共に育む仲間となる皆様が、明るく元気に自分らしく生きることができ、横浜での暮らしや活動に価値を実感できる、そして世界に誇れる都市を目指していきます。



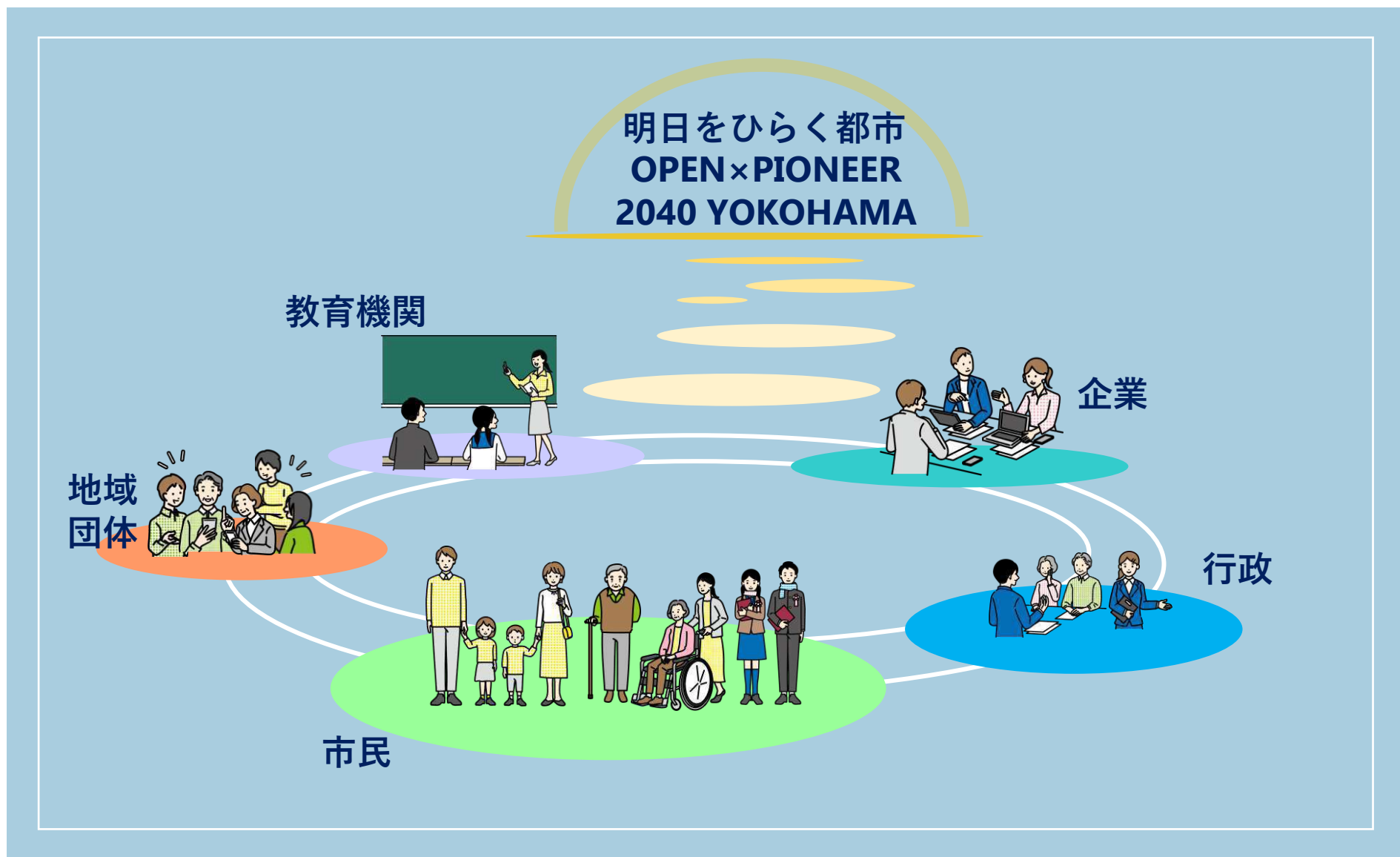
計画期間

2026（令和8）年度から2029（令和11）年度までの4年間の計画とします。

横浜に関わる全ての方々と共に未来へ

本計画の推進にあたっては、横浜に関わる全ての方々 - 行政、市民、企業、地域団体、教育機関など - と計画の理念や戦略・政策等を共有し、それぞれの役割や強みを生かしながら、多様な主体が連携し、取組を進めていきます。

横浜市役所においては、計画の推進と達成に向けて、庁内全体で強力に取り組むと共に、プロジェクトチームの設置など、柔軟に横断的な連携体制のもとで推進します。



好循環の芽を育み、未来へつなぐために

－ 持続可能な市政運営の推進 －

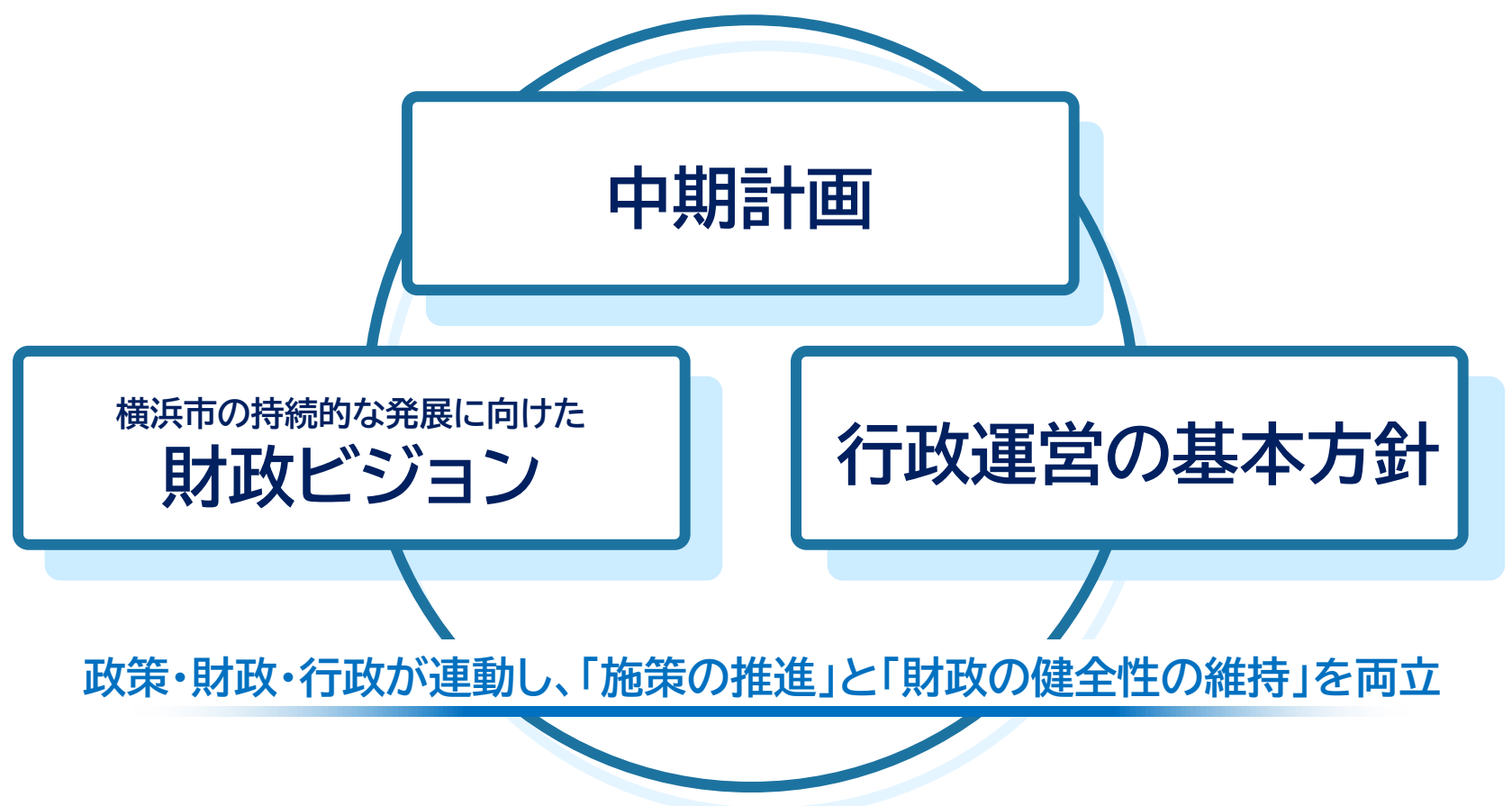
横浜市は、2024（令和6）年の人口動態が4年ぶりの人口増となり、20代から40代の転入超過数が過去20年で最大となりました。

社会構造が縮小する時代にあって、現計画に掲げた子育て支援策の充実やあらゆる世代の生活環境づくり、にぎわいや国際的な魅力の創出など、市民・企業・団体の皆様と共に様々な施策を進めてきた中で、横浜には今、好循環も生まれ始めています。

一方、今後、将来的な市税収入の減少、社会保障経費の更なる増加、公共施設の老朽化課題など、自治体の経営環境は厳しさを増していくと見込まれます。

そこで、横浜市は、こどもたちや将来の市民に豊かな未来をつないでいくため、2022（令和4）年度に「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（以下、「財政ビジョン」という。）」を策定すると共に、横浜市役所職員の行動指針として「行政運営の基本方針」を定め、持続可能な市政運営に力を入れています。

市民の皆様と創出してきた好循環の芽をより大きな輪へと広げられるよう、市政運営のガバナンスとマネジメントを発揮するためのこうした中長期の行財政方針を土台に、持続可能な市政運営を進め、施策の推進と財政の健全性の維持を両立していきます。



II 基本姿勢

データ経営の徹底

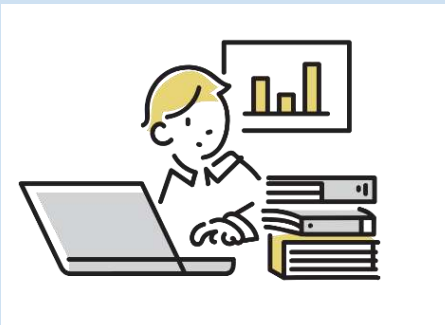
「データ経営」は、限られた経営資源の中で、本質的な行政課題を追求しながらアウトカム重視で施策の質を高めると共に、施策や事業の成果を的確に把握し、財源創出にも貢献する横浜市役所ならではの経営手法です。市税の使い方について納税者目線の徹底と市民の皆様が実感できる成果を重視しています。

2024（令和6）年度から開始した「データドリブンプロジェクト（以下、「DDP」という。）」を「DDP 2.0」へバージョンアップして、『データ駆動型経営』に本格移行し、「市民目線の経営サイクル（PDCA）」のもと、市民目線で財源や人材の選択と集中を進めると共に、市役所組織・職員の生産性向上にもつなげます。

DDPの概要

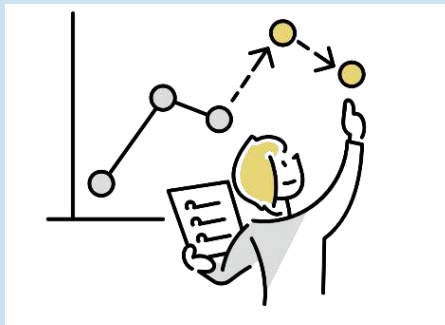
データ収集

全ての施策・事業をデータベース化



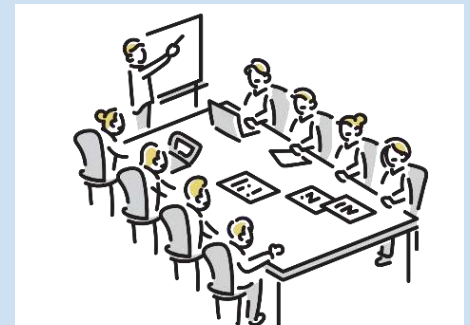
分析・可視化

統計的手法も活用



検討・議論

施策の質の向上と財源創出



①検討・議論は多面的・多角的に

<データは行政でも重視すべき素材>

②適時適切、感度を高め、「考動」

<状況確認→闊達な議論→フレキシブルな実践→プロモーション>
<ロジックモデルの思考重視>

SDGs実現の視点

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。

持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、環境・経済・社会の三側面の統合的取組に重点が置かれ、地方自治体も含んだ幅広い関係者の連携が重視されています。

あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組み、環境・経済・社会的課題の統合的解決を図ること、新たな価値やにぎわいを創出し続ける持続可能な都市を目指します。

SDGsの17の目標



※ 本計画の「14の政策群」において、各政策群に関するSDGsの目標を表示しています。

Ⅲ 計画の全体像

1 戦略

都市像「明日をひらく都市」の実現に向けた戦略

本計画では、戦略として、「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」を掲げ、現状の課題解決に取り組みながら、未来につなぐ政策を推進し、「明日をひらく都市」の実現に取り組めます。



市民生活の安心・安全

あらゆる世代・多様な市民の皆様が
安心・安全を基本に、自分らしく
いきいきと暮らすことのできる
「住みたい・住み続けたいまち」
を目指します

×

横浜の持続的な成長・発展

世界をリードする都市として
持続的に成長・発展することで
未来に希望を抱くことができる
「選ばれるまち」を目指します

2 計画体系

共にめざす都市像 OPEN × P **明日をひらく都市** KOHAMA

「財政ビジョン」を市政運営の土台とし、「行政運営の基本方針」に基づき
横浜市役所は組織・人材の力を存分に発揮し、市民や団体、企業の皆様と共に、
＜14の政策分野からなる総合的な取組＞と＜横浜の成長・発展に向けた横断的な取組＞により、
「明日をひらく都市」の実現を目指します。

戦略 **市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展**

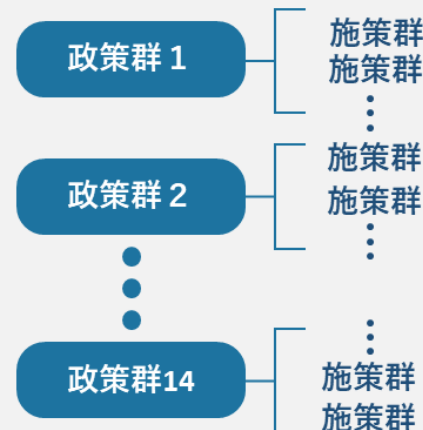
総合的な取組

政策の分野（14の政策群）—— 33の施策群

- | | |
|----------|--------------|
| 毎日の安心・安全 | 暮らし・コミュニティ |
| 防災・減災 | 交通 |
| 医療・保健 | にぎわい・スポーツ・文化 |
| こども・子育て | 産業 |
| 教育 | まちづくり |
| 高齢・長寿 | 環境との共生 |
| 障害児・者 | みどり |

政策群は、政策分野に関連する取組をまとめた施策群で構成

- ・各施策群は個別分野別計画と連動
- ・アウトカム指標により進捗管理



横断的な取組 テーマに関連する施策群による横断プロジェクト

横浜の成長・発展に向けた 「明日をひらく都市プロジェクト」

- 循環型都市への移行
- 観光・経済活性化
- 未来を創るまちづくり

政策・財政・行政が連動し、持続可能な市政運営を更に推進し、施策の推進と財政の健全性の維持を両立

市役所の改革 「行政運営の基本方針」

～ リ・デザイン（市民サービス革新、地域支援の進化、行政事務・組織改革）～

市政運営の土台 「横浜市持続的な発展に向けた財政ビジョン」

～ 「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく基本方針とアクション～

< 政策群・施策群一覧 >

政策群
1

毎日の
安心・安全



施策群 1 防犯、歩行者の安心・安全

施策群 2 インフラ施設の安全確保

政策群
2

防災・減災



施策群 3 地震防災対策

施策群 4 風水害対策

政策群
3

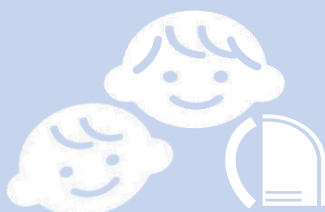
医療・保健



施策群 5 医療・救急・保健

政策群
4

こども・
子育て



施策群 6 子育て支援

施策群 7 保育・幼児教育

施策群 8 こどもの体験機会づくりと居場所の充実

施策群 9 困難な状況にあるこども・家庭への支援

政策群
5

教育



施策群 10 教育環境の整備（ソフト・ハード）

施策群 11 安心して生活できる学びの環境づくり

施策群 12 学力の向上

施策群 13 教職員

政策群
6

高齢・長寿



施策群 14 高齢者支援

政策群
7

障害児・者



施策群 15 障害児・者支援

政策群
8

暮らし・
コミュニティ



施策群 16

地域の生活環境

施策群 17

学び・交流を支える地域の情報拠点

施策群 18

多文化共生

施策群 19

困難を抱えた人の支援

政策群
9

交通



施策群 20

市民の移動手段の確保

政策群
10

にぎわい・
スポーツ・文化



施策群 21

観光・MICE

施策群 22

スポーツ

施策群 23

文化芸術

政策群
11

産業



施策群 24

経済成長

施策群 25

地域産業

政策群
12

まちづくり



施策群 26

都心部・臨海部のまちづくり

施策群 27

郊外部のまちづくり

政策群
13

環境との共生



施策群 28

カーボンニュートラル

施策群 29

GREEN×EXPO 2027

施策群 30

循環型社会に向けた取組

政策群
14

みどり



施策群 31

公園・動物園

施策群 32

都市農業

施策群 33

みどりの保全と創出

3 データ駆動型経営への本格移行

(横浜市役所全体で実践する具体的取組)

－市民目線の経営サイクル (PDCA)、アウトカム指標の設定、計画と予算編成の連動など－

「政策 - 施策」の体系 (政策 - 施策体系図) のもと、今後4年間で重点的に進める総合的な取組と、「明日をひらく都市プロジェクト」の横断的な取組を推進し、個別分野別計画等の推進とあわせ、市民生活の向上を目指します。

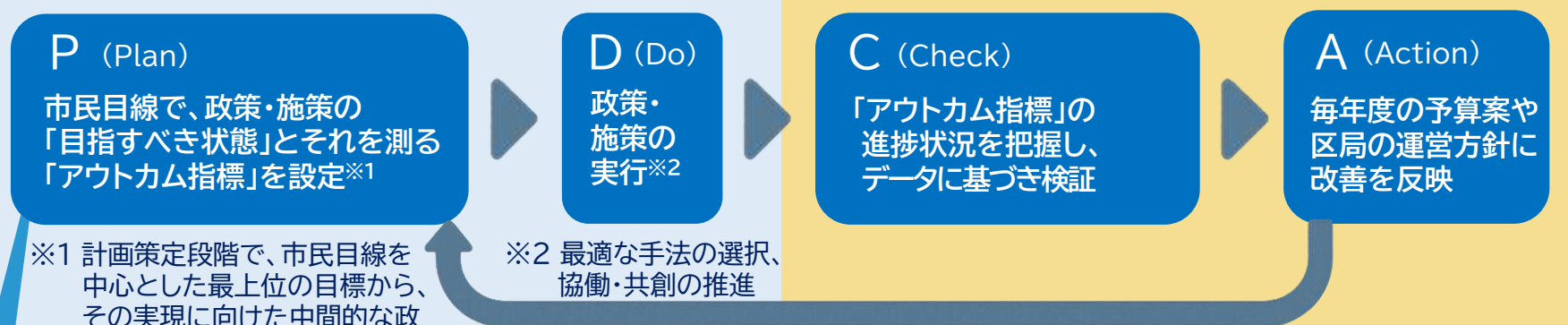
上記の取組を効果的・効率的に推進するため、データ駆動型経営に本格移行し、横浜市役所全体で実践します。

具体的には、本計画をもとに進める今後4年間の重点的な取組や個別分野別計画に基づく取組など、横浜市が進める全ての施策や事業について、「市民目線の経営サイクル (PDCA)」のもと、市役所全体でガバナンスとマネジメントを発揮しながら推進します。

～横浜市役所が実践するデータ駆動型経営～

「市民目線の経営サイクル (PDCA)」の中で、「目指すべき状態」と「アウトカム指標」の進捗状況を適時適切に検証し、改善を図ることで、成果を発現

◆市民目線の経営サイクル



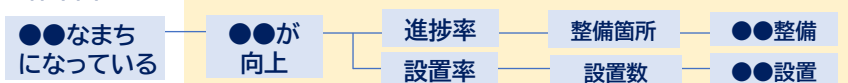
データドリブンプロジェクト (DDP) により
施策の質の向上と共に
経営資源活用の本質的な「検証・改善」を実践
(DDP2.0として全ての施策で実施)



■政策 - 施策体系図 (55～69ページ)

市民の皆様の暮らしの意識	中間的な政策効果	計画期間における成果	主な活動量	主な活動
政策指標 (モニタリング指標) 市民の皆様の横浜市での暮らしの意識を表す指標	市民の皆様の暮らしの意識を表す指標の向上に向けた経路の思考・確認	施策指標 (計画推進指標) 2029年度に向けて進捗管理し、成果発揮を目指す指標	取組数、件数、着手数、設置数など、成果につながる主な活動量	成果発揮に向けて推進する具体的取組・活動

<体系図イメージ>



データの面から経営サイクルを支える土台 (人材育成や環境整備など)

こうした経営サイクルの一環として、計画策定時に、政策・施策について

政策群 に、 **市民の実感** を測る政策指標

施策群 に、 **成果発揮** を目指す施策指標

を、それぞれアウトカム指標として設定します。

なお、こうした指標のほかに、人口（転入超過数、生産年齢人口、出生率）、市内就業者数、市内総生産、市内CO2排出量をはじめ、本計画での中間的な政策効果などの数値の動きも確認・留意しながら、戦略の推進に生かしていきます。

政策指標 - 市民の皆様の横浜市での暮らしの意識を表す指標 -

指標の見方(活用方法)

「毎日の安心・安全」「防災・減災」など政策分野毎に、市民の皆様の暮らし(意識や状態)をデータで把握し、モニタリングを実践(モニタリング指標)。
行政をはじめ多様な主体と共有しながら、共に向上等を目指す。

指標は14の政策群毎に設定。データは「市民生活・needs調査」により毎年把握。
※ 無作為抽出によるアンケート調査で客観的に把握。必要に応じて市民インタビューなどの質的調査等を活用。
※ 2025(令和7)年度に把握したデータを起点(現状値)にモニタリング。

施策指標 - 2029(令和11)年度に向けて進捗管理し、成果発揮を目指す指標 -

指標の見方(活用方法)

市民の皆様の暮らしの向上等に向けて、計画期間中の進捗を把握し成果発揮を実践(計画推進指標)。
市民の皆様と計画全体の推進をわかりやすく共有できるよう、「政策－施策体系図」も活用し、最終目標の位置・状態やその実現に向けた中間的な政策効果や経路を思考・確認しながら、成果発揮を目指す。

指標は33の施策群毎に設定。データは個別分野別計画での調査や定期統計等により毎年把握。
※ 2025(令和7)年度に把握したデータを起点(現状値)に指標管理(一部過年度データあり)。

※このほか、行政運営、財政運営における取組については、「取組指標」を設定し、進捗を管理します。

本計画の振り返りでは、毎年度、議会へ進捗状況等を報告すると共に、計画策定から2年経過後の2028(令和10)年度には中間振り返りを、計画期間終了後の2030(令和12)年度には最終振り返りを、議会に報告します。

V 行財政運営

行財政運営

政策分野の総合的な取組や横断的な取組を進めるにあたって、これらを支える土台となる取組です。政策推進・行政運営・財政運営を密接に連動させることで、持続可能な市政運営を更に強化します。

「施策の推進と財政の健全性の維持」を両立させることを目指し、限られた経営資源を最大限に活用しながら、将来にわたって安定した行政サービスを提供できる体制・仕組みを構築し、市民の皆様の信頼に応える持続可能な市政運営を実現します。

<行財政運営 一覧>

1 行政運営

01 便利で安心な市民サービス

02 行政運営の最適化

DX
推進

横浜市が推進するDXの事例と4年後の姿（ビジョン）

2 財政運営

01 市民ニーズに柔軟かつ的確に応え続けるための
持続可能な財政運営の推進

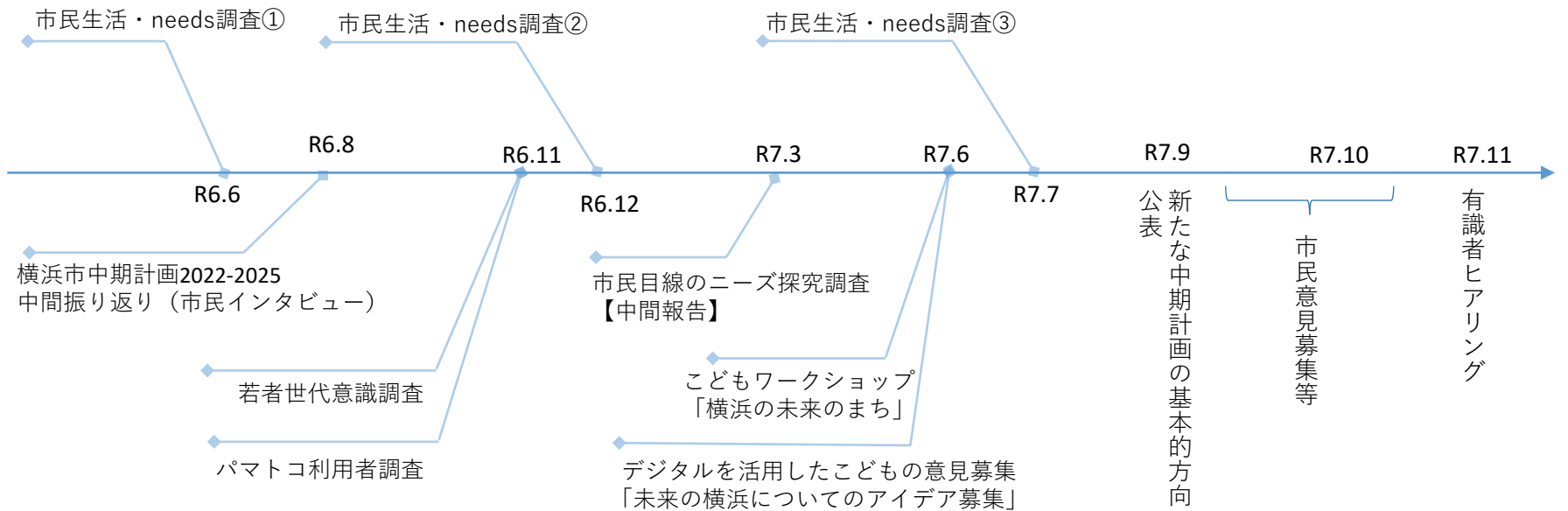
02 将来世代に先送りしない適正な債務管理と投資管理

03 将来を見据えたファシリティマネジメント
（資産の総合的なマネジメント）の推進

04 誰もがわかりやすく共感できる財政広報の展開・情報発信

VIII 計画の策定経過

素案策定までの経過



「新たな中期計画の基本的方向」に関する意見聴取について

1 市民意見募集（アンケート形式）

- (1) 実施期間
2025（令和7）年9月22日（月）から10月21日（火）まで
- (2) 意見募集方法
電子申請システム、電子メール、郵送、FAX
- (3) 意見総数
620人・団体
ア 共にめざす都市像「明日をひらく都市」：373件
イ 戦略「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」：481件

2 市民意見募集（インタビュー形式）

- (1) 対象者
民間モニターを活用し、居住エリア、年齢、性別等の属性を考慮し、偏りが生じないように抽出した市民65人
- (2) 実施日
2025（令和7）年9月27日（土）、9月28日（日）
- (3) 意見総数
377件



1、2の詳細はこちら

3 こども意見募集

- (1) 実施期間
2025（令和7）年9月22日（月）から10月21日（火）まで
- (2) 意見募集方法
電子申請システム
- (3) 意見総数
247件



3の詳細はこちら

4 有識者ヒアリング

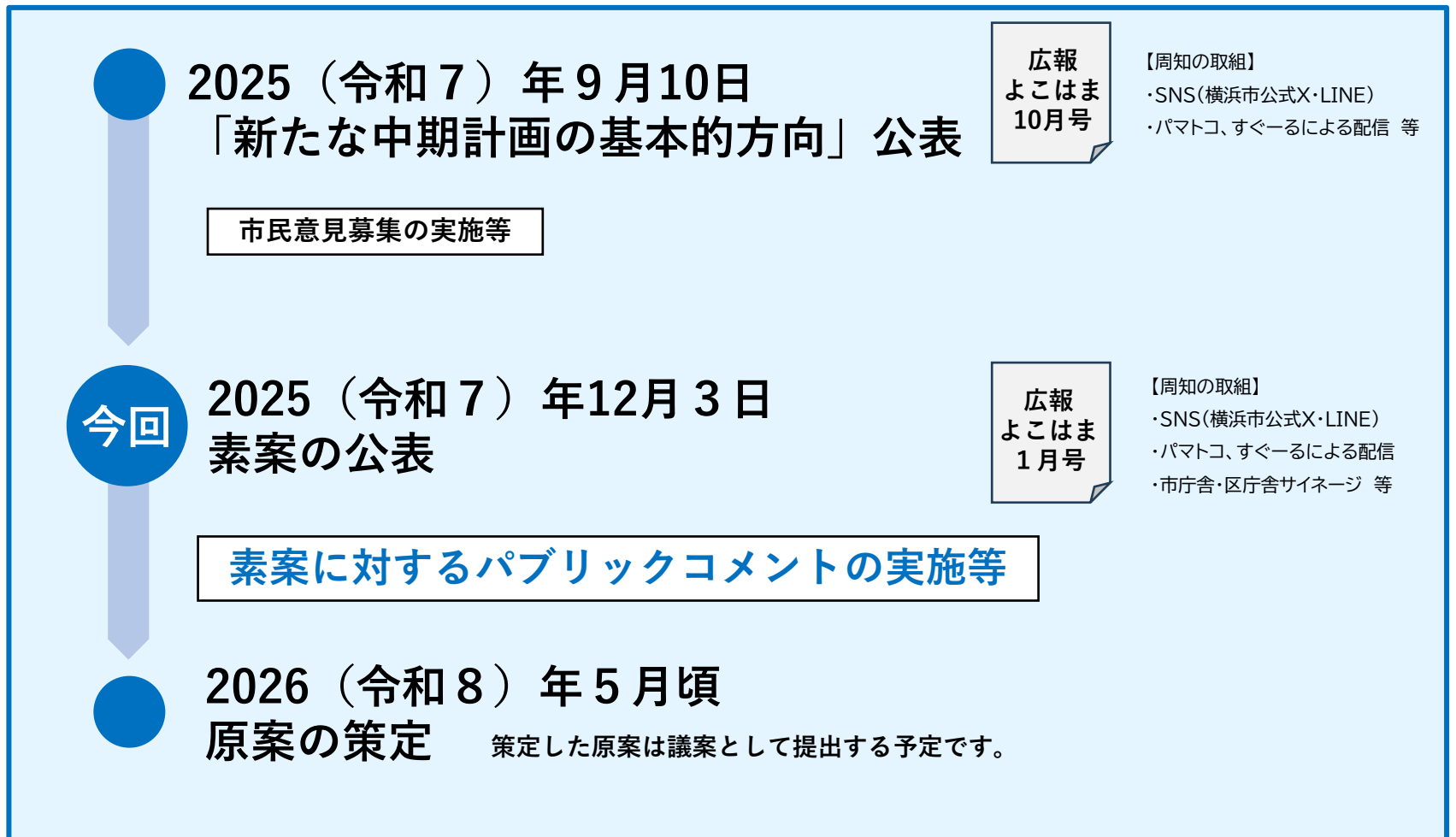
- (1) 実施期間
2025（令和7）年11月10日（月）から11月17日（月）まで
- (2) 意見聴取方法
「新たな中期計画の基本的方向」を提示した上で個別ヒアリングを実施
- (3) 対象者
産官学金労言デジ等の各分野の専門家9人

有識者一覧

※ 敬称略、肩書きは当時

佐土原 聡	横浜国立大学 名誉教授
広井 良典	京都大学 名誉教授
川本 守彦	横浜商工会議所 副会頭
小野寺 拓	日本銀行 横浜支店長
千田 美佐	株式会社横浜銀行 地域戦略統括部長
秋山 純一	日本労働組合総連合会神奈川県連合会 横浜地域連合 議長
伊藤 薫	株式会社テレビ神奈川 常勤監査役
南雲 岳彦	一般社団法人スマートシティ・インスティテュート 代表理事
高橋 晶子	EY新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー 公認会計士

策定スケジュール



「横浜市中期計画2026-2029（素案）」について、皆様のご意見・ご提案を募集します。
いただいたご意見等を踏まえて、原案を策定していきます。

○募集期間 2026（令和8）年1月5日（月）から2月27日（金）まで
電子申請システム、電子メール、郵送またはFAXでご意見等をお寄せください。

- ・ご意見の内容は、本市の考え方と共に、個人情報を除き、後日横浜市公式ウェブページで公表します。
なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ・ご意見を正確に把握するため、お電話やご来庁でのご意見の受付や個別の回答はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ使用します。

04 | こども・子育て



現状と課題 - 横浜を取り巻く状況と課題 -

○保育の量的拡充から質的向上への転換

- ・待機児童ゼロの継続、保留児童の低減に向けて、より効果的な取組を推進していきます。また、今と未来を生きるこどもの健やかな育ちを支えるため、質の高い保育・幼児教育の確保と充実を図ることが重要です。
- ・仕事や急用、リフレッシュ等様々な場面で安心して利用できる預かりサービスを提供できるよう、利用者の状況を踏まえ、的確かつスムーズに提供できる仕組みづくりが重要です。
- ・誰もが安心して子育てできるよう、病児・病後児保育や医療的ケア児への支援など、多様な保育を実現する環境の整備が重要です。

○ゆとりの創出（時間的・精神的・経済的負担感の軽減）

- ・「家庭と子育てに関するコホート研究（ハマスタディ）」では、フルタイム勤務の妻の平日の家事時間は、こどもがいない家庭の1.8時間に対し、こどもがいる家庭では2.2～2.5時間と長く、時間的負担感が高まることがわかりました。
- ・2023（令和5）年に保護者を対象に実施した調査では、未就学児保護者の92.7%が子育てに関して何らかの困りごとを抱えており、精神的・経済的負担感の軽減が課題です。

○こどもの体験機会の充実

- ・体験活動（自然・社会・文化的体験、本物に触れる機会など）を多く経験したこどもは、その後自尊心や外向性、精神的な回復力が高くなる傾向がみられます。家庭環境等こどもの置かれた状況に関わらず、多様な体験ができることが重要であることから、公教育や、社会全体でこども・若者の体験活動をどのように支援していくのが課題です。

○困難な状況にあるこども・家庭への支援

- ・家族の疾病や経済的な困窮、ひとり親家庭など、困難を抱えやすい養育環境の家庭では、こども・若者が様々な課題に直面することがあります。こどもに寄り添った支援が重要であり、社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援を実現していくことが課題です。

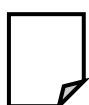
目指す姿 - 4年後、そして、更に将来にわたって目指すべき姿 -

- ・全てのこどもを社会全体で支えることで、未来を創るこども一人ひとりが自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会を創り出していく力が育まれています。
- ・こどもたちが、様々な遊びや学び、体験機会に接することで、自己肯定感を高められる環境が整っています。
- ・誰もが安心して出産・子育てができ、気持ちに余裕をもってこどもに向き合うことができている。

政策指標 - 市民の皆様の横浜市での暮らしの意識を表す指標 -

子育てしやすいまちだと思いますか

57.0%



こどもの成長と子育て支援に向けた取組に関連する
主な個別分野別計画等

よこはまわくわくプラン
(横浜市子ども・子育て支援事業計画/横浜市こども計画)

横浜市社会的養育推進計画

横浜市子どもの貧困対策に関する計画

ひとり親家庭自立支援計画



【関連するSDGsの取組】

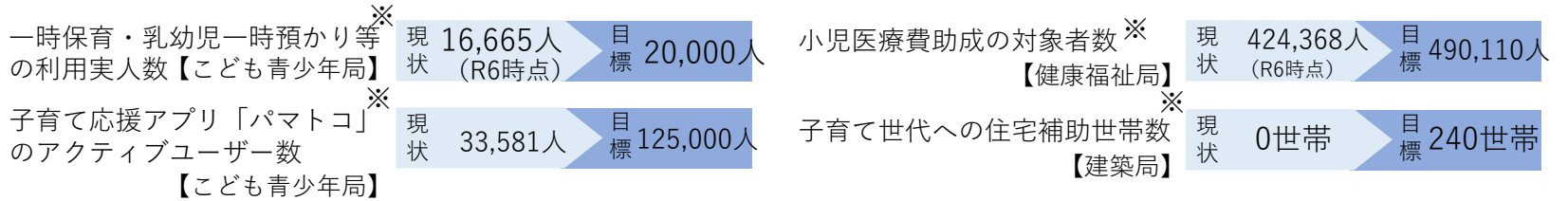


6 子育て支援

方向性

全ての子ども・子育て世代への切れ目のない支援を通じて、誰もが安心して出産・子育てができ、また、保護者が子どもに向き合う気持ちの余裕を持って生活することで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、妊娠期から子育て期にわたる相談支援や一時預かり施策の充実、18歳までの小児医療費助成の無償化など、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って子どもの健やかな成長を支援する取組を進めます。

指標



7 保育・幼児教育

方向性

待機児童や保育の必要性が高い保留児童の解消に向けて、安定的な保育・幼児教育の場の確保に取り組むと共に、質の確保・向上を図ります。また、多様化するニーズに対応し、安心して子育てできる環境整備に向け、個別に支援が必要な児童に対する支援や保育士等の人材確保などを進め、保育・幼児教育の体制の確保に取り組みます。

指標

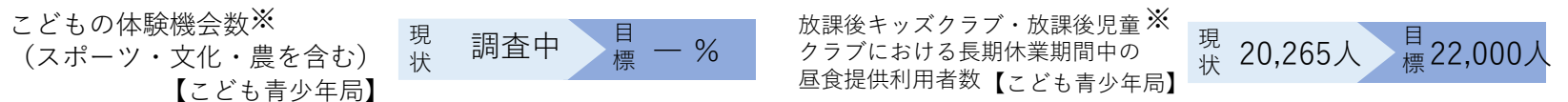


8 こどもの体験機会づくりと居場所の充実

方向性

全ての子どもが、創造力や好奇心、自己肯定感を育むことができるよう、年齢に応じた体験機会の充実や多様なニーズに応じた居場所づくりに取り組めます。また、放課後の時間を過ごすこどもの安心・安全な居場所を確保すると共に、学校の長期休業期間中の昼食提供などを実施することで、子育て世代にゆとりを創出し、子どもと向き合う時間の充実につながるよう取り組めます。

指標

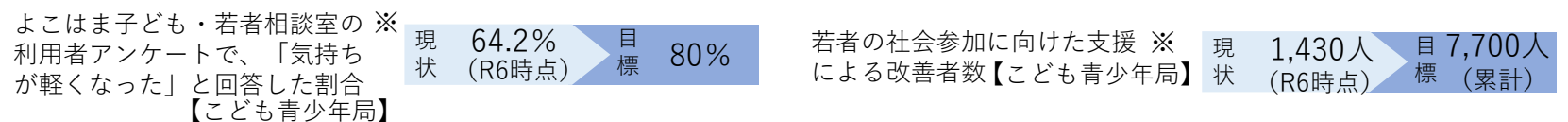


9 困難な状況にある子ども・家庭への支援

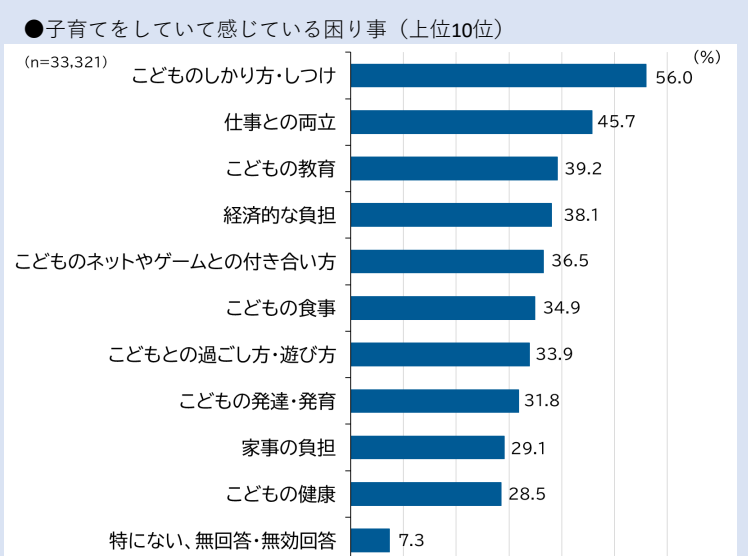
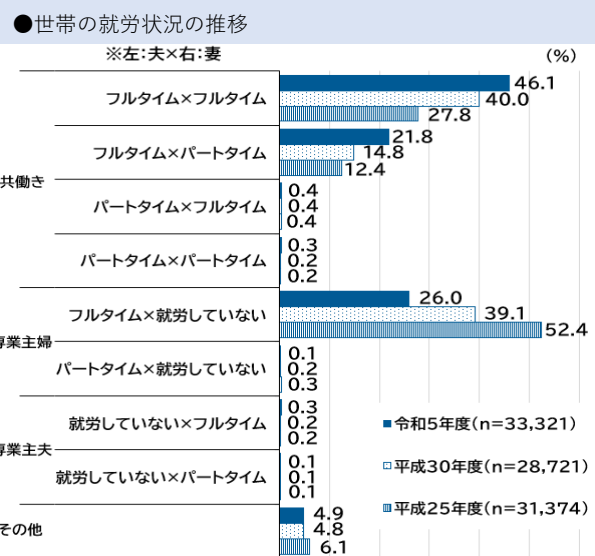
方向性

貧困や、児童虐待、ヤングケアラーなどの様々な困難を抱える子ども・若者及びその家庭の状況を早期に把握し、包括的かつ適切な支援へつなげるため、各学校や地域人材との連携、相談窓口の充実や地域の人材育成、広報、地域住民への普及啓発など総合的な対策を推進し、子どもやその家族を社会全体で見守り・支える環境づくりを進めます。

指標



【関連データ等】



07 | 障害児・者



現状と課題

- 横浜を取り巻く状況と課題 -

○障害児・者への支援

- ・ 障害のある人が増加する中で、医療的ケア児・者や重症心身障害児・者など日常的な支援を必要とする人、発達障害のある人も増えています。個々のニーズは多様化しており、こうした人々の生活を支えるためには、支援に関する取組や体制の充実が重要です。
- ・ 障害のある子どもたちが、安心して保育所等や学校に通うことができるよう、受入れ環境の拡充や通学の支援などが重要です。

○「働きたい」ニーズに応える

- ・ 第4期障害者プラン策定に係るアンケート調査では20歳未満の約7割、20歳から40歳代の約5割が働きたいと回答しており、多様な働き方や障害者就労に対する理解の促進に取り組むことが重要です。

○インクルーシブ※なまちづくり

- ・ 多様性に配慮した制度の推進、公共施設や設備のバリアフリー化の推進、インクルーシブスポーツの推進、デジタル技術を活用した体験機会の拡充など、様々な分野で総合的にインクルーシブなまちづくりを進めることが重要です。

※ 障害の有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、多様な人々が互いを尊重し、共生する社会や取組

目指す姿

- 4年後、そして、更に将来にわたって目指すべき姿 -

- ・ 障害児・者やその家族への支援を行うと共に、ソフト・ハードの両面からインクルーシブなまちづくりを進め、誰もが安心して暮らせる環境が整っています。
- ・ DX技術等の活用による体験機会・就労機会の拡充を通じて、自分らしさを発揮し、いきいきと生活ができています。

政策指標

- 市民の皆様の横浜市での暮らしの意識を表す指標 -

障害児・者にとって暮らしやすい
まちだと思えますか

30.9%



障害児・者に対する支援充実に向けた取組に関連する
主な個別分野別計画等

横浜市障害者プラン

横浜市教育振興基本計画

よこはまわくわくプラン
(横浜市子ども・子育て支援事業計画/
横浜市子ども計画)



【関連するSDGsの取組】



15 障害児・者支援

方向性

障害のある人が希望する場所で自分らしく安心して生活することができるよう、地域生活を支える様々な社会資源と連携しながら、社会を構成する一員としての多様な暮らしや就労を支える取組を推進します。
 また、障害のある子どもたちが将来自らの選択により自立生活を実現できるよう、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力を引き出し、育てていく支援（エンパワメント）と合わせ、乳幼児期、学齢期、青年期、成人期を通じた切れ目のない支援を推進します。

指標

グループホーム利用者数 ※
 【健康福祉局】 現状 6,275人 目標 7,000人

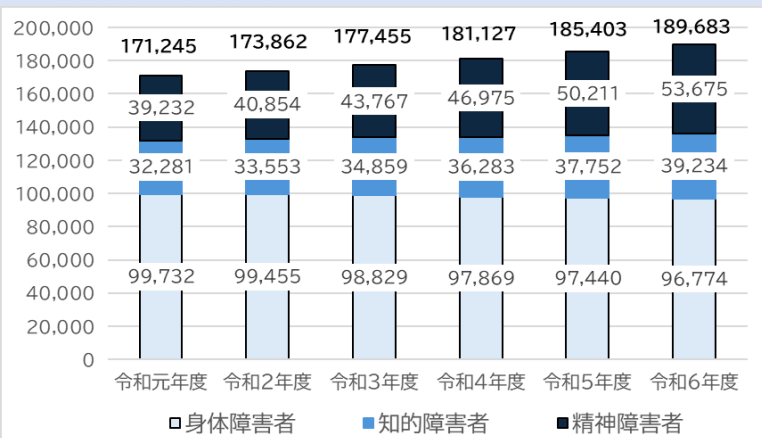
医療的ケア児の待機児童数 ※
 【こども青少年局】 現状 0人 目標 0人

福祉施設から一般就労への移行者数 ※
 【健康福祉局】 現状 1,056人 (R6時点) 目標 1,200人

医ケア児・者等支援者養成数 ※
 (養成研修修了者数累計) 【こども青少年局】 現状 305人 (R6時点) 目標 540人

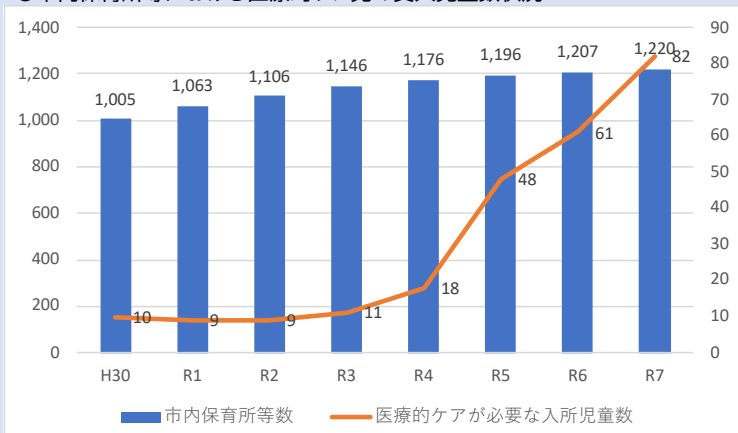
【関連データ等】

●障害者手帳の所持者数推移



【出典】健康福祉局

●市内保育所等における医療的ケア児の受入児童数状況



【出典】こども青少年局

●小柴自然公園インクルーシブ遊具広場の様子



【出典】みどり環境局

●医療的ケア児・者の保育やケアの様子



【出典】こども青少年局
健康福祉局

【障害のある人の働き方 ～一般就労と福祉的就労～】

障害のある人の働き方には、企業等で働く「一般就労」のほか、「福祉的就労」があります。福祉的就労は、福祉サービスを提供する事業所での作業等を通じて、収入を得る働き方です。福祉事業所には様々な種別があり、作業内容は事業毎に異なります。福祉的就労を経て一般就労をする人もいれば、福祉的就労で働き続ける人もいます。

横浜市は地域生活を支える様々な社会資源と連携しながら障害のある人の多様な暮らしや就労を支える取り組みを推進していきます。



政策群：こども・子育て

市民の皆様の暮らしの意識

中間的な政策効果

計画期間における成果

成果につながる主な活動量

計画期間における成果につながる主な活動

政策指標
(モニタリング指標)

施策指標
(計画推進指標)

こどもの成長と子育て支援に向けた取組
(よこはまわくわくプラン、子どもの貧困対策に関する計画の推進等)

06 子育て支援

07 保育・幼児教育

08 こどもの体験機会づくりと居場所の充実

09 困難な状況にあるこども・家庭への支援

子育てしやすいまち
になっている

子育てしやすいまちだと
答えた市民の割合

こどもに向き合うゆとりがある生活
ができています

時間的ゆとり

経済的ゆとり

精神的ゆとり

短時間預かり利用者数
が増加している

一時保育・乳幼児一時預かり等の利用実人数

実施施設数

一時預かり施策の充実
(短時間預かり制度等)

パマトコを日常的に活用
する人が増えている

子育て応援アプリ「パマトコ」のアクティブ
ユーザー数

アカウント登録数

パマトコのコンテンツ強化・利用促進

助成対象者数
が増加している

小児医療費助成
の対象者数

助成対象年齢(拡大)

小児医療費助成の拡充(18歳まで)

子育て世代に優しい
住宅が増加している

子育て世代への
住宅補助世帯数

補助件数

子育て世代への住宅支援制度

取組数

子育て世代向けモデル街区の展開
(公有地グリーン子育て街区)

保育所等を利用
できている

待機児童数

実施保育所等数

待機児童ゼロの継続に向けた
取組推進

受入れ箇所数

病児・病後児保育

働きながら
子育てができる

横浜の子育て
環境を好ましい
と考える
保護者の割合

保育所等を利用
できている

保留児童数(育児休業
延長希望を除いた数)

こどもの体験機会が
増加している

こどもの体験機会数
(スポーツ・文化・農を含む)

実施園数

幼児期からの英語体験の拡大

機会(創出)数

発表機会や体験機会の創出

取組を行った動物園数

横浜の3動物園の魅力向上

体験プログラム数

放課後キッズクラブ、放課後児童クラブでの体験プログラムの推進

【親】
こどもの経験の選
択肢が充実してい
ると感じる

【こども】
自らが希望する体
験を楽しむこと
ができる

親子が楽しめる、身近な遊び
場・居場所があ
ると思う割合

クラブを利用する
児童の満足度
が向上している

「クラブは楽しい
ですか」の項目で
「楽しい」「ど
ちらかというた
り」と回答した
児童の割合

長期休業期間中の
昼食利用者数
が増加している

放課後キッズクラブ・放
課後児童クラブにお
ける長期休業期間
中の昼食提供利用
者数

昼食提供登録者数

長期休業期間中の昼食提供

自らが苦しい時に頼りに
できる存在に相談
できる

よこはま子ども・若
者相談室の利用者
アンケートで、「気
持ちは軽くなった
」と回答した割合

電話相談及び
個別支援実施数

ひとり親世帯の支援の推進

支援者研修数

悩みや課題の早期発見・早期支援に
つなげる環境づくり

関係機関会議開催数

切れ目ない支援を実現するための
関係機関等の連携

苦しい状況乗り越え、自分が描く
ステップに進むこ
とができる

よこはま子ども・若
者相談室の利用者
アンケートで「気
持ちは軽くなった
」と回答した割合

若者が社会参加している

若者の社会参加に向け
た支援による改善者数

個別支援実施数

世帯全体を視野に入れた
こども・若者への支援の充実

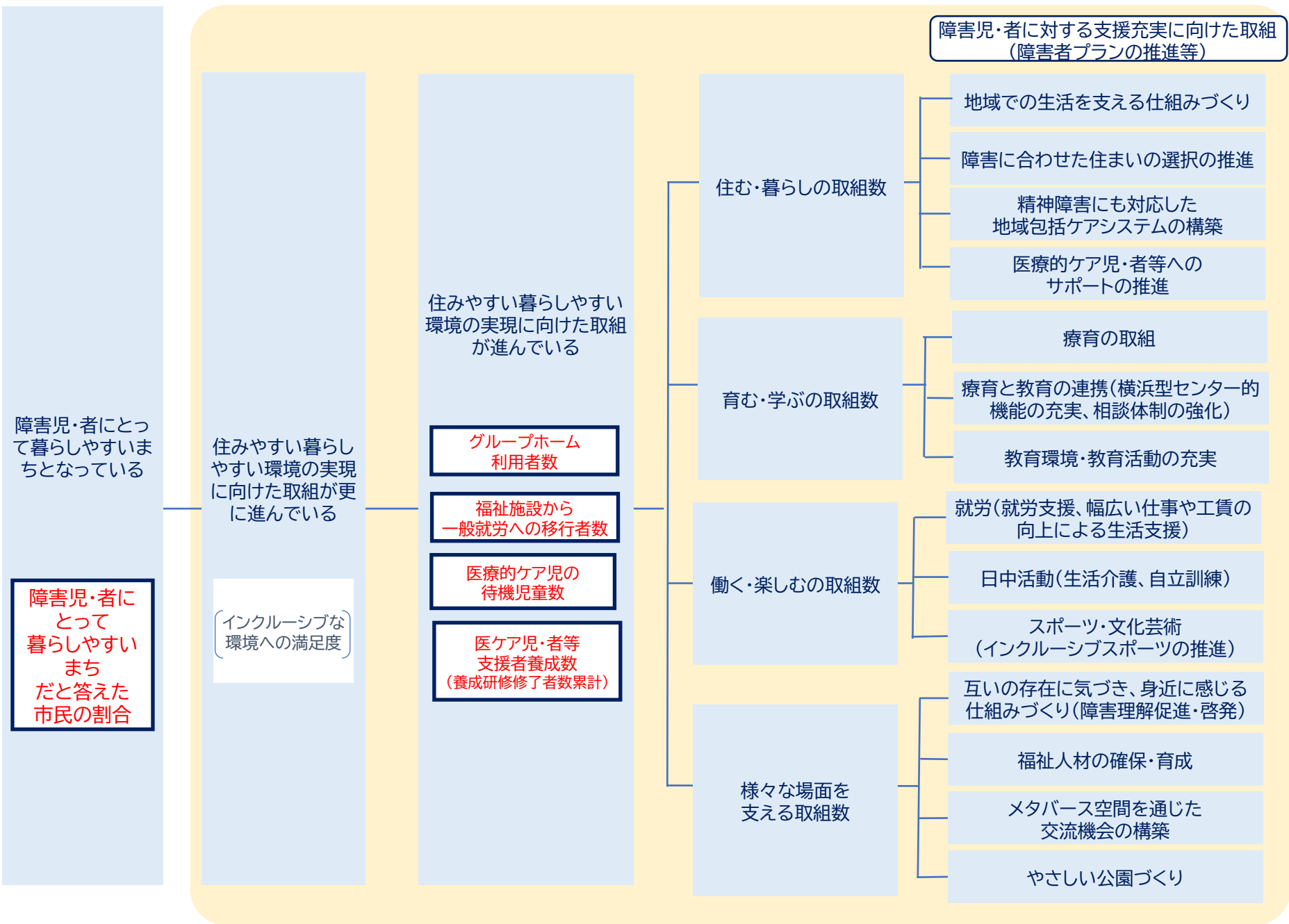
※ 中間的な政策効果は、市民の皆様の暮らしの意識を表す指標の向上に向けた経路の思考・確認の一例を掲載
本計画に記載以外の中間的な政策効果も含め、個別分野別計画の取組と連動させ、状態を確認・検証しながら柔軟に実践

政策群：障害児・者



政策指標
(モニタリング指標)

施策指標
(計画推進指標)



15 障害児・者支援

※ 中間的な政策効果は、市民の皆様暮らしの意識を表す指標の向上に向けた経路の思考・確認の一例を掲載
 ※ 本計画に記載以外の中間的な政策効果も含め、個別分野別計画の取組と連動させ、状態を確認・検証しながら柔軟に実践
 ※ 取組に記載している個別分野別計画はR7.12時点

令和8年度

予算概要

子ども青少年局

目次

- ◎ 令和8年度こども青少年局予算案について・・・1
- ◎ 令和8年度こども青少年局予算案総括表・・・4
- ◎ 全てのこどものウェルビーイングを支える・・・5
- ◎ 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す・・・9

1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実・・・13

- 出産費用助成事業
- 妊婦のための支援給付事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 子育て世代包括支援事業
- 妊婦・産婦健康診査事業
- 妊婦歯科健康診査事業
- 母子保健指導事業
- 乳幼児健康診査事業
- 視聴覚検診事業
- 妊娠・出産サポート事業
- 育児支援事業
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 乳幼児発達支援事業
- 不妊・不育相談等支援事業
- 妊産婦・こどもの健康相談事業
- 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業

2 地域における子育て支援の充実・・・15

- 地域子育て支援拠点事業
- 横浜子育てサポートシステム事業
- 親と子のつどいの広場事業
- 市立保育所・私立保育所等地域子育て支援事業
- 子育て支援者事業
- 親子の居場所事業（常設）従事者のための体系的な研修の実施
- 子育て応援アプリ「パマトコ」事業
- ハマハグ推進事業
- ベビーカーフレンドリーYOKOHAMA
- 子育て応援賃貸住宅における交流促進等事業

3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等・・・17

- 「教育・保育給付」の認定を受けたこどもの保育・教育
- 延長保育事業
- にもつ軽がる保育園
- 保育所等における業務効率化
- 市立保育所民間移管事業
- 横浜保育室助成事業
- 認可外保育施設等への助成
- 指導・監査

4 幼児教育の支援・・・19

- 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費
- 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～
- 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業
- 私立幼稚園等一時預かり保育事業
- 私立幼稚園等個別支援教育費補助事業
- 私立幼稚園等補助事業
- 私立幼稚園等施設整備費補助事業
- 幼稚園教諭等住居手当補助事業

5 こどもも親も安心して利用できる一時預かりの充実・・・20

- 一時預かり事業
- 24時間いつでも預かり保育事業
- 幼稚園等における長時間預かり・一時預かり
- 商業・集客施設等での横浜型短時間預かり事業
- イベント時等の横浜型短時間預かり補助事業
- こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業

6 多様な保育ニーズへの対応・・・22

- 障害児や医療的ケア児の受入れ推進
- 外国につながるこどもへの支援
- プレイフルラーニングの実施
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

7 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保・・・23

- 保育・教育の質向上の仕組みづくり
- 保育・幼児教育職員等研修
- 保育資源ネットワーク構築事業の充実
- 幼保小連携・接続事業
- 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保

8	保育・教育の場の確保 ・・・・・・・・・・・・・25	15	D V対策事業 ・・・・・・・・・・・・・34
	○変化する保育ニーズへの対応		○D V被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実
	○保育所等の整備		○若年女性支援事業
	○保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信		○女性緊急一時保護施設補助事業
			○加害者更生プログラムへの事業費補助
			○母子生活支援施設緊急一時保護事業
9	放課後の居場所づくり ・・・・・・・・・・・・・27	16	児童扶養手当等 ・・・・・・・・・・・・・34
	○放課後キッズクラブ事業		○児童扶養手当
	○小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業		○特別乗車券の交付
	○放課後児童クラブ事業	17	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 ・・・・・・・・35
	○放課後児童サポート事業		○児童虐待対策の総合的な推進
	○小学生の朝の居場所づくりモデル事業		○児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化
	○特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業	18	社会的養育の推進 ・・・・・・・・・・・・・37
	○プレイパーク支援事業		○里親制度等の推進
10	こども・若者の健全育成の推進 ・・・・・・・・・・・・・29		○養育支援の充実
	○青少年を育む地域の環境づくり		○児童措置費等
	○こども食堂等支援事業		○こどもの意見表明支援事業
	○青少年育成に携わる団体等の支援		○施設を退所するこども等への支援
	○青少年関係施設の運営等	19	ワーク・ライフ・バランスの推進 ・・・・・・・・・・・・・38
	○横浜市子ども・若者支援協議会の運営		○ワーク・ライフ・バランスの推進
11	地域療育センター運営事業 ・・・・・・・・・・・・・30	20	計画の推進 ・・・・・・・・・・・・・38
	○地域療育センター運営事業		○こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進
12	在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・31		○横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進
	○障害児通所支援事業等	21	児童手当 ・・・・・・・・・・・・・39
	○学齢後期障害児支援事業		○児童手当
	○障害児医療連携支援事業	22	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ・・・・・・・・・・・・・39
	○特別児童扶養手当支給事務費		(母子父子寡婦福祉資金会計)
	○障害児入所支援事業等		○母子父子寡婦福祉資金貸付事業
13	困難を抱えやすいこども・若者への支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・32	◎	財源創出の取組 ・・・・・・・・・・・・・41
	○青少年相談センターにおける相談・支援事業	◎	横浜市中期計画(素案)における施策群別の
	○地域ユースプラザ事業		予算概要掲載項目について ・・・・・・・・・・・・・43
	○若者サポートステーションにおける相談・支援	◎	横浜市子どもの貧困対策に関する計画と
	○困難を抱える若者に対するS N S相談事業		令和8年度予算概要との関係 ・・・・・・・・・・・・・69
	(よこはま子ども・若者相談室)		
	○ヤングケアラー支援事業		
	○寄り添い型生活支援事業		
14	ひとり親家庭等の自立支援 ・・・・・・・・・・・・・33		
	○ひとり親家庭等自立支援事業		

「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（計画期間：令和7～11年度）」（以下、「よこはまわくわくプラン」という）に定める目標・方向性の実現に向け、全てのこどものウェルビーイングを支える取組や、子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出すための取組をはじめ、切れ目のない総合的なこども・子育て支援施策を着実に推進していきます。

また、本年5月頃に原案の策定を予定している「横浜市中期計画2026-2029（計画期間：令和8～11年度）」（以下、「中期計画」という）の素案の内容を踏まえた予算案としています。

「中期計画」（素案）における こども青少年局関連の政策群・施策群等

政策群 04 こども・子育て

施策群 6 | 子育て支援

施策群 7 | 保育・幼児教育

施策群 8 | こどもの体験機会づくりと居場所の充実

施策群 9 | 困難な状況にあるこども・家庭への支援

政策群 07 障害児・者

施策群 15 | 障害児・者支援

明日をひらく都市

戦略 市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展

4年間で重点的に
進める戦略や取組

市政の基礎となり、日々の生活や
活動を支える個別分野別
計画、業務サービスなど

中期計画では、市民の皆様の実感を評価の軸として、目標に向けて柔軟に必要な取組や手段を選択し、実践していくスキームとし、市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握しながら、「政策-施策の体系のもと、4年間で重点的に取り組む戦略や取組」と「市政の基礎となり、日々の生活や活動を支える個別分野別計画の事業や業務サービス等」を連動させ、市民生活の向上を目指すこととしています。

本計画の初年度となる令和8年度の予算案は、この趣旨を踏まえ、本計画の目標達成に向け、編成しています。

「よこはまわくわくプラン」の 目指すべき姿や基本的な視点

【目指すべき姿】

全てのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、
未来を創るこども一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、
共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

基本的な視点

- 1 | こどもの視点に立った支援
- 2 | 全てのこどもへの支援
- 3 | それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切に
する一貫した支援
- 4 | こどもに内在する力を引き出す支援
- 5 | 家庭の子育て力を高めるための支援
- 6 | 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援
- 7 | 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

本予算概要において、主に中期計画2026 - 2029（素案）の計画期間の
成果に寄与する主な事業については、**新中期** マークを付けています。

重点テーマ I

全てのこどもの ウェルビーイングを支える

- 1 | 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
- 2 | こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
- 3 | 年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

重点テーマ II

子育て家庭が実感できる 「ゆとり」を生み出す

- 1 | 時間的負担感の軽減
- 2 | 精神的負担感の軽減
- 3 | 経済的負担感の軽減

施策分野 1

全てのこども・子育て家庭への切れ目のない支援

- 1 | **生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実**
1 | 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
- 2 | **地域における子育て支援の充実**
2 | 地域における子育て支援の充実
- 3 | **乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続**
3 | 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等
4 | 幼児教育の支援 5 | こどもも親も安心して利用できる一時預かりの充実
6 | 多様な保育ニーズへの対応
7 | 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保 8 | 保育・教育の場の確保
- 4 | **学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進**
9 | 放課後の居場所づくり 10 | こども・若者の健全育成の推進
- 5 | **障害児・医療的ケア児等への支援の充実**
11 | 地域療育センター運営事業
12 | 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実

施策分野 2

多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

- 6 | **困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実**
13 | 困難を抱えやすいこども・若者への支援の充実
- 7 | **ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援**
14 | ひとり親家庭等の自立支援 15 | DV対策事業 16 | 児童扶養手当等
22 | 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- 8 | **児童虐待防止対策と社会的養育の推進**
17 | 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 18 | 社会的養育の推進

施策分野 3

社会全体でのこども・子育て支援

- 9 | **社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進**
19 | ワーク・ライフ・バランスの推進 21 | 児童手当

計画の推進

- 20 | 計画の推進



令和8年度 こども青少年局予算案総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項 目	令和7年度	令和8年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	412,406,274	422,551,271	10,144,997	2.5	
青少年費 (※)	25,136,734	26,224,780	1,088,046	4.3	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	245,243,013	254,329,161	9,086,148	3.7	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども 福祉保健費	142,026,527	141,997,330	△ 29,197	△ 0.0	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、 児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸 支 出 金	467,318	466,737	△ 581	△ 0.1	
特別会計繰出金	467,318	466,737	△ 581	△ 0.1	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	412,873,592	423,018,008	10,144,416	2.5	

(特別会計)

(単位：千円)

項 目	令和7年度	令和8年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
母子父子寡婦 福祉資金会計	320,099	619,069	298,970	93.4	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特 別 会 計 計	320,099	619,069	298,970	93.4	

※青少年費の一部は、令和8年度から健康福祉局へ移管します。

全てのこどもの ウェルビーイングを 支える

横浜の全てのこどもたちが、地域の関わりの中で、豊かに育ち、温かな社会をつくる原動力となるよう、心身の状況や置かれている環境等に関わらず一人ひとりの健やかな育ちが等しく保障され、身体的・精神的・社会的に将来に渡って幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

3つの方向性と令和8年度の主な事業・取組

1 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築

こども本人や子育て家庭へ必要な支援を着実に届けることができる体制を整備し、こども一人ひとりが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできる地域づくりを進めていきます。

こどもたちの安全・安心を守ることができるよう地域や関係機関とも連携しながら、こどものSOSに気づくための見守りや、安全・安心につながるまちづくりを推進します。

主な事業・取組	本文
(1) 区役所の相談支援機能の強化〈拡充〉（「児童虐待対策の総合的な推進〈拡充〉」の一部） 【1億5,842万円】	P35
(2) 寄り添い型生活支援事業〈拡充〉 【5億1,811万円】	P32
(3) 困難を抱える若者に対するSNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室） 【6,233万円】	P32
(4) 青少年相談センターにおける相談・支援事業 【6,327万円】	P32
(5) 地域ユースプラザ事業 【1億3,731万円】	P32
(6) 若者サポートステーションにおける相談・支援 【1億2,437万円】	P32
(7) ヤングケアラー支援事業 【2,458万円】	P32
(8) 思春期・接続期支援事業（「ひとり親家庭等自立支援事業〈拡充〉」の一部） 【3,062万円】	P33
(9) 若年女性支援事業 【871万円】	P34

2 こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実

ライフステージを通して、全てのこどもが、安心・安全で自分らしく過ごせるよう、多様なニーズに応じた居場所づくりに取り組みます。

また、豊かな創造力や好奇心、自己肯定感を育むことができるよう、年齢に応じた遊びや自然・社会・文化的な体験活動等に接する機会の充実を図ります。

主な事業・取組	本文
(1) 地域子育て支援拠点事業〈拡充〉 【13億8,772万円】	P15
(2) 親と子のつどいの広場事業〈拡充〉 【8億148万円】	P15
(3) 市立保育所・私立保育所等地域子育て支援事業〈拡充〉 【4億2,186万円】	P16
(4) 子育て支援者事業 【7,012万円】	P16
(5) プレイフルラーニングの実施〈拡充〉 【865万円】	P22
(6) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〈拡充〉 【1億1,587万円】	P22
(7) プレイパーク支援事業〈拡充〉 【7,027万円】	P28
(8) 青少年の地域活動拠点づくり事業〈拡充〉（「青少年を育む地域の環境づくり」の一部） 【1億2,768万円】	P29
(9) こども食堂等支援事業〈拡充〉 【3,266万円】	P29
(10) 青少年関係施設の運営等 【9億3,313万円】	P29

3つの方向性と令和8年度の主な事業・取組

3

年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

多様な形で現れるこどもの思いや願いを受け止める姿勢をもち、その年齢・発達の程度に応じて、こどもが意見を表明できる機会の確保に努めていきます。また、こどもが関わるあらゆる施策において、こどもの意見を施策に反映するための取組を継続的に進めていきます。

主な事業・取組	本文
(1) 児童相談所一時保護施設及び児童養護施設等で生活するこどもの意見表明支援〈拡充〉 【1,731万円】	P36、37
(2) こどもの意見を大切にしている取組の推進（「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進〈拡充〉」の一部） 【346万円】	P38
(3) 「よこはま☆保育・教育宣言」の理解促進・実践／研修・研究の取組支援等による専門性の向上及び質の向上（「保育・教育の質向上の仕組みづくり」「保育・幼児教育職員等研修」の一部） 【1億3,890万円】	P23
(4) 【再掲】青少年の地域活動拠点づくり事業〈拡充〉（「青少年を育む地域の環境づくり」の一部） 【1億2,768万円】	P29
(5) こどもの貧困対策推進事業（第3期こどもの貧困対策に関する計画の策定）〈拡充〉 【2,000万円】	P38

【参考】こどもの性被害防止に向けた取組

「児童相談所一時保護所入所中の児童に対する盗撮事件に関する再発防止策検討報告書」（令和7年12月）を踏まえ、こどもの性被害防止に向けた取組を実施します。

1 加害行為を起こさない仕組みづくり

8年度は、全ての一時保護施設の共用部に防犯カメラの追加設置を進めます。また、保育所等の児童福祉施設等において、性被害防止対策に要した備品購入費等への補助やこどもに直接関わる職員を対象にした性被害防止研修を引き続き実施します。

主な事業・取組	本文
(1) 一時保護施設における防犯カメラの追加設置のための設計（新規） 【535万円】	P36
(2) 児童福祉施設等におけるこどもの性被害防止対策のための備品購入費等の補助 【9,619万円】※	P23、28
(3) 児童福祉施設等におけるこどもの性被害防止対策のための研修の実施 【1,507万円】※	P23、P28

2 一時保護施設夜間指導員の採用、育成指導

会計年度任用職員の応募資格に、法令に違反した者や過去に不適切行為を行った者等は採用しない旨を明記するほか、夜間指導員への必要な研修時間を確保します。

3 こどもが相談しやすい環境づくり

児童相談所職員を対象に、傾聴スキル向上を目的としたコミュニケーション技術研修や、暴力防止プログラムを取り入れ予防教育を実践します。

8年度は、一時保護施設入所中の児童が意見を表明できる機会を増やすため、アドボケイトへの相談回数を月1回から2回へ増やします。

主な事業・取組	本文
(1) 職員向け研修の実施 【981万円】※	P36
(2) アドボケイト相談の実施 【1,731万円】	P36

※は複数事業の合算金額

【参考】関係区局との連携による

不登校支援・いじめ対策、子ども・若者の自殺対策強化

子どもや家庭に対する様々な相談窓口の積極的な活用を図るとともに、子どもが安心できる多様な居場所づくりを進めるなど、教育委員会事務局等と連携し、不登校児童生徒支援やいじめ防止対策に取り組めます。

SOSの察知（早期発見・未然防止）

～主な取組～

- 区役所の子ども家庭相談《区役所》
- 児童相談所による相談《子ども青少年局》
- よこはま子ども・若者相談室《子ども青少年局》
- 24時間子どもSOSダイヤル《教育委員会事務局》

子どもや家庭へのサポート

～主な取組～

- 区役所、児童相談所等の要保護児童対策地域協議会の枠組みによる支援《子ども青少年局・区役所》
- 課題に応じた個別的な支援（寄り添い型生活支援事業、ヤングケアラー支援事業、ハートフルスペース等）《子ども青少年局・教育委員会事務局》

学校における不登校児童生徒支援・いじめ防止対策《教育委員会事務局》

自殺リスクの高い子ども・若者への対応に苦慮する教員や支援者に対して対応方法等について支援するため、「子ども・若者の自殺対策強化チーム」（仮称）により、健康福祉局、教育委員会事務局等と連携して取組を進めます。

子ども・若者の自殺対策強化チーム（仮称）
《健康福祉局・子ども青少年局・教育委員会事務局》

- 関係区局職員と、精神科医・心理士等の専門家で構成
- 教員や支援者に対して、本人への接し方、危機介入、家族支援の方針のほか、医療・相談機関、地域の居場所など社会資源へつながるよう支援

〈関連する他局の主な取組〉

1 多機関連携による子ども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築

【教育委員会事務局】

不登校児童生徒支援事業／地域等と連携したいじめ等の防止／日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実／放課後学び場事業／よこはま学援隊／安全教育・防災対策の推進／子どもの交通安全対策の推進

【道路局】

子どもの通学路交通安全対策事業

【市民局】

地域防犯活動支援事業

【健康福祉局】

寄り添い型学習支援事業

【政策経営局】

デートDV・DV防止事業

2 子どもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実

【にぎわいスポーツ文化局】

子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業／子どもの文化体験推進事業／MICE次世代育成事業／大規模文化イベントによるにぎわい創出事業／フェスティバルによるにぎわい創出事業／文化施設運営事業

【教育委員会事務局】

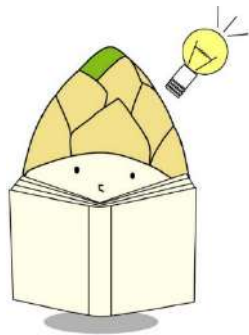
子どもアドベンチャーカレッジ事業

【みどり環境局】

安全・安心な公園づくり／子どもログハウスリノベーション

【港湾局】

子どもと港とのふれあい機会の創出



子育て家庭が実感できる 「ゆとり」を生み出す

誰もが安心して出産・子育てができ、保護者が気持ちに余裕をもってこどもに向き合うことで、こどもの健やかな成長と、親子の笑顔や幸せにつながるよう、引き続き、時間的・精神的・経済的負担感の軽減を図り、子育て家庭の「ゆとり」を創り出します。

3つの方向性と令和8年度の主な事業・取組

1 時間的負担感の軽減

仕事との両立や家事、育児等で日々忙しい保護者の時間的な負担感を軽減し、こどもに向き合う時間の充実や生活満足度の向上につなげます。

主な事業・取組	本文
(1) 一時預かり関連 ・ 一時預かり事業〈拡充〉 (保育所等での一時保育事業〈拡充〉、乳幼児一時預かり事業〈拡充〉、土日祝日一時預かり事業(仮称)〈拡充〉) 【26億2,667万円】	P20
・ 24時間いつでも預かり保育事業 【8,913万円】	P20
・ 商業・集客施設等での横浜型短時間預かり事業〈拡充〉 【7,953万円】	P21
・ イベント時等の横浜型短時間預かり補助事業〈拡充〉 【2,796万円】	P21
・ こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業〈拡充〉 【1,280万円】	P21
(2) 子育て応援アプリ「パマトコ」事業〈拡充〉 【3億9,800万円】	P16
(3) にもつ軽がる保育園 【4億1,433万円】	P18
(4) 長期休業期間中の放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブでの昼食提供事業(「放課後児童サポート事業〈新規・拡充〉」の一部) 【1億7,470万円】	P28
(5) 小学生の朝の居場所づくりモデル事業 【3,521万円】	P28

2 精神的負担感の軽減

保護者が不安や孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるように、精神的負担感の軽減に向けた取組を進めます。

主な事業・取組	本文
(1) 妊産婦・こどもの健康相談事業 【1億914万円】	P14
(2) ベビーカーフレンドリーYOKOHAMA〈新規〉 【2,000万円】	P16
(3) 妊娠・出産相談支援事業(「妊娠・出産サポート事業〈拡充〉」の一部) 【4,067万円】	P14
(4) 子育て応援賃貸住宅における交流促進等事業〈新規〉 【200万円】	P16
(5) 【再掲】一時預かり関連 ・ 一時預かり事業〈拡充〉 (保育所等での一時保育事業〈拡充〉、乳幼児一時預かり事業〈拡充〉、土日祝日一時預かり事業(仮称)〈拡充〉) 【26億2,667万円】	P20
・ 24時間いつでも預かり保育事業 【8,913万円】	P20
・ 商業・集客施設等での横浜型短時間預かり事業〈拡充〉 【7,953万円】	P21
・ イベント時等の横浜型短時間預かり補助事業〈拡充〉 【2,796万円】	P21
・ こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業〈拡充〉 【1,280万円】	P21
(6) 病児・病後児保育事業〈拡充〉 【6億8,009万円】	P21

3つの方向性と令和8年度の主な事業・取組

3 経済的負担感の軽減

子育て家庭が安心してこどもを生み・育てることができる環境づくりの一環として、経済的負担感の軽減に向けた支援を進めます。

主な事業・取組	本文
(1) 妊婦・産婦健康診査事業 【30億5,302万円】	P13
(2) 出産費用助成事業 【15億2,950万円】	P13
(3) 妊婦のための支援給付事業 【23億4,830万円】	P13
(4) 児童扶養手当 【85億3,407万円】	P34
(5) 児童手当 【700億4,071万円】	P39
【参考】物価高対応子育て応援手当支給事業 (111億7,484万円) ※令和7年度12月補正予算。令和8年度へ明許繰越設定済 (18億8,400万円)	—

※一部支給が令和8年度になる見込のため

〈関連する他局の主な取組〉

- 1 時間的負担感の軽減** 【教育委員会事務局】
中学校給食事業
- 2 精神的／経済的負担の軽減** 【建築局】
子育て世代転入・定住促進事業〈新規〉
- 3 経済的負担感の軽減** 【健康福祉局】
小児医療費助成事業〈拡充〉
【教育委員会事務局】
小・中学校等給食物資購入事業〈新規〉

【参考】親も子もあんしん「よこはまの一時預かり」

7年度は多様な預かりニーズに応えるため、「安心」と「利用しやすさ」を両立したモデル事業を多方面で実施しました。これらの実績を踏まえ、8年度は実施場所の拡充や利便性の向上を図り、子育て家庭の「ゆとり」を創り出し、親子の笑顔や幸せにつなげるよう「よこはまの一時預かり」をさらに充実させていきます。

分類	取組事項	内容
短時間 預かり	商業・集客施設等での横浜型短時間預かり事業〈拡充〉	保護者の預かりに対する心理的な抵抗感の軽減を目的として、身近な商業・集客施設で短時間の預かりを施設を拡充し実施
	イベント時等の横浜型短時間預かり事業〈拡充〉	預けやすい環境の整備を目的として、イベント会場等で短時間預かりを実施する事業者への費用補助を実施
	こどもが楽しめるプログラム付き一時預かり事業〈拡充〉	英語遊びやダンス、工作など、こどもが楽しめる預かりプログラムを身近な場所（地区センター）で実施
土日祝日 預かり	市庁舎での土日祝日預かり事業	土日祝日の預かりニーズに応えるため、市庁舎内での一時預かりを8年度から通年でモデル実施
	区庁舎での土日祝日預かり事業〈新規〉	市庁舎内での土日祝日預かりの実績を踏まえ、区庁舎内での一時預かりをモデル実施
その他 (手続)	利用手続のオンライン化〈拡充〉	条件を満たした場合の面談の省略（モデル）や、専用枠を設けている施設の利用予約のオンライン対応を100%実施

パマトコ 子育て応援アプリ

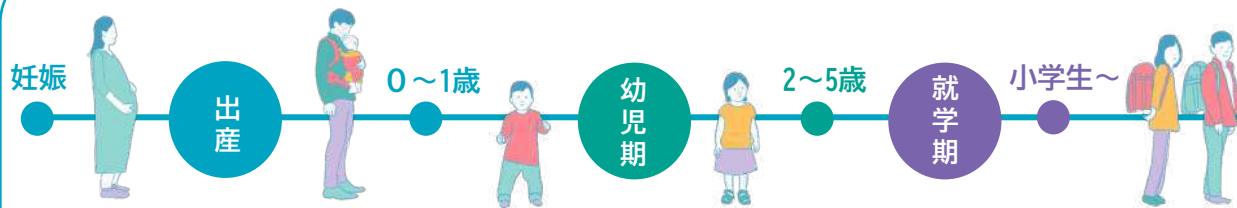
パマトコ
YOKOHAMA



スタートから1年半で、登録者数 **11万人**突破！
申請 **24万件**受付！（令和8年1月現在）

子育て応援アプリ「パマトコ」は、子育てに役立つ情報を集約するとともに、さまざまな手続きをオンラインで行うことができるアプリです。検索機能に加え、お子さんの年齢やお住まいの地域に合わせたタイムリーな情報をお届けします。これまで子育てに関する情報収集や手続きに要していた時間をお返しすることで、子育て中のみなさまの時間的・精神的負担感を軽減します。

妊娠期から学齢期まで、各子育て家庭のライフステージに対応



妊娠出産期の申請

出産時の様々な手続きは
パマトコからオンラインで
らくらく申請

オンライン申請

いつでも相談・一時預かり

24時間いつでも専門家に相談
一時預かり等の利用も
パマトコで入り口が一つに

施設検索

いつでも相談

図書館

学齢期における活用

学校や放課後児童
クラブ等とのやり取り
図書館からのおすすめも

イベント検索

子育て応援マガジン

キッズクラブ・
学童クラブ

母子健康手帳

やることリスト

学校

令和8年度も、パマトコで できることがさらに増えます！

ポイント機能の実装、手続きの一括申請、各種申請における結果通知のデジタル化など、市民の皆さまのより一層の利便性向上に取り組んでいきます。

1 パマトコポイント（仮称）

パマトコで貯めて、使える！



利用イメージ

- パマトコの利用やイベント参加でポイント獲得
→子育てに役立つ商品や施設、子育て施策で利用でき、地域の活性化にもつなげます。

2 一括申請・手続きナビ

パマトコでらくらく一括申請！



利用イメージ

- 過去の履歴を参照し自動入力
- 複数の手続きをまとめて入力、一括申請
→申請漏れや手続きの負担を減らし、利便性を向上します。

3 申請結果通知等のデジタル化

結果通知までパマトコで完結！



利用イメージ

- これまで紙で郵送されていた結果通知等をデジタル化
→迅速性・利便性の向上に加え、紙・印刷費等の削減による効率化につなげます。

パマトコはこれからも、いただいた声をかたちにすることで、
市民の皆さまの「実感」につなげます。

■ 施策分野 1

基本施策 ①

1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

千円

本年度	9,659,744	本年度の 財源内訳	国	2,857,633
前年度	10,083,127		県	202,276
差引	△ 423,383		その他	12,959
			市費	6,586,876

事業内容

誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりに向け、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援を充実することで、こどもの健やかな育ちを支えます。

重点II

1 出産費用助成事業 15億2,950万円 (19億1,372万円)

経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる環境を整えるため、出産した方を対象に助成金を支給します。

(1) 支給対象者

妊娠12週を超えて(85日以上)出産し、出産日から申請日現在まで継続して市内に住民登録があり、健康保険に加入している方

(2) 支給額

1児につき9万円

ただし、加入している健康保険から付加給付が支給される場合は、その額を控除した金額

重点II

2 妊婦のための支援給付事業 23億4,830万円 (19億4,525万円)

妊婦に着目した給付として、妊娠期と出産後の合計2回の給付を行うことで、それぞれの時期に応じた経済的負担の軽減を図ります。

1回目(妊娠届出後): 5万円、2回目(出産後): 5万円×胎児の数

3 妊婦等包括相談支援事業 8,427万円 (8,273万円)

妊娠期から切れ目のない支援を行うため、妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に対して、区福祉保健センターの母子保健コーディネーター等が、電話や対面での相談に応じます。

4 子育て世代包括支援事業 4億1,052万円 (6億5,427万円)

母子保健コーディネーターが、妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や、母子保健サービスの案内を行い、妊婦や養育者の不安軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとして支援します。

重点II

5 妊婦・産婦健康診査事業 30億5,302万円 (32億3,874万円)

(1) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実を図るため、補助券等により妊婦健康診査費用の一部を助成するとともに、妊婦健康診査費用助成金(5万円)の上乗せにより、経済的負担を軽減します。

(2) 産婦健康診査

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。

6 妊婦歯科健康診査事業 5,336万円 (5,412万円)

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図るため、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。

7 母子保健指導事業 6,860万円 (7,035万円)

母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るため、母子健康手帳の交付、子育てガイドブックの配布、母親(両親)教室の開催、保健指導や母子訪問を実施します。また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。

8 乳幼児健康診査事業〈拡充〉 9億9,223万円 (10億4,829万円)

(1) 乳幼児健康診査

区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげるとともに、生活習慣の確立、歯科・口腔機能の確立や疾患の予防等、育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。

(2) 医療機関乳幼児健康診査

医療機関乳幼児健康診査を生後1歳までに3回実施することで、乳幼児の健康保持・増進を図ります。そのうち、1回目は国の示す健康診査の項目に基づき、1か月健康診査として実施します。

【参考】

1回目: 生後27日～42日未満

2回目: 生後5か月～9か月未満

3回目: 生後9か月～13か月未満

(3) 5歳児健康診査〈新規〉

幼児の健康の保持及び増進を図るとともに、個々の特性を把握し、必要な支援に繋げるため、5歳児健康診査の実施に向け、実施体制及び健診後のフォローアップ体制を整備します。

9 視聴覚検診事業〈拡充〉

1億4,690万円(7,759万円)

視覚及び聴覚の異常を早期に発見し、視聴覚の発達期の適切な治療・療育を促すため、当年度に4歳になる児童を対象とした視覚及び聴覚検査を実施します。

また、3歳児健康診査において、令和7年9月から6区で試行実施している屈折検査機器を用いた視覚検査について、全区で実施します。



【屈折検査機器の例】

重点II

10 妊娠・出産サポート事業〈拡充〉

3億2,993万円(3億3,099万円)

(1) 妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメール及びLINEを活用し、気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営します。また、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援等、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、児童虐待の予防に繋がります。

(2) 産後母子ケア事業〈拡充〉

心身ともに不安定になりやすい産後の時期に、助産所や病院の助産師等からの専門的支援を提供します。

8年度は、申請手続を見直し利便性の向上を図ります。

また、デイケアの利用条件を撤廃するとともに、対象期間も拡充します。

さらに、デイケアの委託料単価を引き上げます。

(3) 妊産婦メンタルヘルス事業

産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援を行います。また、心の不調を抱える妊産婦に対し、「おやこの心の相談」を実施します。

11 育児支援事業〈拡充〉

2億7,337万円(2億7,337万円)

(1) 育児支援家庭訪問事業〈拡充〉

区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え、継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。

8年度は、育児支援ヘルパーの委託料単価を引き上げます。

(2) 産前産後ヘルパー派遣事業〈拡充〉

育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、委託によりヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。

8年度は、委託料単価を引き上げます。

12 こんにちは赤ちゃん訪問事業

1億2,556万円(1億2,556万円)

子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報等を提供します。

13 乳幼児発達支援事業

1億1,189万円(1億3,231万円)

乳幼児健診等で把握された「育てにくさ」を感じている養育者や発達でフォローが必要な乳幼児に対して、養育者が先の見通しを持って育児ができるよう、個別相談やグループ支援を行います。

14 不妊・不育相談等支援事業〈拡充〉

1,261万円(1,126万円)

不妊や不育に悩む方に対し、医師・看護師・カウンセラーの専門相談、不妊症看護・認定看護師等によるオンライン相談を行います。

また、不育症で悩む方の経済的負担軽減のため、検査費を助成します。

さらに、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け健康管理を促すプレコンセプションケアの情報発信を行うとともに、オンラインセミナーの開催等により普及啓発を行います。

重点II

15 妊産婦・こどもの健康相談事業

1億914万円(1億1,799万円)

妊娠や子育ての不安を軽減するため、横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」を通じて、妊産婦及び未就学児の養育者が、無料で医師等に相談できる事業を実施します。

16 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業〈拡充〉

1,055万円(660万円)

災害時に母子が安心・安全に避難行動をとれるよう、当事者や地域防災拠点の運営に携わる方等に向けた広報・啓発に取り組みます。

また、「横浜市地震防災戦略」に基づき、妊産婦・乳児を対象とした母子専用型福祉避難所を確保し、避難環境の向上に取り組みます。

○確保箇所数 新規3か所、継続1か所

2 地域における子育て支援の充実

		千円		
本年度	3,637,830	本年度の 財源内訳	国	853,262
前年度	3,537,293		県	650,968
差引	100,537		その他	5,293
			市費	2,128,307

事業内容

安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、こどもの健やかな育ちを支える取組を進めます。

重点!

1 地域子育て支援拠点事業<拡充> 13億8,772万円 (13億4,118万円)

(1) 地域子育て支援拠点の運営

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 相談事業
- (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
- (エ) 利用者支援事業
- (オ) 子育て支援ネットワーク事業
- (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局 (※)

※ 横浜子育てサポートシステム事業で実施

- イ 実施箇所数 継続28か所 (サテライト10か所含む)
- ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組むNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

(2) 「日曜開所」の実施<新規>

平日に地域子育て支援拠点を
利用できない家庭など、より
多くのご家庭に利用いただける
ようにするため、日曜日の開所
を実施します。

(各区年数回程度)



【地域子育て支援拠点】
(磯子区・いそびヨ)

(3) 地域子育て支援拠点による「出張ひろば」の実施<拡充>

拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、施設外での居場所である「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していなかった親子への積極的なアプローチに取り組みます。

○実施箇所数 新規3か所、継続6か所

2 横浜子育てサポートシステム事業

新中期

5億3,201万円 (5億2,230万円)

(1) 子育て援助活動の実施

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中でこどもを預け、預かります。

併せて、新たに赤ちゃんが生まれた世帯で利用会員となった方を対象に、「子サポdeあずかりおためし券」(8時間分)を配付します。

- 利用会員(13,597人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方
 - 提供会員(2,686人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
 - 両方会員(612人)・・・利用会員かつ提供会員の方
- (令和7年11月末時点)

(2) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

子育て援助活動の実施に向け、会員の統括及び調整等を行います。

重点!

3 親と子のつどいの広場事業<拡充> 8億148万円 (7億668万円)

商店街の空き店舗やアパートの一室等を活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(1) 実施箇所数<拡充>

新規4か所、継続78か所

(2) 一時預かり事業<拡充>

- 実施内容 : 広場のスペースを活用した一時預かりを実施
- 実施箇所数 : 新規1か所、継続39か所

4 市立保育所・私立保育所等地域子育て支援事業<拡充> **重点Ⅰ**

4億2,186万円 (4億237万円)

子育て中の保護者の抱える子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期のこどもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を目的として、保育所・認定こども園・幼稚園で施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。

○実施箇所数 新規19か所、継続133か所

5 子育て支援者事業 **重点Ⅰ**

7,012万円 (7,669万円)

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を運営します。

○実施会場数 180会場

6 親子の居場所事業（常設）従事者のための体系的な研修の実施

※予算額は1に含む

経験年数や施設内での役割に応じた、常設の親子の居場所（地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、市立保育所・私立保育所等地域子育て支援事業）従事者向け研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

7 子育て応援アプリ「パマトコ」事業<拡充> **新中期** **重点Ⅱ**

3億9,800万円 (4億7,000万円)

(1) 子育て応援アプリ「パマトコ」<拡充>

保護者・こども一人ひとりに合わせた情報を提供するとともに、さまざまな手続を行うことができるアプリ「パマトコ」を運用します。

引き続き、オンライン申請可能な手続を拡充するとともにポイント機能の実装等により、さらなる利便性の向上を図ります。

(2) 市内の子育て世代向けプロモーションサイト

「横浜子育て応援マガジン」

子育て世代の定住を促進するため、「パマトコ」内に本市の様々な魅力や特色ある取組を紹介するコンテンツを設け、効果的に発信します。

8 ハマハグ推進事業 **重点Ⅱ**

465万円 (807万円)

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援するという機運を醸成していくため、ハマハグ協賛店舗の認定等を行います。

小学生以下のこどものいる家庭の方や妊娠中の方が、協賛店でちょっとした心配りや設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられます。ハマハグは子育て応援アプリ「パマトコ」に登録することで、サービスを受けられます。

また、「横浜アンパンマンこどもミュージアム」内に子育て情報スポットを設置し、市内の子育てに関する情報を発信します。

○ハマハグ協賛店舗・施設数 4,541店舗・施設（令和7年12月末時点）



【ハマハグ協賛店舗ステッカー】

9 ベビーカーフレンドリーYOKOHAMA<新規> **重点Ⅱ**

2,000万円 (新規)

ベビーカー利用者に優しい社会的機運を醸成することで、子育て世代が外出・移動しやすい環境を整えます。

市営地下鉄車内の「車いす・ベビーカー優先スペース」の一部にラッピングを実施します。

10 子育て応援賃貸住宅における交流促進等事業<新規> **新中期** **重点Ⅱ**

200万円 (新規)

「子育て応援賃貸住宅」（建築局所管事業）として整備された物件において、居住者・地域間の交流機会等につながるイベント運営等に補助を実施することで、子育てしやすい住環境を提供します。

3 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等

千円

本年度	206,834,323	本年度の 財源内訳	国	74,026,763
前年度	198,670,526		県	33,055,516
差引	8,163,797		その他	11,325,002
			市費	88,427,042

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。

なお、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもは、利用料が無償となります。

1 「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育<拡充>

1,980億2,832万円 (1,896億8,497万円)

子ども・子育て支援制度における施設型給付及び地域型保育給付並びに保育・教育の質の向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育士等の処遇改善、保育・教育の質を確保するとともに、安定的かつ継続的な運営を支援します。

(1) 施設型給付及び地域型保育給付 新中期

ア 施設型給付費

内訳	令和7年度	令和8年度見込
民間保育所	814か所	818か所
市立保育所	56か所	56か所
幼稚園（給付対象施設）	140か所	156か所
幼保連携型認定子ども園	62か所	64か所
幼稚園型認定子ども園	15か所	14か所
計	1,087か所	1,108か所

イ 地域型保育給付費

内訳	令和7年度	令和8年度見込
小規模保育事業	255か所	259か所
家庭的保育事業	14か所	14か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	3か所	3か所
計	276か所	280か所

(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費<拡充>

新中期

保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、代休代替等のためにローテーション保育士を確保するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。

また、国の公定価格における処遇改善等加算区分3と併せて、要件を満たす経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

8年度は、本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算等）の単価を引き上げます。

ア 保育・教育施設向上支援費<拡充>

保育所、幼稚園、認定子ども園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

8年度は、公定価格の改定に伴い、本市での保育士配置基準に係る加算の単価を国と同水準まで引き上げます。

また、ローテーション保育士の確保にあたっては、保育所等のICT化を要件とします。

イ 地域型保育向上支援費<拡充>

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

8年度は、質の高い保育の提供のため、小規模保育事業の保育士及び家庭的保育事業の補助員に対する加算を拡充します。

2 延長保育事業 65億4,833万円 (66億676万円)

給付対象施設・事業に対し、各施設・事業が定める保育時間を超えて延長保育が必要な乳幼児の保育を実施するために必要な経費を助成します。

重点II

3 にもつ軽がる保育園 4億1,433万円 (5億6,308万円)

(登園時の持ち物負担軽減事業、午睡用寝具購入補助事業、使用済み紙おむつ処分費用助成事業)

※予算額は一部再掲

保護者及び保育士の負担軽減を行うため、紙おむつや食事用エプロン、寝具などについて、サブスクの導入など、保護者が持参する持ち物を減らす取組を実施している保育所等に対し、助成を実施します。

また、保育所等に対し、使用済み紙おむつの処分費用の助成を行います。

4 保育所等における業務効率化 1億92万円 (1億3,515万円)

保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や園児の登降園管理などの機能を有する業務支援システムや外国籍の保護者とのやりとりのための翻訳機の導入にかかる経費を補助します。

また、市立保育所全園でスマートフォンを活用した園からのお知らせの受信や欠席連絡等を可能にすることで、保護者の利便性向上を図ります。

5 市立保育所民間移管事業 1億7,618万円 (1億3,984万円)

既移管園へのアフターフォローを行います。また、既移管園の擁壁改修工事等を行います。

新中期

6 横浜保育室助成事業 6億5,510万円 (6億7,285万円)

本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。

○施設数 8か所

7 認可外保育施設等への助成<拡充> 8億6,889万円 (8億2,639万円)

(1) 認可外保育施設等利用料助成事業<拡充>

施設等利用給付認定保護者に対し、認可外保育施設等の利用料を助成します。

8年度は、上限額を引き上げます。 (10月利用分から)

(2) 無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上

認可外保育施設やベビーシッターに対し、保育の質の確保・向上のための研修、児童の処遇向上を目的とした助成を実施します。

8 指導・監査

4,226万円 (4,149万円)

※予算額は一部再掲

(1) 認可保育所等の指導等

保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。

また、より良い施設運営に向け、施設長等を対象に、組織マネジメント等講習を実施するほか、保育の改善支援を目的に専門家を派遣する横浜市保育所等保育改善サポート事業を引き続き実施します。

併せて、児童福祉法の改正に伴う保育所等の職員による虐待に関する通報の義務化等にも対応し、虐待や不適切保育の未然防止を図ります。

(2) 認可保育所等の監査

保育所等への一般指導監査、運営に問題のある施設等への特別指導監査等を随時実施します。

また、保育所等における給付費等の不正受給事案を踏まえ、給付費等の適正な運用についても監査を強化します。

さらに、法律や会計の専門家から助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。

4 幼児教育の支援

千円

本年度	9,544,821	本年度の 財源内訳	国	2,339,146
前年度	9,770,235		県	1,203,331
差引	△ 225,414		その他	0
			市費	6,002,344

事業内容

生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、こどもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援を実施します。

そのために、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付、私立幼稚園等が実施する預かり保育、個別支援教育費等の補助を行います。

1 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費<拡充> 新中期
25億1,459万円 (32億760万円)

私学助成幼稚園等に通う園児について、世帯の状況にかかわらず、施設等利用給付費を支給します。

8年度は、上限額を引き上げます。

○支給額(月額) 28,000円上限(10月利用分から)

○給付対象人数 8,841人

2 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～<拡充> 新中期
62億3,827万円 (57億9,365万円)

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。

国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。

○実施箇所数 新規5園、継続233園

8年度は、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助単価を増額します。

また、預かり保育等できめ細かな送迎を行うための小型通園バスの購入等に係る補助制度を創設します。

3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> 新中期
1億9,858万円 (2億3,191万円)

保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。

○実施箇所数 新規6園、継続25園

4 私立幼稚園等一時預かり保育事業 新中期
2億7,962万円 (2億1,460万円)

在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。

○実施園数 170園

5 私立幼稚園等個別支援教育費補助事業<拡充>
1億751万円 (1億1,424万円)

私学助成を受ける幼稚園等に在園する障害児など個別に支援が必要な児童に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。8年度は、補助単価を増額します。

○対象者：356人、補助単価：上限30万2千円/人・年

6 私立幼稚園等補助事業 1億1,945万円 (1億1,945万円)

幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、幼児教育の健全な発展に役立っています。

○対象園数 265園

7 私立幼稚園等施設整備費補助事業 3,000万円 (3,000万円)

1件200万円以上の園舎修繕工事等について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。

○対象園：30園、補助額：上限100万円

8 幼稚園教諭等住居手当補助事業 5,679万円 (5,879万円)

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。

○補助基準額：1人あたり上限月額40,000円

○申請見込件数：386人相当分

5 こどもも親も安心して利用できる一時預かりの充実

千円

本年度	10,232,646	本年度の 財源内訳	国	1,802,856
前年度	9,587,306		県	1,298,189
差引	645,340		その他	44,750
			市費	7,086,851

事業内容

共働き世帯が増えるなど子育て家庭のライフスタイルが変化中、保護者が気持ちに余裕をもってこどもに向き合い、こどもの健やかな成長につなげていくため、こどもも親も安心して利用できる一時預かりを実施します。

保育所、幼稚園、商業・集客施設等での一時預かりやこどもが楽しめるプログラム、病児保育等、様々な事業を推進します。

1 一時預かり事業<拡充>

重点II

26億2,667万円 (24億9,082万円)

(予算額に保育所等整備事業の一部を含む。)

就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育やリフレッシュ保育など、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。

8年度は、児童を受け入れた際の補助単価の増額を行う等、受入枠の拡充を図ります。

また、保護者が児童の情報をオンラインで入力することで、事前面談の実施の有無を選択できる仕組みをモデル実施します。

(1) 保育所等での一時保育事業<拡充> 新中期

保護者が就労やリフレッシュ等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合に、保育所や認定こども園、小規模保育事業等で一時保育を実施します。

また、既存施設で一時保育事業を開始する場合などに必要となる施設の改修等の費用を補助します。

新たにオンラインで面談を実施した際の加算の創設や、突発的な預かりに対応した受入れ枠を設定します。

(2) 乳幼児一時預かり事業<拡充> 新中期

子育て中の保護者が、理由を問わずにリフレッシュしたり用事を済ませたりできる機会を提供することで、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的として、認可外保育施設で一時預かりを実施します。

また、9年度から新たに事業を実施する施設の公募(6か所予定)を行います。

○実施箇所数 新規1か所 継続41か所

(3) 土日祝日一時預かり事業(仮称)<拡充> 新中期

土曜・日曜・祝日の預かりニーズに応えるため市役所等において一時預かりをモデル実施します。

ア 市庁舎内での土日祝日の一時預かりを通年で実施

イ 区庁舎においても土日祝日の一時預かりを実施



【市庁舎内での一時預かり】

2 24時間いつでも預かり保育事業

新中期 重点II

8,913万円 (8,124万円)

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。

○実施箇所数 2か所

3 幼稚園等における長時間預かり・一時預かり<拡充> (再掲(P.19))
67億1,647万円 (62億4,016万円)

待機児童対策や多様な保育ニーズへの対応を目的として、保育を必要とする在園児や2歳児などを対象に預かりを行う幼稚園等へ運営費を補助します。



【幼稚園の様子】

(1) 私立幼稚園等預かり保育事業 **新中期**
～わくわく！はまタイム～<拡充>

(2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> **新中期**

(3) 私立幼稚園等一時預かり保育事業 **新中期**

4 商業・集客施設等での横浜型短時間預かり事業<拡充> **新中期** **重点II**
(旧事業名：商業・集客施設等での一時預かり促進事業) 7,953万円 (2,000万円)

保護者の預かりに対する心理的な抵抗感の軽減を目的として、身近な商業・集客施設等において短時間預かりを実施します。

○実施箇所数 2 箇所
(令和7年度：1箇所)



【7年度実施名称】

5 イベント時等の横浜型短時間預かり補助事業<拡充> **新中期** **重点II**
(旧事業名：商業・集客施設等での一時預かり促進事業) 2,796万円 (2,000万円※再掲)

預けやすい環境の整備を目的として、イベント会場等で短時間預かりを実施する事業者へ必要経費を補助します。

○補助対象イベント回数 80回 (令和7年度：50回)

6 こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業<拡充> **新中期** **重点II**
1,280万円 (300万円)

保護者のリフレッシュ等、短時間の預かりニーズに応えるため、英語遊びやダンス、工作など、こどもが楽しめる預かりプログラムを身近な地区センターで実施します。

○実施回数 64回
(令和7年度：14回)



【7年度実施名称】

7 病児・病後児保育事業<拡充> **新中期** **重点II**
6億8,009万円 (7億3,208万円)

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童を一時的に預かり、保護者の子育てと社会生活の両立を支援するため、病児・病後児保育を実施します。

また、9年度から新たに病児保育を実施する施設の公募を行います。

○病児保育 新規2 箇所、継続25箇所
○病後児保育 4 箇所

6 多様な保育ニーズへの対応

千円

本年度	12,498,516	本年度の 財源内訳	国	536,857
前年度	10,763,021		県	18,054
差引	1,735,495		その他	10,929
			市費	11,932,676

事業内容

こども一人ひとりの個性や背景に応じた保育の充実に向け、障害児や医療的ケア児の受入れ体制の強化、外国にルーツを持つこどもへの支援、さらにプレイフルラーニングの実施やこども誰でも通園制度の実施など、多様な保育ニーズに応える取組を推進します。

1 障害児や医療的ケア児の受入れ推進<拡充>

122億2,371万円(105億4,511万円)

(保育・教育施設向上支援費、地域型保育向上支援費、保育・幼児教育質向上事業、※予算額は再掲
地域型保育給付費、保育・幼児教育職員等研修事業、市立保育所運営費、保育所等整備事業の一部)

障害児や医療的ケア児の保育・教育に必要な保育士を追加で配置等する経費の助成について、8年度は、単価を引き上げます。

また、医療的ケア児のために看護職員を配置する経費のほか、看護職員が研修や休暇等で不在となる場合に、代替りの看護職員を配置する際の経費を助成します。

さらに、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入が可能な「医療的ケア児サポート保育園」の新規認定を実施します。

その他、障害や疾病等の理由から保育所等での集団生活が困難な医療的ケア児の居宅に訪問して保育する居宅訪問型保育事業を実施するほか、障害児や医療的ケア児の保育の事例を学ぶ研修の実施や、受入れのための施設改修費及び駐車場の整備費等を補助します。

【参考】

- 障害児保育教育対象認定児童数
7年度：2,741人（6年度：2,743人）
 - 個別支援保育教育対象認定児童数
7年度：396人（6年度：327人）
 - 医療的ケア対象認定児童数
7年度：82人（6年度：61人）
- ※各年度4月1日現在の認定児童数

2 外国につながるこどもへの支援<拡充>

(保育・教育施設向上支援費、業務効率化推進事業の一部) 1億5,030万円(1億2,659万円)
※予算額は再掲

保育所等が外国にルーツを持つ児童の保育を円滑に行えるよう、国の助成に加えて保育士を雇用するための経費を助成し、8年度は、単価を引き上げます。

また、外国籍の保護者や児童とのコミュニケーションを円滑にするための翻訳機購入費用を補助します。

新中期 重点!

3 プレイフルラーニングの実施<拡充>

865万円(1,000万円)

乳幼児期からの英語体験の充実を目指し、コミュニケーション活動を通して英語に触れられるよう、ネイティブレベルの講師によるプレイフルラーニング(遊びを通して英語や文化に触れる活動)を市立保育所全園で実施します。



【プレイフルラーニングの様子】

4 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)<拡充>

重点!

1億1,587万円(8,131万円)

保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが月一定時間まで利用できる「こども誰でも通園制度」を新たな給付制度として実施します。

また、乳児等通園支援事業に従事する職員等を対象とした研修を実施し、質の向上を図ります。



【こども誰でも通園制度の様子】

○実施箇所数 新規61か所、継続36か所

7 保育・教育の質の確保・向上、保育士等の確保

千円

本年度	2,786,408	本年度の 財源内訳	国	1,610,376
前年度	3,246,342		県	0
差引	△459,934		その他	412
			市費	1,175,620

事業内容

こどもの豊かな育ちを支えるため、保育・教育の質の確保・向上に向け、園内研修・研究の支援や研修の充実を図ります。また、保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるための取組を推進します。

あわせて、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保を図る施策を推進します。

重点!

1 保育・教育の質向上の仕組みづくり 1億3,186万円 (1億3,422万円)

(1) 保育・教育の質向上に向けた取組

ア 「よこはま☆保育・教育宣言」の理解の促進・実践

「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、宣言の理解を深め日々の保育の実践や振り返りに活用することで、更なる質向上につなげます。

また、横浜の保育・教育への理解につながるよう、保護者や地域に向けて周知を図ります。

イ 保育・幼児教育センター（仮称）の整備

研修・研究の推進や相談機能の充実等の拠点となる保育・幼児教育センター（仮称）を新たな教育センターに併せて整備します。教育委員会事務局とともに、選定された事業者と本市の間で、設計協議を進めるための設計・設備アドバイザー業務を委託します。

(2) 園内研修・研究の取組の支援

ア 園内研修・研究を推進する人材育成

園内研修・研究や公開保育を実施できる人材を育成する研修を実施します。

保育・教育施設を訪問し、園内研修や公開保育等を通して、保育実践の振り返りや対話が深められるよう伴走的に支援する人材を育成する保育・教育質向上サポーター事業（Yサポ）を実施します。

イ 園内研修・研究サポーターの派遣

新設の保育・教育施設及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業新規実施園を対象に、保育・教育分野の経験者を派遣し、園内研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決を支援します。

(3) 施設長等の人材育成の取組 (一部再掲(P.16))

より良い施設・法人運営に向け、施設長や主任・リーダー、運営法人の管理責任者等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。

(4) 保育・幼児教育研究

日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。

また、実践事例を収集し、保育・教育施設等と共有することで、保育・教育の質向上につなげます。

(5) こどもの性被害防止に係る取組

保育士等に対し、こどもの性を考える研修を実施するとともに、性被害防止等を目的とした環境整備に係る費用を補助します。

重点!

2 保育・幼児教育職員等研修 3,529万円 (4,314万円)

保育・教育施設の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を身に付け、保育の質を高めるために、キャリアに応じた研修を、受講者数を拡充して実施します。

3 保育資源ネットワーク構築事業の充実 776万円 (1,117万円)

保育・教育施設間のネットワークを構築し、公開保育の協働実施やノウハウの共有化等を通じて、保育の質の向上と地域子育て支援の充実を図ります。

4 幼保小連携・接続事業 3,190万円 (3,122万円)

市内90%以上の保育所・幼稚園と小学校で、こども同士の交流活動が盛んになることで、小学校での生活の様子が分かる等、入学前の園児の安心感が高まりました。

好事例を広く発信するために、横浜版接続期カリキュラム実践事例集第10集を発刊するほか、架け橋期コーディネーターの拡充を図り、研究・研修を中心とした幼保小連携・接続事業の一層の充実を推進します。

○連携推進地区 新規10地区、継続21地区

○接続期カリキュラム研究推進地区 新規2地区、継続3地区



【園児と小学生の交流】

5 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保<拡充>

新中期

25億7,961万円 (30億2,659万円)

(1) 保育士宿舍借り上げ支援事業

雇用する保育士向けに宿舍を借り上げる保育所等の運営事業者に対し、補助を行います。

(申請見込件数：4,343戸)

○補助対象：採用10年目までの保育士

○補助基準額：1戸あたり補助上限額 82,000円/月

○一人1回限りの利用

(2) 幼稚園教諭等住居手当補助事業 (再掲(P.19))

(3) 中学・高校生の園見学促進事業<拡充>

保育士等不足の解消に向け、将来を担う中学・高校生を対象に、保育・幼児教育の仕事の魅力を伝えるため、地域の保育所や幼稚園において、保育士・幼稚園教諭の仕事を実際に体験する機会を増やします。

夏休み期間には、中学・高校生と園とのマッチング調整を円滑に進めるとともに、ボランティア保険へ市が一括して加入することで、より多くの生徒が安心して参加できるようにします。

～令和7年度初めての実施～ 中学・高校生夏休みボランティア

令和7年7月22日～8月26日の夏休み期間に224園で475人の中学・高校生がボランティアに参加し、各園で絵本の読み聞かせ、水遊び、寝かしつけや掃除の手伝い等を行いました。

参加者からは、「こどもとの関わりを通じて将来の選択肢が広がった」「進路選択の参考になった」「命を預かるということの重み、仕事の大変さについて知ることができた」といった声が寄せられました。

こうした取組を通じて保育・教育の魅力を若い世代に伝え、将来の人材確保につなげていきます。



【ボランティア募集チラシ】

(4) 潜在保育士等への就労奨励金交付事業

潜在保育士等が「かながわ保育士・保育所支援センター」で求職登録し、就労支援を受け、市内保育所等に就職した場合、奨励金として一人あたり5万円を支給します。

(5) 保育所等の情報紹介サイト活用事業

民間事業者のWEBサイトを活用して保育所等の魅力や求人情報を発信します。

(6) 保育士修学資金等貸付事業

保育士養成施設の学生に対して貸付を行い、卒業後に市内保育所等で5年間継続して保育士業務に従事した場合は返済を免除します。

○貸付対象数：50人/年

○貸付金額：月額5万円以内 (最大2年間120万円)

○入学準備金及び就職準備金：各20万円

(7) 就職面接会・就職支援講座・保育所見学会

潜在保育士や保育士養成施設の学生等を対象に、就職面接会、就職支援講座、保育所見学会を開催します。

(8) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業

保育所等に勤務する保育従事者が、保育士資格や幼稚園教諭免許を取得するために要した入学金や講座受講料等の補助を行います。

また、保育士試験の直前対策講座をオンラインで実施します。

(9) 保育士確保コンサルタント派遣事業

希望する保育所等にコンサルタントを派遣し、求人方法、給与・勤務条件、離職防止など保育士確保に関する助言等を実施します。

(10) 保育士相談窓口の設置

保育士が労働環境等で悩んだ際に、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設けることで、不安を解消し、離職を防止します。

(11) 民間団体の保育士確保支援

保育団体が行う人材確保の取組に対し、補助を行います。

また、保育団体と幼稚園協会が共同で実施する保育・幼児教育の魅力を発信する事業に対し、事業費の一部を負担します。

8 保育・教育の場の確保

千円

本年度	2,803,116	本年度の 財源内訳	国	1,462,990
前年度	3,318,491		県	103,454
差引	△ 515,375		その他	253,636
			市費	983,036

事業内容

待機児童ゼロの継続及び保育の必要性が高い保留児童の解消に向けて、特に保育ニーズが高い地域を「新たに受入枠確保が必要な重点地域」と位置づけ、1・2歳児を中心に既存の保育・教育資源の活用による受入枠の確保を進めます。加えて、既存資源の活用だけでは受入枠が不足する地域については、地域型保育事業等の新規整備を行い、合計404人分の受入枠確保に取り組めます。

一方で、就学前児童数の減少などによる、今後の保育ニーズの変化を見据え、施設整備によらない待機児童対策を行うとともに、保育所等の安定運営につながる取組を推進します。

1 変化する保育ニーズへの対応 1億3,415万円 (3億8,252万円)

(1) 保育ニーズの高い1・2歳児の受入枠拡大<拡充>

ア 1・2歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し<拡充>

既存施設において、1・2歳児の定員増に伴う備品購入費や改修費の補助を実施し、1・2歳児の受入枠の拡大を進めます。また、「新たに受入枠確保が必要な重点地域」における1歳児の受入枠拡大を促進するため、定員変更時の補助額を引き上げます。

イ 中規模な改修による既存活用の推進

既存施設の中規模な改修において、1・2歳児定員増を行う場合、老朽化した設備等の改修費を3か所に補助します。

ウ 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業（再掲(P.19)）

(2) 障害児や医療的ケア児の受入れ推進（再掲(P.22)）

(3) 年度限定保育事業 **新中期**

保育所等を利用できず保留となった1・2歳児を対象に、認可保育所等の空きスペースを活用し、年度を限定して利用決定し、保育を実施します。

※予算額は、令和8年度からP.17の1に統合

(4) 入所が可能な小規模保育事業への送迎支援 **新中期**

保育所等に入所できず保留となった1・2歳児が自宅から距離がある入所が可能な小規模保育事業を利用する場合に、駐車場の確保に係る費用の補助又はタクシーの利用料金等に充当可能な電子チケットの配付を行い、児童の送迎を支援します。

(5) 施設整備によらない待機児童対策モデル事業<新規> **新中期**

保育所等に入所できず待機児童となる可能性が高い児童が保育所等へ入所するまでの間（最大で1年間）、ベビーシッターを利用する際の基本利用料及び保育者派遣に係る交通費の補助を試行的に実施し、多様な手法の検討を進めます。

(6) 保育所等経営課題分析・サポート事業<新規> **新中期**

就学前児童数が減少傾向になる中、経営課題を抱える法人や園にコンサルタントを派遣し、園の安定運営に向けた支援を行います。また、今後の保育ニーズの変化に伴う経営上の課題を把握・分析し、状況に応じた対応策を検討するため、アンケート調査を実施します。

2 保育所等の整備<拡充> 24億7,349万円 (27億4,081万円)

(1) 地域型保育事業の整備<拡充>

民間ビル等の内装整備費等への補助により、小規模保育事業等8か所の整備を行います。

また、小規模保育事業整備費補助金を受けて開所した小規模保育施設に対して、開所後賃借料を補助します。

(2) 横浜保育室の移行支援、認定こども園の整備、老朽改築等<拡充>

ア 改修費等の補助により横浜保育室の認可移行（2か所）を支援します。

イ 既存施設への補助による幼保連携型認定こども園への移行を支援するほか、老朽化に伴う改築について、8年度中に完了予定の5か所に加え、新たに3か所に着手します。

また、補助基準額を増額します。

(3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所
改修費等補助<拡充>

乳児等通園支援事業実施のために改修が必要な施設へ補助します。また、補助基準額を増額します。

【8年度 整備量内訳】

整備内容	箇所数	増減(人)
1 既存施設の活用	9	235
既存施設での1・2歳児定員拡大	-	151
中規模改修による1・2歳児枠拡大	3	12
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	6	72
2 保育所等の整備	18	169
地域型保育事業の新規整備	8	119
横浜保育室の移行支援、認定こども園の整備、老朽改築	10	50
	27	404

3 保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信
1億9,548万円 (1億9,516万円)

(1) 保育・教育コンシェルジュの配置及び個別フォローの実施

保育・教育コンシェルジュを各区に配置することで、保護者のニーズと必要なサービス等を適切に結び付けます。

また、保育所等の申請が集中する期間には、申請者への個別フォローを実施します。



【窓口での相談の様子】

(2) 園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信

情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」にて各保育所等の雰囲気や魅力を発信します。

また、サイトの掲載情報を充実させ、利便性の向上を図ります。

さらに、園選びにおける選択肢を広げられるよう、小規模保育事業及び幼稚園の預かり保育の魅力を紹介動画で発信します。



【えんさがしサポート★よこはま保育】

9 放課後の居場所づくり

		千円		
本年度	17,217,026	本年度の 財源内訳	国	4,867,221
前年度	15,609,590		県	4,415,566
差引	1,607,436		その他	2,828
			市費	7,931,411

事業内容

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。
また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「こどもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を実施します。

1 放課後キッズクラブ事業<拡充>

新中期

115億8,039万円 (106億6,691万円)

学校施設等を活用し全てのこどもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。
また、児童が安全で快適に活動できるよう、付帯設備の修繕や暑さ対策のための空調整備・点検等を行います。

加えて、夏季休業期間中のこどもの体験活動の機会を確保するため、週1回を超えてプログラムを実施するクラブに対しての補助を創設します。

さらに、一層の質の向上を図るため、基本補助額等の引き上げや、経験年数等に応じた処遇改善加算に新たに3年目の区分を設けるほか、小規模なクラブへの補助額を引き上げます。

あわせて、小学校における児童の端末持ち帰りに対応するため、アクセスポイントの設置が困難なクラブを対象に通信費等の補助を創設します。

- 運営箇所数 336か所
- 小規模なクラブ数 2か所



【放課後キッズクラブの活動】

2 小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業

4億1,714万円 (2億3,655万円)

小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブの活動場所の整備を行います。

- 実施設計 2か所、工事 8か所

新中期

3 放課後児童クラブ事業<拡充>

45億300万円 (40億3,705万円)

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

また、小学校における児童の端末持ち帰りに対応するための通信費等の補助を引き続き実施します。

さらに、一層の質の向上を図るため、基本補助額等の引き上げや、経験年数等に応じた処遇改善加算に新たに3年目の区分を設けるほか、小規模なクラブへの補助額を引き上げます。



【放課後児童クラブの活動】

- 小規模なクラブ数 38か所

4 放課後児童サポート事業<新規・拡充>

新中期

5億1,916万円 (4億7,866万円)

放課後児童育成施策の質の向上のための支援を行い、全てのこどもたちにとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進します。

(1) 人材確保支援<拡充>

事業所における人材確保支援のため、主要駅通路デジタルサイネージや大学等での広報動画の掲出に加え、新たにSNS等を活用したWEB広告を実施します。



【人材募集動画】

(2) 人材育成支援

クラブのスタッフが必要な知識や技術の習得ができるよう、こどもの育成支援や安全・安心への対応など様々な研修を実施するとともに、研修講座の内容の充実を図ることで、事業所の人材育成が一層進むよう支援します。

(3) プログラム充実のための支援

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援します。



【プログラムの様子】

(4) DXの推進

DXの推進により、保護者の利便性の向上及びクラブの事務負担軽減を図ります。

(5) 長期休業期間中における昼食提供<新規・拡充> **重点II**

全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブを対象に、長期休業期間中の昼食提供を夏休み・冬休み・春休みに実施します。

また、就学援助世帯等を対象に新たに利用料金の半額減免を実施します。

○利用料金 440円/食



【昼食提供の様子】

(6) こどもの性被害防止に係る取組<拡充>

こどもの性被害防止対策のために、備品購入費等の補助を実施するとともに、クラブ向けの研修動画を作成・配信します。

重点II
5 小学生の朝の居場所づくりモデル事業

3,521万円 (4,505万円)

小学生の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、こどもたちが安心して過ごすことができる居場所づくり事業を引き続きモデル事業として10か所で実施します。

○実施箇所数 10か所

重点I
6 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業

9,186万円 (1億741万円)

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

重点I
7 プレイパーク支援事業<拡充>

7,027万円 (3,796万円)

※みどり環境局との共管事業

地域主体で、公園等の一部を「こどもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

また、プレイパークの認知度の向上を図るとともに、こどもたちが身近な公園等で、自然と触れ合いながら自由に安心して遊ぶ機会を増やすため、新たに出張プレイパークの開催を支援します。

加えて、プレイリーダーの人材確保等に向けて、補助を拡充します。

○実施団体数 23団体

○実施箇所数 27か所

○出張プレイパーク 8か所



【プレイパークの活動】

10 こども・若者の健全育成の推進

		千円		
本年度	1,145,908	本年度の 財源内訳	国	56,717
前年度	920,546		県	953
差引	225,362		その他	30,856
			市費	1,057,382

事業内容

多様なニーズに応じた居場所づくりや体験活動・発表機会の充実、地域・団体活動支援や青少年関係施設の運営等により、こども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

1 青少年を育む地域の環境づくり 1億7,482万円 (1億7,022万円)

(1) 社会環境改善事業
青少年指導員等と連携し、青少年が安心して過ごすことのできる環境づくりに取り組みます。
高校生世代を中心とした青少年の居場所や相談先を見つける情報サイト「ふぁんみつけ」を運営します。

(2) (公財) よこはまユース青少年事業費補助
青少年の育成支援に係る中間支援組織である(公財)よこはまユースへの補助を通じて、青少年への体験機会等の提供や青少年を支援する人材の育成等を進めます。

(3) 青少年の地域活動拠点づくり事業<拡充> **重点!**

ア 青少年の地域活動拠点づくり事業
中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動の機会を提供する、青少年の地域活動拠点を7か所で実施します。
また、青少年にとって身近で安心できる居場所の充実に向けて、公共施設等を活用したモデル事業を実施します。併せて、青少年及び保護者の居場所や体験活動等に関するニーズ調査等を行い、居場所づくり等の方向性を検討します。

イ 青少年の交流・活動支援スペース(さくらリビング)
居場所や活動の場の提供等に加え、地域活動拠点の運営支援など、社会参画に向かう青少年の健やかな成長を支援します。

(4) 道志村自然体験推進事業
青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流を促進するため、本市青少年への道志村キャンプ場の利用料助成及び道志村の児童受入れ事業を行います。

重点!

2 こども食堂等支援事業<拡充> 3,266万円 (2,868万円)
こども食堂等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。フードバンクと連携した食材等の配付のほか、こどもの居場所づくりの取組の創設や活動の継続を目的とした補助金交付に加え、学校の長期休業中の開催に対する加算を創設します。<社会福祉基金を活用>
また、関係団体同士の連携を強化するため、こども食堂等ネットワーク構築の取組を継続して行います。

3 青少年育成に携わる団体等の支援 473万円 (477万円)

(1) 青少年指導員事業
地域における青少年育成を進めるため、青少年指導員が行う交流・体験活動や研修・啓発等を支援します。
○委嘱人数：2,522人(令和7年4月1日現在)

(2) 青少年関係団体活動補助事業
市内で活動する少年5団体(横浜市子ども会連絡協議会、ボーイスカウト横浜市連合会、ガールスカウト横浜市連絡協議会、横浜海洋少年団、横浜市健民少年団)や、非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会への補助を行います。

重点!

4 青少年関係施設の運営等 9億3,313万円 (7億1,632万円)

(1) 青少年の健全育成を図るため、青少年の自然・科学体験、指導者等の研修等を行う青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。
○所管施設：横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター、横浜市青少年野外活動センター(三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園)

(2) 青少年関係施設改修事業
旧青少年交流センターについて解体工事を行います。

5 横浜市子ども・若者支援協議会の運営 57万円 (57万円)

こども・若者の健やかな成長と円滑な社会生活の実現に向けた支援や関係機関の連携を効果的に進めるため、子ども・若者育成支援推進法に基づき、横浜市子ども・若者支援協議会を運営し、学識経験者等の専門的知見を踏まえ、支援の充実に向けた議論を推進します。

11 地域療育センター運営事業

本年度	3,994,368	本年度の 財源内訳	国	41,457
前年度	4,040,577		県	19,854
差引	△46,209		その他	109
			市費	3,932,948

事業内容

0歳から小学校期までの心身に障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を対象に、相談、診療・評価、集団療育等を実施します。

また、地域における療育の中核機関として、障害児が通う保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、児童の対応に関する助言や障害の理解を深めるための支援等を行います。

方面別に設置している8センターに加えて、総合リハビリテーションセンターも同様の機能を担っており、合計9センターで18区を担当しています。

【地域療育センターの主なサービス内容】

- (1) 相談・地域支援等
 - ア 相談対応
 - イ 巡回訪問
 - ウ 初期支援
 - エ 障害児相談支援
 - オ 療育講座
 - カ 保育所等訪問支援 等
- (2) 診療
 - ア 診断・検査
 - イ 評価・訓練 等
- (3) 集団療育（通園部門等）
 - ア 児童発達支援等



【上：地域療育センターにおける療育の様子】

【下：「ひろば事業」の様子】

1 地域療育センター運営事業

新中期

39億9,437万円 (40億4,058万円)

(1) きょうだい児預かりの実施<拡充>

利用児童のきょうだい児を預かる「きょうだい児預かり」について、現在の4センターでの実施に加え、新たに2センター（港南・リハセンター）においてNPO法人等への委託により実施します。

(2) 初期支援の実施等

利用申込後、こどもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」や心理職等の専門職による面接（相談対応）を引き続きすべてのセンターで実施します。

【各地域療育センター予算内訳】

単位：千円

地域療育センター名	担当区	R8 予算額
1 東部地域療育センター	鶴見、神奈川	541,864
2 中部地域療育センター	西、中、南	482,223
3 よこはま港南地域療育センター	港南、栄	403,554
4 西部地域療育センター	保土ヶ谷、旭、瀬谷	494,664
5 南部地域療育センター	磯子、金沢	467,476
6 地域療育センターあおば	青葉	358,819
7 北部地域療育センター	緑、都筑	539,359
8 戸塚地域療育センター	戸塚、泉	544,556
9 総合リハビリテーションセンター	港北	※ 161,853
合計		3,994,368

※総合リハビリテーションセンターについては、障害児支援に係る経費の一部をこども青少年局予算としています。

12 在宅障害児及び施設利用児童への支援の充実

千円

本年度	31,734,616	本年度の 財源内訳	国	15,021,524
前年度	28,750,831		県	7,045,868
差引	2,983,785		その他	18,721
			市費	9,648,503

事業内容

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

新中期

1 障害児通所支援事業等 283億2,528万円 (253億7,603万円)

(1) 障害児通所支援事業

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。また、運営指導件数を増やすとともに、集団指導及び虐待防止研修の継続実施等により事業所の質向上を図ります。

より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、障害児相談支援事業所への補助を実施します。特に、行動障害や医療的ケア等により特別な支援を要する児童に対して、相談支援を行う場合は、補助の上乗せを行います。

- 障害児通所事業所見込数 983か所
- 運営指導実施予定件数 200件

(2) 主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実

主として重症心身障害児を対象とした事業所の充実に向けて、未整備区を対象に整備費補助を実施します。

また、放課後等の通所先の選択肢増を目的に福祉車両の導入補助（3か所分）、災害時に備えて非常用電源の導入補助（7か所分）を実施します。＜社会福祉基金を活用＞

2 学齢後期障害児支援事業 2億3,488万円 (2億3,437万円)

学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を市内4か所の事業所で実施します。

新中期

3 障害児医療連携支援事業＜拡充＞ 8,300万円 (7,222万円)

(1) 医療的ケア児・者等支援促進事業＜拡充＞

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進するとともに、理解を深めてより連携を広げていくため、支援者養成研修を実施します。8年度は、小児期から成人期へ移行しても適切な医療やケアを受けられるよう、成人領域診療科で従事する医療者向けの研修を新たに実施します。

(2) 医療的ケアを担う看護師等に対する研修

医療的ケア児サポート保育園等や障害児通所支援事業所で医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的とした研修を実施します。

(3) 医療的ケア児・者等一時預かり事業＜拡充＞

ア 医療的ケア児・者レスパイト事業

家族が安心して休息をとれるよう、看護師を自宅に派遣するレスパイト事業を実施します。

8年度は、年間の利用上限を24時間に拡大します。

イ メディカルショートステイ事業

常時医学的管理が必要な重症心身障害児・者等の在宅生活の安定を目的とし、協力医療機関で入院による一時的な受入れを行います。

8年度は、人工呼吸器装着患者受入加算を新設し、受入れを推進します。

(4) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

4 特別児童扶養手当支給事務費 8,740万円 (7,752万円)

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当の請求受付・認定等を実施します。また、区役所業務の一部集約化を全区展開し、市民の利便性向上及び事務の効率化を図ります。

5 障害児入所支援事業等 30億406万円 (29億9,069万円)

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。

福祉型施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメント等を行うコーディネート業務を実施します。

13 困難を抱えやすい子ども・若者への支援の充実

		千円		
本年度	929,961	本年度の 財源内訳	国	251,505
前年度	799,400		県	169,716
差引	130,561		その他	10,738
			市費	498,002

事業内容

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱えやすい子ども・若者への支援の充実に取り組みます。また、養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活習慣の形成等のための支援を実施します。

1 青少年相談センターにおける相談・支援事業 新中期 重点!
6,327万円 (6,050万円)

青少年及びそのご家族を対象とした総合相談や自立に向けた支援を実施するとともに、青少年の自立を支援する団体等と連携して、社会参加体験機会の提供や青少年の支援を担う人材の育成に取り組みます。

また、ひきこもり等の経験のある当事者がピアサポーターとして、相談支援等への協力を行います。

(1) 当事者支援
電話相談、来所相談、訪問、グループ活動、社会参加体験事業、ピアサポーター事業等

(2) 家族支援
家族勉強会、家族の集い、家族セミナー等

(3) 関係機関等との連携促進及び青少年支援者への研修等

2 地域ユースプラザ事業 新中期 重点!
1億3,731万円 (1億3,764万円)

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」(4か所)の事業費を補助します。

また、ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所を運営するほか、地域で青少年の支援活動を行う団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行います。

3 若者サポートステーションにおける相談・支援 新中期 重点!
1億2,437万円 (1億2,329万円)

職業的自立に向けた相談支援等を行う若者サポートステーションの事業費を補助するとともに生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。(継続3か所(サテライト含む))

- (1) 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
- (2) 高等学校等出張相談
- (3) 就職氷河期世代を対象とした支援プログラム

4 困難を抱える若者に対するSNS相談事業 新中期 重点!
(よこはま子ども・若者相談室) 6,233万円 (6,830万円)

来所や電話相談につながりにくい子どもや若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を毎日実施します。友人関係や進学・就職、ひきこもりに関することなど、様々な悩みごとに心理カウンセラー等の専門の相談員が対応します。また、必要に応じて青少年相談センターや学校生活あんしんダイヤルの支援につなげます。

5 ヤングケアラー支援事業 新中期 重点!
2,458万円 (3,314万円)

ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげるとともに、支援施策の充実を図るため、アンケートによる実態調査を実施します。

あわせて、ヤングケアラーの負担軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体への補助を行うとともに、SNSを活用したよこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施します。

また、ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、市民に向けた広報・啓発を実施します。

6 寄り添い型生活支援事業<拡充> 新中期 重点!
5億1,811万円 (3億5,378万円)

養育環境に課題を抱える児童等に対して、安心して過ごせる生活の場を開設し、生活習慣の形成等を行うなど、個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

8年度から児童育成支援拠点事業に位置付け、課外活動の提供や学校の長期休業期間等の長時間開所など支援の充実を図ります。

また、狭小等のため一部の事業所を移転します(3か所)。<社会福祉基金を活用>

14 ひとり親家庭等の自立支援

		千円		
本年度	764,859	本年度の 財源内訳	国	457,497
前年度	716,870		県	47,790
差引	47,989		その他	17,303
			市費	242,269

事業内容

ひとり親家庭に対して、就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。

1 ひとり親家庭等自立支援事業<拡充>

新中期

7億6,486万円 (7億1,687万円)

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、教育訓練の対象講座を受講する場合、費用の一部を支給します。

(2) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。

(3) 高等職業訓練促進給付金等事業

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。合わせて、看護師・介護福祉士・保育士の養成訓練を受講する場合に「特定高等職業訓練促進給付金」を上乗せして支給します。

(4) 高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要な住宅支援資金の貸付を行います。

(5) 日常生活支援事業<拡充>

ひとり親家庭の親または離婚前から支援が必要な方が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。8年度は委託料単価を引き上げます。

(6) 母子家庭等就業・自立支援センター事業(ひとり親サポートよこはま)

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナー、ひとり親の親講座、父子家庭の交流事業等を関係機関と連携して実施し、自立を支援します。
<社会福祉基金を活用>

(7) 思春期・接続期支援事業 **重点!**

親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。
<社会福祉基金を活用>

(8) 養育費確保・親子交流支援事業<拡充>

離婚後に子を養育するひとり親が養育費や親子交流を取り決めた債務名義にかかる費用、養育費保証契約にかかる費用（収入印紙代や手数料等）、弁護士報酬にかかる費用を負担した場合に補助を行います。
民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、8年度から、親子交流の支援計画の作成や交流の場への付き添い、支援に関わる人材の育成等の支援を実施します。
<社会福祉基金を活用>

(9) 情報提供・啓発事業<拡充>

- ア 「ひとり親家庭のしおり」を作成し、ひとり親家庭の方々に関連する制度等の案内を実施します。
- イ 8年度から、民間企業と協働した就業・定着までの一体的支援強化事業を実施します。
- ウ 全国ひとり親世帯等調査を実施します。

(10) ひとり親家庭受験料補助事業

児童扶養手当の対象児童が大学等を受験する際の受験料や、高校・大学等の受験に向けた模擬試験の受験料を補助します。

(11) ひとり親世帯フードサポート事業

物価高騰等により困窮しているひとり親世帯のために、母子福祉団体が実施する食品配付会の運営費用を助成します。

15 DV対策事業

千円				
本年度	114,183	本年度の 財源内訳	国	42,664
前年度	129,602		県	19,967
差引	△15,419		その他	0
			市費	51,552

事業内容

DV被害者及び困難を抱える女性、そのこどもが安全で安心した生活を送ることができるよう、被害者の立場に立ち、相談、保護、自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 **4,084万円(4,081万円)**

次の取組を通じて、DV被害者等を対象とした相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援、また、施設退所後の生活の安定を図るための支援を行います。

- (1) DV相談支援センターの運営
- (2) DV被害者等の自立に向けた支援
- (3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業
- (4) 母子生活支援施設入所者の自立に向けた支援

重点I

2 若年女性支援事業 **871万円(871万円)**

公的機関への相談につながりにくい若年女性を対象として、アウトリーチ型の支援や居場所の提供等を実施する団体に対し、事業費の補助を行います。

3 女性緊急一時保護施設補助事業 **1,473万円(1,473万円)**

民間の女性緊急一時保護施設の運営費等を補助し、支援体制を確保します。

4 加害者更生プログラムへの事業費補助 **100万円(100万円)**

DV被害者支援の一環として、様々な形で加害者更生プログラムを実施している民間団体への補助を行います。

5 母子生活支援施設緊急一時保護事業 **4,891万円(6,435万円)**

DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。

16 児童扶養手当等

千円				
本年度	9,364,815	本年度の 財源内訳	国	2,753,343
前年度	10,457,490		県	0
差引	△1,092,675		その他	20,285
			市費	6,591,187

事業内容

ひとり親家庭等に対して、手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。

重点II

1 児童扶養手当 **85億3,407万円(96億174万円)**

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。

なお、児童扶養手当の事務処理について、区役所業務の一部集約化を全区展開し、市民の利便性向上及び事務の効率化を図ります。

- (1) 支給月 奇数月に前2か月分を支給
- (2) 月平均児童数 23,294人
- (3) 手当額(児童1人あたり・月額)

	全部支給	一部支給
児童1人目	46,690円	46,680～11,010円
児童2人目以降 1人につき	11,030円	11,020～5,520円

※手当額は、「全国消費者物価指数」に合わせて毎年4月に改定
※R6.11月分から、所得制限限度額の引上げ及び第三子の手当額が増額

2 特別乗車券の交付 **8億3,075万円(8億5,575万円)**

児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。(世帯に1枚交付)

地域交通にも対応しています。
【8年度交付見込み】12,408枚

17 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化

千円

本年度	4,239,903	本年度の 財源内訳	国	1,253,644
前年度	5,734,734		県	106,935
差引	△ 1,494,831		その他	25,798
			市費	2,853,526

事業内容

「横浜市子供を虐待から守る条例」を基に、支援策の充実や組織的対応の強化、人材育成、関係機関相互の連携強化、広報・啓発等により、総合的な児童虐待防止対策を推進します。

1 児童虐待対策の総合的な推進 <拡充>

重点!

10億7,605万円(9億5,402万円)

(1) 区役所の相談支援機能の強化<拡充> **新中期**

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの包括的な相談支援を強化するため、区こども家庭支援課に「こども家庭センター機能」を設置しており、8年度は、6区(鶴見区・港南区・港北区・戸塚区・泉区・瀬谷区)で運営します。

9年度の全区設置に向けて、専門職の業務効率化を進め、こどもやその家庭が抱える多様な課題や相談に対応できるよう、専門職向け研修を充実し、人材育成を推進します。

(2) 新たな児童家庭相談システムの構築 **新中期**

区こども家庭支援課と児童相談所において、こどもと家庭の支援に関する情報を一元管理し、情報共有を円滑化する新たな児童家庭相談システムを構築し、令和8年度中に運用を開始します。これにより、業務効率化を図り、専門職による個別支援や地域支援を強化します。

(3) 多言語通訳対応の充実<拡充> **新中期**

こどもとその家庭への支援を充実させるため、タブレット端末によるオンラインでの多言語通訳対応について、区役所窓口での実施に加え、家庭訪問等での活用を全区で実施します。

○実施区 新規12区、継続6区

(4) こども家庭相談 **新中期**

こども本人からの相談や妊娠期から思春期までの子育てに関する様々な不安や悩み、不登校やいじめ、ヤングケアラーなどの幅広い内容に対して、保健師・助産師や社会福祉職などの専門職が電話相談や来所相談に応じ、情報提供や専門機関への紹介等、適切な支援を行います。

(5) 区役所における人材の育成 **新中期**

虐待対応における専門性強化のため、専門家による研修やスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図るとともに、区役所の調整担当者に対して、児童福祉法に規定する調整担当者研修を実施します。

また、区役所へ児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医や、児童福祉の専門家を派遣し、児童虐待対応力の向上を図ります。

(6) 関係機関との情報共有、連携強化 **新中期**

要保護児童対策地域協議会の支援体制の維持・向上のため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。

また、県と協力し、児童相談所と警察との迅速な連携のため、システムを活用した情報共有を行います。

(7) 親子関係形成支援<拡充> **新中期**

こどもとの関わり方や子育てに悩み、不安を抱えるなど、支援が必要な保護者に対し、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

8年度は、6区でモデル実施します。

○実施区 新規3区、継続3区

(8) 児童虐待防止の広報・啓発 **新中期**

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、公共交通機関やSNS等を活用した広報啓発に取り組みます。

また、重篤事例の検証結果を踏まえ、こどもの命の尊重や体罰等によらない子育ての広報啓発に取り組みます。

2 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化<拡充>

31億6,385万円(47億8,071万円)

令和8年4月1日に新たに東部児童相談所を鶴見区に開設し、5か所の児童相談所で、相談や調査・支援、児童の一時保護等を実施します。

また、児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制を強化するとともに、人材の育成に取り組みます。

(1) 児童虐待防止対策事業<拡充>

児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組みます。

ア 児童虐待の相談・通告への対応

「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

イ 在宅支援における訪問相談・安全確認等の充実<拡充>

在宅での養育の安定を図るため、児童相談所から養育支援家庭訪問員や養育支援ヘルパーを派遣し相談や家事支援を行うことにより、児童の安全確認の徹底と再発防止に取り組みます。

8年度は、養育支援ヘルパーの委託料単価を引き上げます。

ウ 法律や医療等の専門的対応力の強化

弁護士・医師や児童相談所業務の専門家等による高度な知見に基づき、対応困難な事例に対し、適切な評価・判断による支援を行います。弁護士による児童相談所職員への法的助言の機会を確保します。

エ 一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例への対応と児童対象性暴力等の防止<拡充>

一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、より安心して過ごせるように児童の権利擁護や個別的なケアを推進していきます。

引き続き、児童の安全に配慮しながら原籍校への通学支援を行うことで教育を受ける機会を確保するとともに、「横浜市こどもの意見表明支援事業」を活用し、一時保護施設入所児童の意見表明の機会を、月1回から月2回の実施に拡充します。

オ 児童相談所DX事業の推進

児童福祉司が保護者や児童との面接時等にタブレット端末にて、動画やイラストを用いて、よりわかりやすく説明し、こどもの意見を適切に聴取できるように取り組みます。

カ 児童相談所における人材の育成

保育所や学校等にこどもや家庭の見守りのポイントについて助言を行い、早い段階で必要な支援窓口につなげる、アーリーヘルプが担える人材を育成します。

(2) 児童相談所等の整備・環境改善<新規>

7年度に発生した児童相談所一時保護施設内での盗撮事件の再発防止の取組の一環として、児童の安心・安全確保のため、一時保護施設の共用部に防犯カメラの追加設置を進めます。

また、北部児童相談所一時保護所の空調設備更新工事及び南部児童相談所の空調設備の追加設置工事を実施します。

■コラム

～横浜市子供を虐待から守る条例について～

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、こどもが虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力でこどもと家庭を支える環境づくりを推進するため、議員提案により平成26年6月に制定され、同年11月に施行されました。

また、令和元年6月に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止が明文化されたことなどを踏まえ、令和3年10月に本条例の一部改正を行いました。

体罰など、こどもの品位を傷つける行為がなく、全てのこどもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

本条例において、横浜市、市民、保護者及び関係機関等の責務を定め、児童虐待対策の具体的な取組を明確にし、児童虐待防止及び適切な対応に取り組んでいます。

18 社会的養育の推進

千円				
本年度	9,914,122	本年度の 財源内訳	国	4,419,127
前年度	9,161,219		県	93,449
差引	752,903		その他	74,280
			市費	5,327,266

事業内容

支援が必要な家庭で暮らすこどもや、代替養育を必要とするこどもが、落ち着いた環境の中で安定した生活が送れるよう、社会的養育推進計画に基づいて取組を進めていきます。

1 里親制度等の推進 3億4,644万円 (2億9,658万円)

(1) 里親の確保に向けた取組

里親フォスタリング機関を活用して、アウトリーチ型の里親リクルートを積極的に行うほか、制度説明会や個別相談会についてオンライン開催など開催方法を工夫して、担い手を増やします。併せて、里親の法定研修のほか、各種研修の実施により里親の養育力を高めます。

また、里親支援センターの設置に向けて、関係機関等との連携方法など検討を行います。

(2) 里親家庭への支援<拡充>

児童相談所の里親専任職員や里親対応専門員が施設など関係機関と連携して、委託前から委託後まで丁寧に支援します。

こどもと里親との委託前の交流や関係調整を十分に行うために、里親委託のための調整期間における生活費等を新たに支給します。

(3) ファミリーホーム事業

地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホームを運営します。新規開設時の物件探しのサポートや費用補助を行うことで、新規ホームの開設を支援します。

2 養育支援の充実<拡充> 8億7,537万円 (7億1,715万円)

(1) 横浜型児童家庭支援センター<拡充>

児童家庭支援センターで、相談員や心理担当職員が家庭の子育てに関する様々な相談に応じ、区役所・児童相談所など関係機関と連携し専門的な相談、支援が必要な家庭の見守りなどを行います。また、訪問等による指導・支援を月2件から月3件に拡充し職員配置加算を創設します。

(2) 子育て短期支援事業

保護者の病気等の理由で、一時的に家庭でのこどもの養育が難しくなった場合、各区の児童家庭支援センターや市内の乳児院等でショートステイやトワイライトステイなどの一時的な預かりを実施します。

3 児童措置費等 80億3,440万円 (76億1,666万円)

児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設や里親等に措置・委託した際や、母子生活支援施設や助産施設に入所した際の、施設の運営等にかかる費用を支弁します。また、入所児童等の教育費や、施設職員の処遇改善や経験等に応じた加算を実施し、児童の養育環境の向上を図ります。

また、施設職員の専門性の向上のため、「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得に係る費用（研修受講費、旅費、代替職員の配置等）を支弁します。

重点1

4 こどもの意見表明支援事業<拡充> 1,731万円 (1,438万円)

意見表明支援員による児童養護施設等への訪問先に、児童相談所一時保護施設を加えて実施し、児童福祉法に定める「こどもが意見を表明する機会」を確保します。

5 施設を退所するこども等への支援

6億4,061万円 (5億1,646万円)

(1) 社会的養護自立支援拠点事業 新中期

施設等入退所者や、虐待を受けた経験がありながらこれまで公的支援につながらなかった人等が、社会で自立した生活を送れるよう相談支援を実施し、居場所(B4S PORT よこはま)の運営や心理的ケア、弁護士等の配置等により法律相談を行います。

また、帰住先を失っている対象者を一時的に宿泊させ、食事・入浴等の提供、専門的アドバイスを実施します。

(2) 資格等取得支援事業

施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得の費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。

(3) 児童自立生活援助事業

主に、義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営します。

■ 施策分野 3

基本施策 ⑨

19 ワーク・ライフ・バランスの推進

千円

本年度	12,197	本年度の 財源内訳	国	0
前年度	10,654		県	8,283
差引	1,543		その他	0
			市費	3,914

事業内容

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、普及・啓発、父親育児支援、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組みます。

1 ワーク・ライフ・バランスの推進〈拡充〉 1,220万円(1,065万円)

(1) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援〈拡充〉

結婚を希望する方や子の結婚を希望する保護者向けにセミナーを開催します。

また、高校生等の若い世代向けに、自分自身の考えや見通しを整理するための機会や知識の提供など、ライフデザイン支援に取り組みます。

○ライフデザイン支援実施箇所数 4 か所
(令和7年度：2 か所)

(2) 父親育児支援

地域ケアプラザ等の身近な施設及び市内企業においても父親育児支援講座を開催します。

また、横浜市子育て応援アプリ「パマトコ」等による情報発信を行います。

(3) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

社会全体で子育てに取り組む気運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。

■ 計画の推進

20 計画の推進

千円

本年度	37,409	本年度の 財源内訳	国	0
前年度	21,549		県	0
差引	15,860		その他	0
			市費	37,409

事業内容

横浜の将来を担う子ども・青少年の健やかな成長のため、各計画を着実に推進します。

重点!

1 子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの推進〈拡充〉
1,741万円(2,032万円)

(1) こどもの意見を大切にする取組の推進〈拡充〉

新たに、こどもを委員とする会議等により、こどもの意見を聴取し、施策に反映していくための取組を推進するとともに、こどもの意見を社会全体で大切にしていくための広報・啓発を行います。

(2) 計画の推進に係る調査等

柔軟に施策を展開していくため、ニーズの把握や事業の効果検証などの視点を盛り込んだ、子育て世帯向け意識調査等を行います。

(3) 横浜市子ども・子育て会議の開催

有識者や子育て支援者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画の実施状況の点検・評価等に関する審議を行います。

2 横浜市こどもの貧困対策に関する計画の推進〈拡充〉 新中期 重点!

(1) 次期計画の策定〈新規〉

今後5か年(9年度~13年度)で取り組む施策を示す第3期計画を策定するため、実態把握調査や支援者・有識者からの意見聴取、市民意見募集等を実施します。

(2) こどもの貧困対策に関する計画推進会議の開催

子どもや家庭への支援に関わる団体や学識経験者等からなる会議において、計画推進や次期計画策定のための意見聴取等を行います。

■ 施策分野 3

基本施策 ⑨

21 児童手当

千円

本年度	70,040,705	本年度の 財源内訳	国	56,651,186
前年度	70,226,920		県	6,521,110
差引	△186,215		その他	7,187
			市費	6,861,222

事業内容

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。

1 児童手当

700億4,071万円 (702億2,692万円)

重点II

(1) 支給対象児童
0歳から高校生年代までの児童

(2) 支給額 (児童1人あたり)

3歳未満	第1・2子	月額 15,000円
	第3子以降	月額 30,000円
3歳以上 高校生年代まで	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 30,000円

(3) 支給時期
偶数月にそれぞれの前2か月分までを支給

(4) 月平均児童数
472,753人

■ 特別会計 (母子父子寡婦福祉資金会計)

22 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
(母子父子寡婦福祉資金会計)

千円

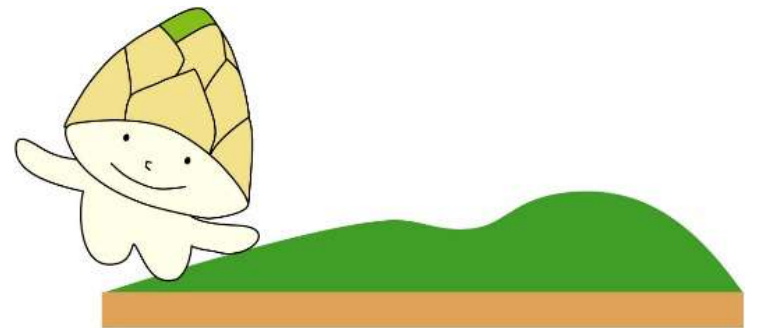
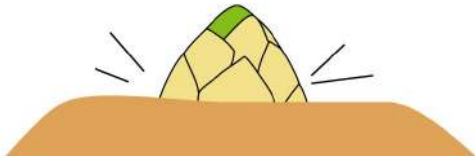
本年度	619,069	本年度の 財源内訳	国	0
前年度	320,099		県	0
差引	298,970		その他	574,874
			市費	44,195

事業内容

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。

1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 6億1,907万円 (3億2,010万円)

- (1) 対象者
 - ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等
 - イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人
- (2) 主な資金
修学資金、就学支度資金等 (12資金)
- (3) 貸付利子
無利子又は年利1.0%
- (4) 償還について
滞納者に対しては電話・通知での償還交渉を行います。
○期間：据置 (6か月又は1年) 後3年～10年以内
- (5) 貸付限度額 (例：修学資金)
 - 私立高校 (自宅通学)：30,000円/月額
 - 私立大学 (〃)：72,000円/月額
 - 大学院 (修士課程)：88,000円/月額
- (6) 国への償還及び一般会計への繰入れ
6年度の決算において生じた剰余金について、国の定める算定方法に基づき、一部を国へ償還し、一部を一般会計へ繰り入れます。
 - 国への償還額 2億7,107万円 (7年度：6,821万円)
 - 一般会計繰出金 1億3,523万円 (7年度：3,403万円)



財源創出の取組

令和8年度予算編成は、持続可能な市政運営を実現するため、「財政ビジョン」「中期計画」「行政運営の基本方針」の『3つの市政方針』に基づき、全庁一丸となって『創造・転換』を理念とする財源創出に取り組みました。

こども青少年局における財源創出額合計

令和8年度 63件 3,386,471千円
 (令和7年度 67件 4,225,194千円)

<当局の主な財源創出の取組>

事業名	財源創出の内容	財源創出額
「創造・転換」による財源創出（歳出削減の取組）		
保育・教育施設向上支援費	連携施設受諾促進加算について、実態のコストや他都市の実施状況、時限的措置としていた経過を踏まえ、見直すことで扶助費を削減	1,492百万円
	持ち物負担軽減助成について、実態に即した助成対象に見直しすることで、扶助費を削減	81百万円
放課後キッズクラブ事業	夏休み中の「遊びの場」について、実態を踏まえた見直しを行うことで、補助金を削減	156百万円
保育・教育人材確保事業	保育所宿舍借り上げ支援事業補助金について、一人1回の利用に制度を見直すこと等で補助金等を削減	72百万円
一時保育事業	利用児童加算助成等について、実態を踏まえた見直しを行うことで内容を見直すことで扶助費を削減	55百万円

事業名	財源創出の内容	財源創出額
「創造・転換」による財源創出（歳入確保の取組）		
保育・教育施設向上支援費	国の加算取得を促進することで、歳入を確保	449百万円
寄り添い型生活支援事業	根拠法令を切り替えることにより、更なる国補助を獲得することで、歳入を確保	134百万円
放課後児童サポート事業	昼食提供事業についての財政措置を本市独自要望として国に対して要望・協議し、歳入を確保	102百万円
個人版ふるさと納税、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の推進		
社会的養護自立支援拠点事業	社会福祉基金を活用した寄付受入れ	33百万円
ひとり親家庭等自立支援事業	社会福祉基金を活用した寄付受入れ	17百万円
寄り添い型生活支援事業	社会福祉基金を活用した寄付受入れ	11百万円
保育所等整備事業	企業版ふるさと納税制度の活用	2百万円
親と子のつどいの広場事業	企業版ふるさと納税制度の活用	2百万円

横浜市中期計画(素案)における施策群別の予算概要掲載項目について

施策群 6

子育て支援

予算概要掲載項目名	掲載ページ
横浜子育てサポートシステム事業	P.15
子育て応援アプリ「パマトコ」事業	P.16
子育て応援賃貸住宅における交流促進等事業	P.16
私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～	P.19
私立幼稚園等一時預かり保育事業	P.19
保育所等での一時保育事業	P.20
乳幼児一時預かり事業	P.20
土日祝日一時預かり事業（仮称）	P.20
24時間いつでも預かり保育事業	P.20
商業・集客施設等での横浜型短時間預かり事業	P.21
イベント時等の横浜型短時間預かり補助事業	P.21
こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業	P.21

施策群 7

保育・幼児教育

予算概要掲載項目名	掲載ページ
施設型給付及び地域型保育給付	P.17
保育・教育施設及び地域型保育向上支援費	P.17
横浜保育室助成事業	P.18
認可外保育施設等への助成	P.18
私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費	P.19
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	P.19
病児・病後児保育事業	P.21
保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保	P.24
年度限定保育事業	P.25
入所が可能な小規模保育事業への送迎支援	P.25
施設整備によらない待機児童対策モデル事業	P.25
保育所等経営課題分析・サポート事業	P.25
保育所等の整備	P.26
保育・教育コンシェルジュの配置及び個別フォローの実施	P.26
園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信	P.26

施策群8 こどもの体験機会づくりと居場所の充実

予算概要掲載項目名	掲載ページ
プレイフルラーニングの実施	P.22
放課後キッズクラブ事業	P.27
放課後児童クラブ事業	P.27
放課後児童サポート事業	P.27

施策群15 障害児・者支援

予算概要掲載項目名	掲載ページ
地域療育センター運営事業	P.30
障害児通所支援事業	P.31
障害児医療連携支援事業	P.31

施策群19 困難を抱えた人の支援

予算概要掲載項目名	掲載ページ
青少年相談センターにおける相談・支援事業	P.32
地域ユースプラザ事業	P.32
若者サポートステーションにおける相談・支援	P.32

施策群9 困難な状況にある子ども・家庭への支援

予算概要掲載項目名	掲載ページ
困難を抱える若者に対するSNS相談事業 (よこはま子ども・若者相談室)	P.32
ヤングケアラー支援事業	P.32
寄り添い型生活支援事業	P.32
ひとり親家庭等自立支援事業	P.33
区役所の相談支援機能の強化	P.35
新たな児童家庭相談システムの構築	P.35
多言語通訳対応の充実	P.35
こども家庭相談	P.35
区役所における人材の育成	P.35
関係機関との情報共有、連携強化	P.35
親子関係形成支援	P.35
児童虐待防止の広報・啓発	P.35
社会的養護自立支援拠点事業	P.37
横浜市こどもの貧困対策に関する計画の推進	P.38

横浜市子どもの貧困対策に関する計画と令和8年度予算概要との関係

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画（4年度～8年度）」に基づき、こどもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めていきます。

項目名

掲載ページ

1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

寄り添い型生活支援事業

P32

寄り添い型学習支援事業《健康福祉局》

—

放課後学び場事業《教育委員会事務局》

—

就学奨励事業《教育委員会事務局》

—

2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

こども食堂等支援事業

P29

青少年相談センターにおける相談・支援事業

P32

地域ユースプラザ事業

P32

若者サポートステーションにおける相談・支援

P32

困難を抱える若者に対するSNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室）

P32

ヤングケアラー支援事業

P32

困難を抱える高校生支援事業（横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援等）《教育委員会事務局》

—

3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

ひとり親家庭等自立支援事業

P33

児童扶養手当

P34

ひとり親世帯等に対する減免制度

—

4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

社会的養護自立支援拠点事業

P37

※放課後児童サポート事業の長期休業期間中における昼食提供について、利用料金の半額減免を新設



CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん

